平 成 27 年 度

固定資產概要調書

神戸市行財政局主税部固定資産税課

目 次

I	土地	に関	する	概要調書	
	第	1	表	納税義務者数に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第	2	表	総括表	2
	第	3	表	納税義務者区分による土地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	第	4	表	宅地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	第	5	表	宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	第	6	表	宅地等の負担調整に関する調(商業地等) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	第	7	表	宅地等の負担調整に関する調(農地+造成費として評価される農業用施設用地・生産緑地地区内の宅地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	第	8	表	宅地等の負担調整に関する調(宅地計・一般山林) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	第	9	表	宅地等の負担調整に関する調(複合利用鉄軌道用地(小規模住宅用地・一般住宅用地)) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	第	10	表	宅地等の負担調整に関する調(宅地比準土地・宅地比準土地以外・総計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	第	11	表	農地の負担調整に関する調(一般市街化区域農地・介在農地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	第	12	表	農地の負担調整に関する調(一般農地・合計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	第	13	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成23年度以前の課税分から新たに市街化区域農地となったもの) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	第	14	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成24・25年度の課税分から新たに市街化区域農地となったもの) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	第	15	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成26・27年度の課税分から新たに市街化区域農地となったもの) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	第	16	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(合計)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	第	17	表	課税標準の特例等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	第	18	表	介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	第	19	表	負担調整措置等による軽減額に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	第	20	表	段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
П	家屋	に関	する	· 概要調書	
	第	21	表	納税義務者数に関する調	43
	第	22		#1/00-88/5/日	44
	第	23		Mind	45
	第	24	•	大造家屋に関する調	46
	第	25		木造以外の家屋に関する調(1)事務所、店舗、百貨店、銀行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	第	26		木造以外の家屋に関する調(2)住宅、アパート ····································	49
	第	27		木造以外の家屋に関する調 (3) 病院、ホテル ····································	50
	第	28		木造以外の家屋に関する調(4)工場、倉庫、市場 ····································	51
	第	29		木造以外の家屋に関する調(5)その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	第	30		木造以外の家屋に関する調(6)合計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	第	31		新増分家屋に関する調(1)木造家屋 ····································	54
		32		新増分家屋に関する調(2)木造以外の家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	স্ট	04	200	が1473年に内 7 3 141 (2 1 7 122/7 127 24年	JJ

	第	33	表	減少分家屋に関する調(1)木造家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
	第	34	表	減少分家屋に関する調(2)木造以外の家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
	第	35	表	課税標準額等に関する調(その1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	第	36	表	課税標準額等に関する調(その 2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	第	37	表	法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	第	38	表	建築年次区分による家屋に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
	第	39	表	家屋の変動に関する調	64
	第	40	表	法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調(平成26年度に新たに軽減の対象となったもの) ・・・・・	65
	第	41	表	法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を受けなかった住宅の個数に関する調(平成26年度に新たに課税の対象となったもの) ・・・	66
	第	42	表	法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調(平成26年度に新たに軽減の対象となったもの) ・・・・・	67
	第	43	表	新築住宅に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
	第	44	表	法附則第56条等の規定による軽減税額等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	第	45	表	法附則第55条及び第55条の2の規定による減額課税等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
	第	83	表	需要事情による減点補正実施状況等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
	第	84	表	不均衡是正実施状況に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
	第	85	表	在来分家屋の減価状況に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	第	86	表	積雪・寒冷補正による減価額の状況に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
	第	87	表	家屋の評価方法別棟数調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	第	88	表	木造家屋に係る物価水準による補正率別団体数調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	第	90	表	建築年次区分による在来分家屋の減価状況に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
	第	98	表	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調(家屋)(法附則第15条関係(再掲)) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
Ш	都市	計庫	i 秘 / ニ	関する概要調書	
	第	51		都市計画区域及び課税区域に関する調 ····································	80
	第	52			81
	第	53		地積及び床面積等に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	第	54		決定価格及び課税標準額に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
	第	55		平成28年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
	第	56		三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
	第	57		課税標準の特例に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
	第	58		課税標準の特例に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	第	59		宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
	第	60		宅地等の負担調整に関する調(商業地等・宅地計・その他) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
	第	61		宅地等の負担調整に関する調(その他・合計)	102
	第	62		農地の負担調整に関する調 ····································	104
	第	97	表	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調(法附則第15条関係(再掲)) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106

IV 償却資産に関する概要調書

	第	69	表	納税義務者数に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
	第	70	表	償却資産の価格等に関する調(市町村計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
	第	71	表	償却資産の価格等に関する調(個 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
	第	72	表	償却資産の価格等に関する調(法 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
	第	73	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法第349条の3関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
	第	74	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)(法附則第15条関係) ・・・・・・・・	114
	第	75	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(2)(法附則第15条関係) ・・・・・・・・	116
	第	76	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法附則第15条の2, 第15条の3, 旧法附則第16条の2) ・・・・	118
	第	77	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法附則第56条,第56条の2) ・・・・・・・	119
	第	78	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
	第	79	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
	第	80	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
	第	99	表	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調(法附則第15条関係(再掲)) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
v	市町	ᅕᆉᅕ	付全	に関する概要調書	
٧	I I I III I	אל ניד	~ 1.1 AT		
				平成26年度 市町村交付金の交付額等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	124

I 土地に関する概要調書

地	方公	大区]体:	コー	ド	表都 7	番号
2	8	1	0	0	0	0	1

平成27年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

							(1)	(2)	(3)
個 人・別法人の別	N Z	分	行 9	番	号	総数	(人) (イ)	法定免税点未満 のもの(人) 19(イ)-(ハ) (ロ)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32
個	人		0	1	0		295, 274	14, 006	281, 268
法	人		0	2	0		16, 140	1, 005	15, 135
	計		0	3	0		311, 414	15, 011	296, 403

地1	方グ	大学]体:	コー	ド	表都 7	§号 8
2	8	1	0	0	0	0	2

第2表 総 括 表

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

_		———				(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)				(8)	(9)	(10)
		▼ 区 分					地	積					決	定価	格				課	兑 標 🧵	準 額
			行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの(ホ)-(ト)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	
地			9			12 (m²)(イ)	27 (m²)(□)	42 (m²)(ハ)	57 (m²)(二) ₇₁	9			12 (千円)(ホ)	27 (千円)(へ)	42 (千円)(ト)56	9			12 (千円)(チ)	27 (千円)(リ)	42(千円)(ヌ)6
田		一 般 田	0	1	0	3, 617, 391	43, 537, 925	1, 197, 545	42, 340, 380	0	1	1	6, 157, 524	163, 567	5, 993, 957	0	1	2	6, 156, 892	163, 531	5, 993, 361
Щ		介 在 田 · 方街化区域田	0	2	0	48, 009	987, 402	930	986, 472	0	2	1	14, 979, 632	5, 747	14, 973, 885	0	2	2	5, 031, 292	1, 933	5, 029, 359
		一 般 畑	0	3	0	1, 203, 175	5, 261, 753	398, 847	4, 862, 906	0	3	1	368, 178	27, 662	340, 516	0	3	2	368, 087	27, 656	340, 431
畑		介 在 畑 · 方街化区域畑	0	4	0	6, 545	271, 414	9, 323	262, 091	0	4	1	6, 238, 619	7, 505	6, 231, 114	0	4	2	2, 273, 083	2, 910	2, 270, 173
		小 規 模 住 宅 用 地	0	5	0	/	55, 747, 480	207, 873	55, 539, 607	0	5	1	4, 420, 455, 359	6, 257, 807	4, 414, 197, 552	0	5	2	730, 049, 829	1, 038, 998	729, 010, 831
宅	_	一般住宅用地	0	6	0		8, 027, 502	4, 922	8, 022, 580	0	6	1	372, 490, 546	85, 550	372, 404, 996	0	6	2	122, 944, 307	28, 472	122, 915, 835
地		住 宅 用 地 以 外 の 宅 地	0	7	0		35, 727, 296	4, 589	35, 722, 707	0	7	1	2, 448, 878, 556	54, 912	2, 448, 823, 644	0	7	2	1, 636, 376, 619	37, 216	1, 636, 339, 403
		計	0	8	0	21, 615, 773	99, 502, 278	217, 384	99, 284, 894	0	8	1	7, 241, 824, 461	6, 398, 269	7, 235, 426, 192	0	8	2	2, 489, 370, 755	1, 104, 686	2, 488, 266, 069
		塩 田	0	9	0	0			/	0	9	1				0	9	2			
	鉱 泉 地		1	0	0	380	285	20	265	1	0	1	23, 848	184	23, 664	1	0	2	21, 947	185	21, 762
	池 沼		1	1	0	198, 535	107, 181	4, 703	102, 478	1	1	1	35, 864	665	35, 199	1	1	2	25, 570	488	25, 082
Щ		一般山林	1	2	0	50, 646, 891	81, 731, 099	9, 406, 745	72, 324, 354	1	2	1	1, 269, 103	145, 151	1, 123, 952	1	2	2	1, 269, 091	145, 151	1, 123, 940
林	- 1	介 在 山 林	1	3	0	764, 968	4, 937, 826	203, 583	4, 734, 243	1	3	1	6, 822, 191	81, 894	6, 740, 297	1	3	2	4, 652, 469	55, 900	4, 596, 569
		牧 場	1	4	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1	4	2	0	0	0
		原 野	1	5	0	3, 151, 183	3, 535, 988	394, 704	3, 141, 284	1	5	1	1, 104, 693	35, 271	1, 069, 422	1	5	2	791, 142	27, 488	763, 654
	⊐	ゴルフ場用地	1	6	0	997, 727	12, 201, 788	653	12, 201, 135	1	6	1	24, 212, 062	935	24, 211, 127	1	6	2	16, 862, 520	655	16, 861, 865
+"	遊	喜園地等の用地	1	7	0	825	274, 128	0	274, 128	1	7	1	507, 136	0	507, 136	1	7	2	354, 995	0	354, 995
雑		単 体 利 用	1	8	0	475, 878	1, 966, 509	41	1, 966, 468	1	8	1	54, 912, 481	231	54, 912, 250	1	8	2	36, 699, 546	160	36, 699, 386
	鉄軌	小规模住宅用地	1	9	0		151	0	151	1	9	1	20, 349	0	20, 349	1	9	2	3, 392	0	3, 392
種	道	一般住宅用地	2	0	0		0	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0
	用地		2	1	0		268, 964	0	268, 964	2	1	1	38, 285, 779	0	38, 285, 779	2	1	2	25, 229, 462	0	25, 229, 462
地		計	2	2	0	2, 308	269, 115	0	269, 115	2	2	1	38, 306, 128	0	38, 306, 128	2	2	2	25, 232, 854	0	25, 232, 854
	そ	の他の雑種地	2	3	0	120, 977, 706	14, 356, 979	442, 936	13, 914, 043	2	3	1	119, 728, 309	330, 259	119, 398, 050	2	3	2	81, 257, 204	231, 492	81, 025, 712
		計	2	4	0	122, 454, 444	29, 068, 519	443, 630	28, 624, 889	2	4	1	237, 666, 116	331, 425	237, 334, 691	2	4	2	160, 407, 119	232, 307	160, 174, 812
	その他 2 5 0 84,371,036			2	5	1				2	5	2									
		合 計	2	6	0	288, 078, 330	268, 941, 670	12, 277, 414	256, 664, 256	2	6	1	7, 516, 490, 229	7, 197, 340	7, 509, 292, 889	2	6	2	2, 670, 367, 447	1, 762, 235	2, 668, 605, 212

地1	方グ	共区]体:	コー	ド	表看 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	0	2

第2表 総 括 表 (つづき)

都	道系	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

							(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
			区 分					筆	数		単位当7	とり 価格
		_	<u> </u>	行	番	号	非課税地筆数	評 価 総 筆 数	法定免税点未満 のもの(ヲ)-(カ)	法定免税点	平均 価格	最 高 価 格
地		目		9			12 (筆)(ル)	27 (筆)(ヲ)	42 (筆)(ワ)	57 (筆)(力)	(州) (日) (円/m²)(日)	72 (円/㎡)(夕) 80
田		-	般 田	0	1	3	20, 195	46, 698	2, 291	44, 407	141	151
Щ			在 田 ・ 化 区 域 田	0	2	3	238	2, 722	23	2, 699	15, 171	231, 084
ли		_	般 畑	0	3	3	3, 372	9, 516	978	8, 538	70	72
畑			在 畑 · 化 区 域 畑	0	4	3	47	1, 162	43	1, 119	22, 986	173, 750
		小 主	規 模 宅 用 地	0	5	3		351, 587	5, 922	345, 665	79, 294	1, 574, 892
宅			住宅用地	0	6	3		92, 607	461	92, 146	46, 402	514, 000
地	É 以	主 し 外	宅 用 地	0	7	3		76, 794	346	76, 448	68, 544	2, 255, 803
			計	0	8	3	44, 092	520, 988	6, 729	514, 259	72, 780	2, 255, 803
	j	塩	田	0	9	3	0					
	鉱		泉 地	1	0	3	6	41	1	40	83, 677	1, 741, 155
	ì	池	沼	1	1	3	242	253	13	240	335	35, 300
Щ	_	- :	般山林	1	2	3	14, 723	28, 327	6, 649	21, 678	16	16
林	Í	îr i	在 山 林	1	3	3	579	5, 282	713	4, 569	1, 382	71, 000
	!	牧	場	1	4	3	0	0	0	0	0	0
	J	原	野	1	5	3	3, 322	6, 138	1, 091	5, 047	312	63, 700
	ゴ	ル	フ場用地	1	6	3	79	3, 305	5	3, 300	1, 984	13, 500
ħ.K-	遊	園士	地等の用地	1	7	3	2	37	0	37	1, 850	1,850
雑	Art.	単	i 体 利 用	1	8	3	959	3, 419	4	3, 415	27, 924	115, 000
	鉄軌		小規模住宅用地	1	9	3		10	0	10	134, 762	134, 762
種	道田	複合	一般住宅用地	2	0	3		0	0	0	0	0
	用地	利用	住宅用地以外	2	1	3		702	0	702	142, 345	715, 419
地			計	2	2	3	15	712	0	712	142, 341	715, 419
	そ	の(也の雑種地	2	3	3	122, 978	29, 110	3, 239	25, 871	8, 339	848, 000
			計	2	4	3	124, 033	36, 583	3, 248	33, 335	8, 176	848, 000
	そ		の 他	2	5	3						
	,	合	計	2	6	3	210, 849	657, 710	21, 779	635, 931	27, 948	

地	方グ	〉共 区]体:	コー	k	表都 7	番号
2	8	1	0	0	0	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	$\overline{}$	区分				納税義	務者数	地	積	決 定	価 格
地			行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	法 人
10			9			12 (人)(イ)	22 (人)(口)	32 (m²)(>\)	44 (m²)(=)	56 (千円)(ホ)	68 (千円)(へ) 79
田田		一 般 田	0	1	0	7, 625	25	42, 296, 537	43, 843	5, 988, 358	5, 599
Щ	市	* 在 田 · 街 化 区 域 田	0	2	0	1, 100	11	978, 920	7, 552	14, 894, 416	79, 469
畑		一 般 畑	0	3	0	3, 703	22	4, 551, 419	311, 487	318, 182	22, 334
ДЩ	介市	* 在 畑 · 街 化 区 域 畑	0	4	0	754	16	257, 208	4, 883	6, 126, 560	104, 554
	住	小 規 模 : 宅 用 地	0	5	0	261, 162	6, 879	49, 333, 188	6, 206, 419	3, 853, 224, 712	560, 972, 840
宅	_	般住宅用地	0	6	0	69, 257	1, 017	7, 634, 591	387, 989	347, 097, 751	25, 307, 245
地	住以		0	7	0	30, 305	10, 150	8, 568, 561	27, 154, 146	626, 524, 845	1, 822, 298, 799
		計	0	8	0	360, 724	18, 046	65, 536, 340	33, 748, 554	4, 826, 847, 308	2, 408, 578, 884
	垃	蒀 田	0	9	0						
	鉱	泉 地	1	0	0	11	22	79	186	2, 770	20, 894
	K	也 沼	1	1	0	24	30	18, 150	84, 328	3, 040	32, 159
Щ	_	般 山 林	1	2	0	4, 421	391	42, 687, 247	29, 637, 107	663, 340	460, 612
林	介	在 山 林	1	3	0	1, 459	360	2, 076, 553	2, 657, 690	2, 513, 117	4, 227, 180
	4	女 場	1	4	0	0	0	0	0	0	0
	原	更 野	1	5	0	1, 948	165	1, 910, 509	1, 230, 775	611, 931	457, 491
	ゴ	ルフ場用地	1	6	0	193	37	2, 675, 237	9, 525, 898	3, 998, 857	20, 212, 270
	遊	園地等の用地	1	7	0	0	2	0	274, 128	0	507, 136
雑		単 体 利 用	1	8	0	4	34	465	1, 966, 003	3, 261	54, 908, 989
	鉄軌	小規模住宅用地	1	9	0	0	2	0	151	0	20, 349
種	道	複 一般住宅用地	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	用 地	1利 住宅用地以外	2	1	0	6	40	813	268, 151	20, 565	38, 265, 214
地		計	2	2	0	6	42	813	268, 302	20, 565	38, 285, 563
邱	そ	の他の雑種地	2	3	0	9, 057	1,510	6, 788, 826	7, 125, 217	53, 676, 630	65, 721, 420
		計	2	4	0	9, 260	1, 625	9, 465, 341	19, 159, 548	57, 699, 313	179, 635, 378
	É	計	2	5	0	391, 029	20, 713	169, 778, 303	86, 885, 953	4, 915, 668, 335	2, 593, 624, 554
	É	計	2	5	0	391, 029	20, 713	169, 778, 303	86, 885, 953	4, 915, 668, 335	2, 593, 624, 55

概調土一5

地1	方グ	类区]体:	ュー	ド	表番号 7 8		
2	8	1	0	0	0	0	3	

第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_			—				(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
			区 分				課税	票準額	筆	数	単位			価 格 ·
			<u>~</u>	行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	平均	価格	最高	価格
地		目		9			12 (千円)(ト)	24 (千円)(チ)	36 (筆)(リ)	46 (筆)(ヌ)	(<u>ホ)</u> 個 人 ^(ハ) (円/㎡)(ル)	<u>(△)</u> 法 人 ^(二) (円/㎡)(ヲ)	個 56 (円/㎡)(ワ)	法 人 67 (円/㎡)(カ) 77
ш		_	般 田	0	1	1	5, 987, 777	5, 584	44, 336		142	128	151	151
田		介 街 イ	E 田 · 比区域田	0	2	1	4, 997, 038	32, 321	2, 677	22	15, 215	10, 523	231, 084	19, 650
畑		-	般 畑	0	3	1	318, 098	22, 333	8, 498	40	70	72	72	72
ДЩ		介 街 イ	上区域畑	0	4	1	2, 224, 814	45, 359	1, 097	22	23, 819	21, 412	173, 750	54, 096
	ſ	小 主 宅	規 模 E 用 地	0	5	1	636, 332, 831	92, 678, 000	329, 693	15, 972	78, 106	90, 386	1, 189, 751	1, 574, 892
宅	_	般信	主宅用地	0	6	1	114, 611, 382	8, 304, 453	89, 901	2, 245	45, 464	65, 227	514,000	459, 264
地	f 以	主 宅 、外	月 地 の 宅 地	0	7	1	423, 321, 365	1, 213, 018, 038	47, 775	28, 673	73, 119	67, 109	2, 138, 160	2, 255, 803
			計	0	8	1	1, 174, 265, 578	1, 314, 000, 491	467, 369	46, 890	73, 651	71, 368	2, 138, 160	2, 255, 803
	j	塩	田	0	9	1					\backslash			
	鉱	身	良 地	1	0	1	2,770	18, 992	11	29	35, 063	112, 333	650, 000	1, 741, 155
	i	池	沼	1	1	1	2, 422	22, 660	39	201	167	381	35, 300	15, 200
山	-	一般	と 山 林	1	2	1	663, 328	460, 612	18, 261	3, 417	16	16	16	16
林	Í	个 在	三山林	1	3	1	1, 696, 691	2, 899, 878	2, 811	1, 758	1, 210	1, 591	71,000	48, 800
	!	牧	場	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	J	原	野	1	5	1	437, 453	326, 201	4, 036	1, 011	320	372	63, 700	27, 840
	ゴ	ルこ	フ場用地	1	6	1	2, 741, 659	14, 120, 206	755	2, 545	1, 495	2, 122	1,770	13, 500
+1.16	遊	園 地	等の用地	1	7	1	0	354, 995	0	37	0	1,850	0	1,850
雑		単	体 利 用	1	8	1	2, 281	36, 697, 105	5	3, 410	7, 013	27, 929	29, 200	115, 000
	鉄軌		小規模住宅用地	1	9	1	0	3, 392	0	10	0	134, 762	0	134, 762
種	道	複合	一般住宅用地	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	用地	ŦII	主宅用地以外	2	1	1	14, 280	25, 215, 182	16	686	25, 295	142, 700	32, 520	715, 419
地			計	2	2	1	14, 280	25, 218, 574	16	696	25, 295	142, 696	32, 520	715, 419
	そ	の他	の雑種地	2	3	1	36, 890, 862	44, 134, 850	17, 993	7, 878	7, 907	9, 224	188, 430	848, 000
			計	2	4	1	39, 649, 082	120, 525, 730	18, 769	14, 566	6, 096	9, 376	188, 430	848, 000
	-	合	計	2	5	1	1, 230, 245, 051	1, 438, 360, 161	567, 904	68, 027	28, 953	29, 851		

5

概調土一6

地 1	方グ	大区]体:	コー	ド	表都 7	季号 8
2	8	1	0	0	0	0	4

第4表 宅地に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

_			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	<u> </u>		納税義	務 者 数	地	積	決 定	価 格	
地		行番号	個人	法人	個 人	法人	個人	法人	最高価格地の所在
	別	9	12 (人)	22 (人)	32 (m²)(≺)	44 (m²)(口)	56 (千円)(ハ)	68 (千円)(二) 79	
商	繁華街	0 1 0	282	158	30, 464	32, 269	16, 651, 388	18, 079, 019	中央区北長狭通1丁目
業	高度商業地区I	0 2 0	55	168	28, 311	339, 279	13, 860, 612	210, 029, 212	中央区小野柄通8丁目
	高度商業地区Ⅱ	0 3 0	717	638	129, 495	660, 187	55, 385, 353	235, 585, 775	中央区三宮町1丁目
地	普通商業地区	0 4 0	5, 992	1,848	1, 171, 818	2, 289, 819	220, 193, 074	281, 122, 066	中央区北長狭通3丁目
区	計	0 5 0	7, 046	2,812	1, 360, 088	3, 321, 554	306, 090, 427	744, 816, 072	
住	併用住宅地区	0 6 0	12, 750	2,630	3, 627, 797	2, 712, 716	416, 367, 448	280, 222, 510	中央区山本通3丁目
宅	1 1 10 1 1		1, 394	95	435, 604	104, 889	87, 821, 986	18, 076, 267	東灘区御影2丁目
地	普通住宅地区	0 8 0	236, 678	7,070	49, 826, 776	8, 782, 658	3, 774, 085, 739	669, 643, 907	東灘区岡本2丁目
区	計	0 9 0	250, 822	9, 795	53, 890, 177	11, 600, 263	4, 278, 275, 173	967, 942, 684	
工	大工場地区	1 0 0	150	852	75, 478	12, 089, 216	2, 844, 283	419, 961, 035	中央区港島6丁目
業		1 1 0	6, 491	1, 771	1, 375, 624	4, 112, 902	96, 156, 608	229, 378, 817	東灘区本山南町6丁目
地	家内工業地区	1 2 0							
区	計	1 3 0	6, 641	2, 623	1, 451, 102	16, 202, 118	99, 000, 891	649, 339, 852	
村	集団地区	1 4 0	5, 879	292	1, 822, 604	261, 705	42, 275, 360	6, 201, 620	須磨区妙法寺字アチロ
落地	村落地区	1 5 0	11, 471	766	6, 458, 549	1, 941, 591	94, 670, 908	27, 680, 568	須磨区白川字向井坂
区	計	1 6 0	17, 350	1, 058	8, 281, 153	2, 203, 296	136, 946, 268	33, 882, 188	
1	親 光 地 区	1 7 0	343	124	85, 074	284, 880	5, 067, 277	12, 152, 509	兵庫区福原町
	業用施設の用に供 す る 宅 地	1 8 0	1,064	24	465, 068	136, 443	1, 450, 761	445, 579	北区八多町附物
生產	崔緑地地区内の宅地	1 9 0	34	0	3, 678	0	16, 511	0	西区伊川谷町有瀬
	合 計	2 0 0	283, 300	16, 436	65, 536, 340	33, 748, 554	4, 826, 847, 308	2, 408, 578, 884	中央区三宮町1丁目

⁽注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

± 1	方グ	〉共 🛚]体:	ュー	ド	表都 7	子 8
2	8	1	0	0	0	0	4

第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			▶		(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	区				課税標	準 額	筆	数	単位	正 当 た	<u>:</u> り f	西格
地	分分	⁄字	番	号	個人	法人	個 人	法人	平均	価 格	最 高	価 格
	区	1 J	畄	ケ		法 人	個 人	伍 八	(人) 個 人	法人	個 人	法 人
	別	9			12 (千円)	24 (千円)	36 (筆)	46 (筆)	(八) (円/m²)	(口) (円/m²)	56 (円/m²)	67 (円/m²) 77
商	繁華街	0	1	1	10, 500, 099	11, 912, 204	435	373		560, 260	989, 400	1, 164, 700
業	高度商業地区I	0	2	1	4, 075, 543	129, 602, 231	81	574		619, 046	1, 168, 200	1, 808, 936
	高度商業地区Ⅱ	0	3	1	22, 082, 649	147, 551, 455	1,005	1, 469	427, 703	356, 847	2, 138, 160	2, 255, 803
地	普通商業地区	0	4	1	73, 223, 624	158, 244, 961	8, 542	4,014	187, 907	122, 770	603, 954	589, 098
区	計	0	5	1	109, 881, 915	447, 310, 851	10, 063	6, 430		224, 237	2, 138, 160	2, 255, 803
住	併用住宅地区	0	6	1	134, 279, 126	152, 635, 637	18, 798	5, 871	114, 771	103, 300	401, 200	379, 700
宅	高級住宅地区	0	7	1	19, 355, 936	6, 187, 434	1,828	181	201, 610	172, 337	334, 790	296, 000
地	普通住宅地区	0	8	1	821, 728, 113	245, 535, 299		19, 710		76, 246	355, 610	347, 080
区	計	0	9	1	975, 363, 175	404, 358, 370	313, 019	25, 762	79, 389	83, 441	401, 200	379, 700
工	大工場地区	1	0	1	1,831,422	279, 832, 152	202	1, 796		34, 738	55, 566	69, 324
業	中小工場地区	1	1	1	39, 157, 144	152, 880, 408	9, 106	4, 121	69, 900	55, 771	185, 130	191, 273
地	家内工業地区	1	2	1					0	0		
区	計	1	3	1	40, 988, 566	432, 712, 560		5, 917	68, 225	40, 077	185, 130	191, 273
村	集団地区	1	4	1	12, 431, 464	3, 445, 039		707	23, 195	23, 697	64, 400	64, 400
落地	村落地区	1	5	1	32, 320, 167	18, 395, 285		2, 154		14, 257	57, 700	53, 400
区	計	1	6	1	44, 751, 631	21, 840, 324	33, 226	2, 861	16, 537	15, 378	64, 400	64, 400
勧		1	7	1	2, 354, 093	7, 490, 189	554	531	59, 563	42, 658	151, 804	154, 148
農業	開施設の用に供 る 宅 地	1	8	1	915, 647	288, 197	1, 533	57	3, 119	3, 266	5, 850	3, 350
生産	緑地地区内の宅地	1	9	1	10, 551	0	39	0	4, 489	0	5, 850	0
	合 計	2	0	1	1, 174, 265, 578	1, 314, 000, 491	367, 742	41, 558	73, 651	71, 368	2, 138, 160	2, 255, 803

7

⁽注)1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地	方グ	、共区]体:	-	ド	表者 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		•	9	田 ク	12 (人) 24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円) 69	(筀) 80
		負担水準1.0以上	0	1 0	117, 455	22, 582, 036	1, 227, 702, 006	204, 616, 945	150, 428
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0	2 0	106, 344	19, 788, 893	1, 632, 916, 382	272, 152, 683	128, 175
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3 0	33, 488	5, 478, 086	741, 832, 372	120, 592, 826	40, 087
	規	負担水準0.85以上0.9未満		4 0	7, 738	1, 325, 173	234, 384, 088	36, 634, 344	9,620
	1444	負担水準0.8以上0.85未満	0	5 0	754	99, 922	11, 076, 233	1, 625, 896	883
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0	6 0	275	38, 161	3, 887, 783	537, 515	313
	/ }-	負担水準0.7以上0.75未満	0	7 0	61	9, 342	679, 191	88, 284	84
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0	8 0	34	5, 432	384, 963	46, 748	40
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0		21	1, 961	133, 441	15, 154	31
	-L	負担水準0.55以上0.6未満	_	0 0	15	2, 259	118, 362	12, 300	19
	用	負担水準0.5以上0.55未満		1 0	7	1, 049	72, 027	6, 871	8
	,	負担水準0.45以上0.5未満		2 0	3	645	26, 360		3
	地	負担水準0.4以上0.45未満		3 0	2	229	11,504	932	2
		負担水準0.35以上0.4未満		4 0					
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満		5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満		6 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満		7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満		8 0 9 0					
	人	負担水準0.05以上0.15未満	2						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		1 0					
		計		2 0	266, 197	49, 333, 188	3, 853, 224, 712	636, 332, 831	329, 693
		負担水準1.0以上	2	3 0	2, 911	2, 544, 052	168, 524, 962	28, 087, 491	6, 152
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2	4 0	3, 291	2, 686, 021	252, 590, 391	42, 098, 396	6, 902
	•	負担水準0.9以上0.95未満	2	5 0	1, 222	773, 415	110, 215, 019		2, 318
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2	6 0	322	140, 961	24, 848, 048	3, 887, 381	502
		負担水準0.8以上0.85未満	2	7 0	38	50, 583	3, 981, 408	579, 488	61
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2		10	1, 313	144, 965	20, 161	12
		負担水準0.7以上0.75未満	2	9 0	5	1, 796	154, 934	20, 065	9
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	3	0 0	1	2, 200	28, 514	3, 435	1
	宅	負担水準0.6以上0.65未満		1 0	3	5, 471	458, 513	49, 901	6
	七	負担水準0.55以上0.6未満		2 0	4	431	17, 406	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	8
	用	負担水準0.5以上0.55未満		3 0	1	176	8,680	823	1
	/11	負担水準0.45以上0.5未満		4 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満		5 0					
	_	負担水準0.35以上0.4未満		6 0					
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満		7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満		8 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満		9 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	4	0 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4	1 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満 6 担水準0.05大港	4	2 0					
		負担水準0.05未満	4	3 0	7 000	6 906 410	EGO 070 040	09 679 000	15 070
		≅ +	4	4 0	7, 808	6, 206, 419	560, 972, 840	92, 678, 000	15, 972

地方公共団体コード 表番号											
2	8	1	0	0	0	0	5				

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
		Д	9 11 / Hr. /2	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 6	9 (筆) 80
		負担水準1.0以上	4 5 0	37, 429	5, 197, 027	140, 621, 833	46, 873, 929	51, 548
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	25, 355	1, 845, 611	122, 625, 902	40, 875, 292	29, 857
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	5, 781	450, 478	60, 163, 968	19, 502, 485	6,878
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	1,066	124, 550	22, 518, 377	7, 033, 904	1,455
	,	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	70	8, 007	570, 221	167, 906	91
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	22	3, 707	378, 805	103, 349	35
	1	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	10	,	144, 182	36, 695	19
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	7	1, 846	61, 244	15, 058	11
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	2	86	2, 573	596	2
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	3	142	5, 843	1, 216	4
	/11	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	1	102	4, 803	952	1
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
	715	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
	/I=I	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	_	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0					
		(7.4日 1.3/fr4. 0.1) I	6 6 0	69, 746		347, 097, 751	114, 611, 382	89, 901
		負担水準1.0以上	6 7 0	508		6, 795, 895	2, 265, 299	973
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	382	116, 186	9, 285, 973	3, 095, 324	916
		負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満	6 9 0	127	59, 338	6, 992, 533	2, 276, 742	261 71
	般	負担水準0.8以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満	7 0 0	44		1, 676, 901	523, 709	/ 1
		負担水準0.75以上0.85未満	7 1 0 7 2 0	5 2		180, 548	52, 450 3, 886	
	住	負担水準0.7以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満				14, 145		
地		負担水準0.65以上0.75未満	7 3 0 7 4 0	4		29, 893 311, 395	7, 773 75, 021	<u>C</u>
가造	宅	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	1 3		19, 962	4, 249	7
		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	J	552	19, 902	4, 249	- 1
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
		負担水準0.45以上0.55未満	7 8 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	<u> </u>				
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8 7 0					
		計·	8 8 0	1,076	387, 989	25, 307, 245	8, 304, 453	2, 245

地	表番号						
1	7 8						
2	8	1	0	0	0	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)		(2)	(3	3)	(4)	(!	5)
		区 分	行	番	号	納税義務者数	地	積	決 定	価 格	課税標準額	筆	数
			9	ш	.,	12 (人)		(m^2)		(千円)		69	(筆)80
	住	負担水準0.7超	0	1	0	13, 400		4, 190, 436		, 215, 743			20, 663
	空	負担水準0.65以上0.7以下	0		0	13, 106		3, 087, 396		, 602, 552			19, 583
	-L	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	4, 800		1, 156, 610	116	, 594, 416	73, 381, 445		6, 585
	用	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	635		119, 257	20	, 173, 696			866
		負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	33		7, 492		618, 804	363, 319		38
	以	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	13		5, 458		246, 890	128, 875		19
	外	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	10		1, 275		52, 544	24, 605		17
	σ	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	3		523		15, 653			3
		負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	1		114		4, 547	1, 749		1
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0								
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0								
		負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0								
	個	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0								
	, i=	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0								
		負担水準0.05未満	1	5	0								
		計	1	6	0	32, 001		8, 568, 561	626	, 524, 845	423, 321, 365		47, 775
	住	負担水準0.7超	1	7	0	4, 705		15, 968, 637	641	, 465, 748	435, 341, 364		12, 147
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	~ :	0	5, 084		8, 868, 196	762	, 505, 993	521, 088, 653		12, 741
	_	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	1, 361		1, 542, 156	289	, 070, 649	179, 219, 984		3, 239
	用	負担水準0.55以上0.6未満	2		0	253		738, 897	123	, 649, 232	74, 189, 539		505
	地	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	19		25, 800	4	, 943, 450	2, 860, 557		23
Lul.	以	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	5		1, 495		96, 906	49, 698		7
地	外	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	7		8, 815		562, 752	266, 547		10
	σ	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	1		150		4, 069	1,696		1
	- /	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0								
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0								
	地	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0								
		負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0								
	法	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0								
	14	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0								
		負担水準0.05未満	3	1	0								
		計·	3	2	0	11, 435		27, 154, 146	1,822	, 298, 799	1, 213, 018, 038		28, 673
	160行及で	・ ば320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	3	0					_			

± 1	方々	〉共 🛚	団体:	ュー	ド	表都 7	肾号 8
2	8	1	0	0	0	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		─		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			9 13 円 -3	12 (人)	24 (m²)			9 (筆) 80
宅		負担水準0.7超	0 1 0		89, 048	223, 451	156, 415	413
地		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0		2,006	4, 712	3, 101	(
T.E.		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0		373, 701	1, 221, 549	755, 517	1, 112
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0		233	781	468	1
農		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0					
地		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0		80	268	146]
+		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
造		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
成	L	負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
費		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
と		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
,		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
て	\mathcal{C}	負担水準0.05未満	1 5 0	1 000	425 020	1 450 501	015 045	1 500
評		計	1 6 0	1,098	465, 068	1, 450, 761	915, 647	1, 533
価		負担水準0.7超	1 7 0	6	48, 885	156, 410	109, 487	
		負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	0.1	07 550	000 100	150 510	
さ		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	21	87, 558	289, 169	178, 710	50
れ	L	負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0					
る	ŀ	負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0					
農		負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
業		負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満	2 4 0					
用		負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	2 5 0					
施	L	負担水準0.2以上0.3未摘 負担水準0.2以上0.25未満	2 6 0 2 7 0					
設		負担水準0.15以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
用		負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
地	人	負担水準0.05未満	3 1 0					
\smile	\smile	· 負担水率0.00木個 計	3 1 0	27	136, 443	445, 579	288, 197	57
		pΙ	J Z U	21	150, 445	440, 079	200, 197	31

11

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

± 1	地方公共団体コード									
2	8	1	0	0	0	0	7			

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
			<i>)</i> ,	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 8
宅		負担水準0.7超		3 3 0	11	735	,	,	1
地		負担水準0.65以上0.7以下		3 4 0					
$\overline{}$		負担水準0.6以上0.65未満		3 5 0		2, 790	13, 816	8, 672	20
農		負担水準0.55以上0.6未満		3 6 0					
地		負担水準0.5以上0.55未満		3 7 0					
等		負担水準0.45以上0.5未満		3 8 0					
+		負担水準0.4以上0.45未満		3 9 0					
造		負担水準0.35以上0.4未満		4 0 0					
		負担水準0.3以上0.35未満		4 1 0					
成		負担水準0.25以上0.3未満		4 2 0					
費		負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満		4 3 0					
と		負担水準0.15以上0.2木満 負担水準0.1以上0.15未満		4 4 0 4 5 0					
L		負担水準0.05以上0.1未満		4 6 0					
て		負担水準0.05大満		4 7 0					
評)	只追小牛0.00小個	計	4 8 0	34	3, 678	16, 511	10, 551	39
価	/ } ·	負担水準0.7超	PT	4 9 0		0,010	10, 011	10,001	
さ	江	負担水準0.65以上0.7以下		5 0 0					
れ		負担水準0.6以上0.65未満		5 1 0					
る		負担水準0.55以上0.6未満		5 2 0					
生	地	負担水準0.5以上0.55未満		5 3 0					
産		負担水準0.45以上0.5未満		5 4 0					
緑	外	負担水準0.4以上0.45未満		5 5 0					
地		負担水準0.35以上0.4未満		5 6 0					
地	-	負担水準0.3以上0.35未満		5 7 0					
区		負担水準0.25以上0.3未満		5 8 0					
内		負担水準0.2以上0.25未満		5 9 0					
<i>の</i>		負担水準0.15以上0.2未満		6 0 0					
宅		負担水準0.1以上0.15未満		6 1 0					
	Ι.	負担水準0.05以上0.1未満		6 2 0					
地	\mathcal{L}	負担水準0.05未満		6 3 0					
			計	6 4 0	0	0	0	0	

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。

(例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地 1	方公)共区]]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	0	8

第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

_	———				(1)	(2	!)	(3)	(4)		(5)
	区分	行	番	무	納税義務者数	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
	<u>Δ</u>	1 J	笛	b	12 (人)	24	(m^2)		(7 III)	69	(筆) 80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0	1	0	158, 303			1, 543, 644, 696			209, 101
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0	2	0	18, 105	20,	159, 073	830, 681, 491	567, 792, 377		32, 810
地	税負担据置のもの	0	3		24, 351	14,	554, 358	1, 467, 773, 610	978, 549, 690		42, 148
끄만	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0	4	0	187, 504	33,	976, 229	3, 393, 326, 395	660, 080, 338		230, 200
計	負担水準0.2未満	0	5	0	0		0	0	0		0
	計	0	6	0	388, 263	99,	284, 894	7, 235, 426, 192	2, 488, 266, 069		514, 259
	負担水準1.0以上	0	7		4,808	72,	322, 135	1, 123, 918	1, 123, 918		21, 675
	負担水準0.95以上1.0未満	0	8	0							
	負担水準0.9以上0.95未満	0	9	0							
	負担水準0.85以上0.9未満	1	0	0							
	負担水準0.8以上0.85未満	1	1	0							
	負担水準0.75以上0.8未満	1	2		1		78	1	1		2
	負担水準0.7以上0.75未満	1	3	0							
	負担水準0.65以上0.7未満	1	4	0							
	負担水準0.6以上0.65未満	1	5								
	負担水準0.55以上0.6未満	1	6		1		2, 141	33	21		1
	負担水準0.5以上0.55未満	1	7								
	負担水準0.45以上0.5未満	1									
111	負担水準0.4以上0.45未満	1	9								
山	負担水準0.35以上0.4未満	2		0							
	負担水準0.3以上0.35未満	2		0							
	負担水準0.25以上0.3未満	2									
	負担水準0.2以上0.25未満	2									
林	負担水準0.15以上0.2未満	2		0							
	負担水準0.1以上0.15未満										
	負担水準0.05以上0.1未満	2									
	負担水準0.05未満	2			4.010	70	204 054	1 100 050	1 100 040		01 070
I	計	2	8	Ü	4,810	72,	324, 354	1, 123, 952	1, 123, 940		21, 678

13

概調土一14

担	ド	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)		(2)		(;	3)		(4)		(5)
		区 分	行	番	므	納税義務者数	:	地 積	決	定	価格	課	税標	準額	筆	数
		Δ	1 J 9	笛	75	12 (人)					(手円)			(千円		(筆)80
		負担水準1.0以上	0	1	0											
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0											
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0											
4 ₩	規	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0											
複		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0											
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0											
	۲٠.	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0											
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0											
合	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0											
	七	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0											
	用	負担水準0.5以上0.55未満		1												
	/13	負担水準0.45以上0.5未満		2												
利	地	負担水準0.4以上0.45未満		3												
小山	~	負担水準0.35以上0.4未満		4												
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満		5												
		負担水準0.25以上0.3未満		6												
	個	負担水準0.2以上0.25未満		7												
用		負担水準0.15以上0.2未満		8												
	人	負担水準0.1以上0.15未満		9	:											
		負担水準0.05以上0.1未満		0												
	_	負担水準0.05未満		1												
鉄		計		2		0		0			0			(0
201		負担水準1.0以上		3		1	_	135			19,886	_		3, 315		5
	小	負担水準0.95以上1.0未満		4		1	l L	16			463	3		77		5
	t m	負担水準0.9以上0.95未満		5	_		↓_									
1.7	規	負担水準0.85以上0.9未満		6			↓_									
軌	1445	負担水準0.8以上0.85未満		7	-		↓_									
	模	負担水準0.75以上0.8未満		8			↓_									
	住	負担水準0.7以上0.75未満		9			—									
	11	負担水準0.65以上0.7未満		0			—									
道	宅	負担水準0.6以上0.65未満		1			—									
		負担水準0.55以上0.6未満		2			—									
	用	負担水準0.5以上0.55未満		3			1									
		負担水準0. 45以上0. 5未満		4			1									
	地	負担水準0.4以上0.45未満		5			1									
用		負担水準0.35以上0.4未満		6			1									
	$\widehat{}$	負担水準0.3以上0.35未満		7			1									
		負担水準0.25以上0.3未満		8			1									
	法	負担水準0.2以上0.25未満		9			1									
地		負担水準0.15以上0.2未満 毎日は20.15以上0.15式20		0			1									
	人	負担水準0.1以上0.15未満		1			1					-			<u> </u>	
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満 - 5.11 - 4.2		2			1					-			<u> </u>	
		負担水準0.05未満		3		- 0)	151			20, 349)		3, 392	_	10
		計	4	4	· U	2	5	151			20, 349	,		3, 392		10

担	ド	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	: 名	兵庫県
市町村	名	神戸市

_							(1)		(2)		(3)		(4)		(5)
		区 分	行	〕 番	: 号	-	納税義務者数		也 積		定 価 格		課税標準額		
		負担水準1.0以上	9	5		1	12 (人)	24	(m²)	39	(千円	1) 5	54 (千円	69	(筆)80
		負担水準0.95以上1.0未満		6								-			
	_	負担水準0.9以上0.95未満		7								+		-	
	én.	負担水準0.85以上0.9未満		8								+		-	
複	般	負担水準0.8以上0.85未満		9								+		-	
	/ 	負担水準0.75以上0.8未満		0								+		1	
	住	負担水準0.7以上0.75未満		1		_						+			
	宅	負担水準0.65以上0.7未満		2								+			
合	£	負担水準0.6以上0.65未満		3	-										
ы		負担水準0.55以上0.6未満		4	-							+			
	用	負担水準0.5以上0.55未満		5								7			
		負担水準0.45以上0.5未満		6								7			
	地	負担水準0.4以上0.45未満		7								7			
利		負担水準0.35以上0.4未満		8								7			
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	5	9	(0									
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	(0						T			
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	(0									
用		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	(0									
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	(0						T			
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	(0						T			
	_	負担水準0.05未満	6	5	(0									
鉄		計	6	6	(0	0		0			0	()	(
此人		負担水準1.0以上		7											
	_	負担水準0.95以上1.0未満		8											
		負担水準0.9以上0.95未満		9											
	般	負担水準0.85以上0.9未満		0											
軌		負担水準0.8以上0.85未満		1											
	住	負担水準0.75以上0.8未満		2											
		負担水準0.7以上0.75未満		3		_									
	宅	負担水準0.65以上0.7未満		4											
道		負担水準0.6以上0.65未満		5								4			
	用	負担水準0.55以上0.6未満		6											
	,	負担水準0.5以上0.55未満		7								4		1	
	地	負担水準0.45以上0.5未満		8											
	_	負担水準0.4以上0.45未満		9											
用	_	負担水準0.35以上0.4未満		0	-							4		1	
		負担水準0.3以上0.35未満		1		_		<u> </u>				4		 	
	法	負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満		2								+		1	
	,			3								+		1	
地	,	負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満		4				<u> </u>				4		 	
				5				 				+		1	
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満 毎日水準0.05共連		6				-				+		1	
		負担水準0.05未満 計		7 8			0		0			Λ)	(
		ρΤ	δ	. 0	. (J	0		0			U		,	

地 1	方公)共区]]体:	コー	ド	表都 7	季号 8
2	8	1	0	0	0	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		——				(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番	무	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
			9	· IIII ·	7	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
	, '	負担水準0.7超	0	1	0	7, 377	7, 823, 356	35, 704, 045	24, 992, 828		14, 246
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	,	1, 618, 192	19, 701, 620	13, 574, 532		3, 708
		負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	523	1,007,602	, ,			770
	LL	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	139	132, 072				241
	比	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	54	32, 560	318, 033			81
	_	負担水準0.45以上0.5未満	0		0	38	29, 505	,	, ,		59
	1	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	14	12, 208	141, 479			30
そ		負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	15	,				16
		負担水準0.3以上0.35未満	0			12	30, 896	·			21
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	-	8	1, 507	12, 241	4, 111		10
		負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	2	153				3
		負担水準0.15以上0.2未満	1	2		3	1, 447	10, 586	2, 145		3
		負担水準0.1以上0.15未満	1	3							
		負担水準0.05以上0.1未満	1	4		2	1, 156				2
)	負担水準0.05未満	1	5	-	1	93				1
の		計	1	6	0	10, 356	10, 702, 460				19, 191
		負担水準0.7超	1	7	0	1, 411	16, 112, 805				9, 431
		負担水準0.65以上0.7以下	1		0	539		69, 216, 492			4, 328
		負担水準0.6以上0.65未満	1	9		136					1, 509
		負担水準0.55以上0.6未満		0		66					212
		負担水準0.5以上0.55未満	2	-	0	16	,	744, 681	430, 832		40
	_	負担水準0.45以上0.5未満	2		0	23					48
	1.	負担水準0.4以上0.45未満	2	-	-	5	90, 953				10
他		負担水準0.35以上0.4未満	2	4		6	12, 975				10
165		負担水準0.3以上0.35未満	2	5		8	11, 535				20
		負担水準0.25以上0.3未満	2	-	0	4	12, 021	170, 042			10
		負担水準0.2以上0.25未満	2			1	555	24, 625	6, 955		1
	法	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	-						
		負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0						
		負担水準0.05以上0.1未満 (1.1.1.1) (1.1.1.1) (1.1.1.1) (1.1.1.1.1)	3	0	_						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	3	1	0	1	0	ŭ	· · ·		1
		計	3	2	0	2, 216	20, 828, 913	184, 291, 697	123, 720, 040		15, 620

16

地 1	方公	共区]体:	コー	ド	表 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5	j)
		区 分	行	番	문	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u> </u>	9 .1.1	Ħ	7	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
	宅	負担水準1.0以上	3	3	0	2, 615	4, 113, 960	183, 582	183, 582		7, 146
		負担水準0.95以上1.0未満	3	4	0	68	110, 897	8, 144	8, 144		97
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3	5	0	110	57, 372	3, 053	2, 976		187
		負担水準0.85以上0.9未満	3	6	0	166	158, 753	12, 133	11, 112		322
	比	負担水準0.8以上0.85未満	3	7	0	293	491, 911	38, 670	33, 609		581
そ		負担水準0.75以上0.8未満	3	8	0	31	6, 154	486	400		44
	淮	負担水準0.7以上0.75未満	3	9	0	27	7,749	3, 420	2, 615		33
		負担水準0.65以上0.7未満	4	0	0	198	48, 747	2, 961	2, 210		267
	4-	負担水準0.6以上0.65未満	4	1	0	24	4, 997	352	244		26
		負担水準0.55以上0.6未満	4	2	0	14	5, 073	2, 816	1,810		17
D	地	負担水準0.5以上0.55未満	4	3	0	8	679	36	21		10
0)	116	負担水準0.45以上0.5未満	4	4	0	19	156, 443	3, 036	1, 668		24
	121	負担水準0.4以上0.45未満	4	5	0	2	43	6	3		2
	以	負担水準0.35以上0.4未満	4	6	0	1	3	1, 755	724		1
	, ,	負担水準0.3以上0.35未満	4	7	0	4	81	9	3		4
	外	負担水準0.25以上0.3未満	4	8	0	1	0	0	0		1
他		負担水準0.2以上0.25未満	4	9	0						
	\mathcal{O}	負担水準0.15以上0.2未満	5	0	0						
		負担水準0.1以上0.15未満	5	1	0						
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5	2	0						
		負担水準0.05未満	5	3	0						
	地	計	5	4	0	3, 581	5, 162, 862	260, 459	249, 121		8, 762
		による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5	5	0	165, 727	106, 931, 464	1, 544, 972, 082	283, 154, 479	4	237, 927
総	引き	下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	5	6	0	26, 893	44, 095, 234	928, 333, 514	636, 148, 763		56, 487
/PICS	税負	担据置のもの	5	7	0	27, 717	21, 513, 261	1, 601, 383, 189	1, 067, 870, 316		52, 463
÷i		以外で負担水準0.2未満を除いたもの	5	8	0	188, 884	35, 760, 979	3, 408, 251, 670	668, 624, 256	4	232, 636
計	負担	水準0.2未満	5		0	7	2, 696	30, 819	6, 192		7
		計	6	0	0	409, 228	208, 303, 634	7, 482, 971, 274	2, 655, 804, 006	Į	579, 520

地	方グ	〉共 🖯	団体:	ュー	ド	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	1	1

第11表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

		——					(1)		(2)		(3)		(4)		(5)	
		区	分	行	番	号	納税義務者数		地積	決	定 価 格	課	税標準額		筆	数
		 	負担水準1.0以上	9	1	. 0	12 (人)	24	(m²)	39	(千円)	54	(千円)	69		(筆)80
		本則 負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		_	0		-				-		+		
		負担調整率1.025 負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満			0		-						+		
_		負担調整率1.05 負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	_		0		-				-		+		
		負担調登率1.075	負担水準0.6以上0.7未満			0		-						1		
			負担水準0.5以上0.6未満			0		-						+		
	田							-				-		+		
般		A. Lu = 10 + 10	負担水準0.4以上0.5未満			0		-								
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満			0		-								
			負担水準0.2以上0.3未満			0		-								
			負担水準0.1以上0.2未満		•	0		-								
市			負担水準0.1未満			0										
		D.I	計 [0	0		0		0		()		0
		本則	負担水準1.0以上	_		0								-		
街		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満			0								_		
泔		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満			0						.		1		
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満			0						.		1		
			負担水準0.6以上0.7未満	_		0						.		1		
化	畑		負担水準0.5以上0.6未満			0										
,_			負担水準0.4以上0.5未満			0										
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満		_	0										
			負担水準0.2以上0.3未満			0										
区			負担水準0.1以上0.2未満			0										
			負担水準0.1未満			0										
		,	計			0	0	4—	0		0		(_		0
4-1		本則	負担水準1.0以上			0	0		0		0		(0
域		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満			0	0	1	0		0		(0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	_		0	0)	0		C		(0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		_	0	0		0		0		()		0
農			負担水準0.6以上0.7未満	_		0	0)	0		0		()		0
戾	計		負担水準0.5以上0.6未満		_	0	0)	0		0		()		0
			負担水準0.4以上0.5未満	_	•	0	0)	0		0		()		0
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満			0	0		0		0		(0
地			負担水準0.2以上0.3未満			0	0		0		0		()		0
			負担水準0.1以上0.2未満			0	0		0		0		()		0
			負担水準0.1未満			0	0		0		0		()		0
			計	3	6	0	0		0		0		()		0

地	方を	大人]]体:	ュー	ド	表看 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	1	1

第11表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	: 名	兵庫県
市町村	名	神戸市

概調土-20

_		——					(1)	(2)		(3)		(4)			(5)	
		区	分	行。	番号	号	納税義務者数 (人)	地 積 (m²)		定価格(千円)	課 54		準 額 (千円)	69	筆	数 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	3	7	0		 , ,	00	(114/	01		<u> </u>	00		(4) 00
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	3	8	0										
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	3	9	0										
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4	0	0										
			負担水準0.6以上0.7未満	4	1	0										
			負担水準0.5以上0.6未満	4	2	0										
介	田		負担水準0.4以上0.5未満	4	3	0										
ノ		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4	4	0										
			負担水準0.2以上0.3未満	4	5	0										
			負担水準0.1以上0.2未満	4	6	0										
			負担水準0.1未満	4	7	0										
			計	4	8	0	0	0		()		0			0
		本則	負担水準1.0以上	4	9	0										-
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	5	0	0										
在		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	5	1	0										
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		2											
			負担水準0.6以上0.7未満	5	3	0										
	畑		負担水準0.5以上0.6未満		4											
	ДЩ		負担水準0.4以上0.5未満	5	5	0										
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満		6											
			負担水準0.2以上0.3未満	5	7	0										
農			負担水準0.1以上0.2未満		8											
			負担水準0.1未満	5	9	0										
			計	6	0	0	0	0		()		0			0
		本則	負担水準1.0以上	- i	1		0	0		()		0			0
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		2		0	0		()		0			0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満		3		0	0		()		0			0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		4		0	0		()		0			0
地			負担水準0.6以上0.7未満	6	5	0	0	0		()		0			0
끄	計		負担水準0.5以上0.6未満		6		0	0		()		0			0
			負担水準0.4以上0.5未満		7		0	0		()		0			0
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満		8		0	0		()		0			0
			負担水準0.2以上0.3未満		9		0	0		(0			0
			負担水準0.1以上0.2未満		0		0	0		(0			0
			負担水準0.1未満		1		0	0		(0			0
			計	7	2	0	0	0		(0			0

19

- <u></u>	方グ	〉共 🛚]体:	ュー	ド	表看 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	1	2

第12表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	: 名	兵庫県
市町村	名	神戸市

	<u> </u>					(1)	(2)		(3)		(4)		(5)
I	区	分	行者	番 岩	ž	納税義務者数	地 積		決定個	括 格	課税標準額	筆	数
<u> </u>			9		12	(人)		m²)	,	千円)	54 (千円)	69	(筆)80
	本則	負担水準1.0以上	0			7, 619	41, 784,		,	14, 006	, ,		43, 269
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	0 2			429	555,			79, 813			1, 133
	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	0 :			2		432		65			2
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	0 4			1		145		22	17		1
		負担水準0.6以上0.7未満	0										
	1	負担水準0.5以上0.6未満	0 (_									
_ "		負担水準0.4以上0.5未満	0 ′										
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	0 8	8 (0								
		負担水準0.2以上0.3未満	0 9			1		336		51	12		1
		負担水準0.1以上0.2未満	1 (0 (0								
		負担水準0.1未満	1			1		0		0	0		1
L		計	1 :			8, 053	42, 340,			93, 957			44, 407
	本則	負担水準1.0以上	1 :	3 (0	3, 525	4, 732,	512	3	31, 167	331, 167		7, 982
40.	負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	1 4			338	121,			8, 738			523
般	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	1 :			23	8,	520		611	553		33
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	1 (
		負担水準0.6以上0.7未満	1 '										
畑	1	負担水準0.5以上0.6未満	1 8										
Д		負担水準0.4以上0.5未満	1 9										
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	2 (
		負担水準0.2以上0.3未満	2		_								
農		負担水準0.1以上0.2未満	2 :										
		負担水準0.1未満	2 :										
L		計	2 4		_	3, 886	4, 862,			40, 516			8, 538
	本則	負担水準1.0以上	2			11, 144	46, 516,	720		45, 173	6, 245, 173		51, 251
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	2 (767	677,			88, 551	87, 978		1, 656
	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	2 '			25	8,	952		676			35
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	2 8			1		145		22	17		1
地		負担水準0.6以上0.7未満	2 9	9 (0	0		0		0	0		0
計		負担水準0.5以上0.6未満	3 (0		0		0	0		0
		負担水準0.4以上0.5未満	3			0		0		0	0		0
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	3 2			0		0		0			0
.		負担水準0.2以上0.3未満	3 :			1		336		51	12		1
		負担水準0.1以上0.2未満	3 4			0		0		0	0		0
. [負担水準0.1未満	3 !			1		0		0	V		1
		計	3 (6 (0	11, 939	47, 203,	286	6, 3	34, 473	6, 333, 792		52, 945

- <u>地</u>	方グ	〉共 🛚]体:	ュー	ド	表看 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	1	2

第12表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

	<u> </u>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
	I		9	2 (人)	67		(1 1 /	69 (筆)80
	本則	負担水準1.0以上	3 7 0	7, 619	41, 784, 208	5, 914, 006	5, 914, 006	43, 269
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	3 8 0	429	555, 259	79, 813	79, 267	1, 133
	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	3 9 0	2	432	65	59	2
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4 0 0	1	145	22	17	1
		負担水準0.6以上0.7未満	4 1 0	0	0	Ů	Ü	0
H	7	負担水準0.5以上0.6未満	4 2 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.4以上0.5未満	4 3 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4 4 0	0	0	V	v	0
		負担水準0.2以上0.3未満	4 5 0	1	336	51	12	1
		負担水準0.1以上0.2未満	4 6 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1未満	4 7 0	1	0	0	0	1
合		計	4 8 0	8, 053	42, 340, 380	5, 993, 957	5, 993, 361	44, 407
	本則	負担水準1.0以上	4 9 0	3, 525	4, 732, 512	331, 167	331, 167	7, 982
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	5 0 0	338	121, 874	8, 738	8, 711	523
	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	5 1 0	23	8, 520	611	553	33
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	5 2 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.6以上0.7未満	5 3 0	0	0	0	0	0
灯		負担水準0.5以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
시	Щ	負担水準0.4以上0.5未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	5 6 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.3未満	5 7 0	0	0	0	0	C
		負担水準0.1以上0.2未満	5 8 0	0	0	0	0	C
		負担水準0.1未満	5 9 0	0	0	0	0	C
31		計	6 0 0	3, 886	4, 862, 906	340, 516	340, 431	8, 538
計一	本則	負担水準1.0以上	6 1 0	11, 144	46, 516, 720	6, 245, 173	6, 245, 173	51, 251
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	6 2 0	767	677, 133	88, 551	87, 978	1,656
	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	6 3 0	25	8, 952	676	612	35
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	6 4 0	1	145	22	17	1
		負担水準0.6以上0.7未満	6 5 0	0	0	0	0	0
言	ı.	負担水準0.5以上0.6未満	6 6 0	0	0	0	0	0
声	' [負担水準0.4以上0.5未満	6 7 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	6 8 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.3未満	6 9 0	1	336	51	12	1
		負担水準0.1以上0.2未満	7 0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1未満	7 1 0	1	0	0	0	1
		計	7 2 0	11, 939	47, 203, 286	6, 334, 473	6, 333, 792	52, 945

地	方グ	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	1	3

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		_					(1)	(2)		(3)	(4)		(5)
		区	分	行	番	무	納税義務者数	地 利	責	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u> </u>),j	9	H	7	12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
πř		本則による(価格の3分の1)課程	見がなされたもの	0	1	0	940	86	6, 068	12, 762, 038	4, 254, 012		2, 33
平 23		負担水準0.95以上1.0未満		0	2	0	2		773	62, 153	20, 718		
23		負担水準0.9以上0.95未満		0	3	0	28	1	6, 538	258, 710	84, 587		5
以		負担水準0.85以上0.9未満		0	4	0	11		5,005	94, 424	29, 271		13
		負担水準0.8以上0.85未満		0	5	0	10		5, 554	82,003	23, 796		1
前		負担水準0.75以上0.8未満		0	6	0	1		13	80	23		
Ø		負担水準0.7以上0.75未満		0	7	0	15	1	0,820	131, 064	32, 912		29
0)		負担水準0.65以上0.7未満		0	8	0	6		2,610	47, 590	11, 488		10
課		負担水準0.6以上0.65未満		0	9	0	32	1	3,666	238, 657	53, 684		43
IV.		負担水準0.55以上0.6未満		1	0	0	10		4,851	64, 984	13, 694		13
税	т	負担水準0.5以上0.55未満		1	1	0	1		165	3, 242	620		
	田	負担水準0.45以上0.5未満		1	2	0	1		182	9,095	1,647		
分		負担水準0.4以上0.45未満		1	3	0							
カュ		負担水準0.35以上0.4未満		1	4	0							
73-		負担水準0.3以上0.35未満		1	5	0							
Ġ		負担水準0.25以上0.3未満		1	6	0							
		負担水準0.2以上0.25未満		1	7	0							
新		負担水準0.15以上0.2未満		1	8	0	1		220	10, 520	800		
2.		負担水準0.1以上0.15未満		1	9	0							
た		負担水準0.05以上0.1未満		2	0	0							
に		負担水準0.05未満		2	1	0							
V C			計	2	2	0	1, 058	92	6, 465	13, 764, 560	4, 527, 252		2, 513
市		本則による(価格の3分の1)課程	見がなされたもの	2	3	0	563	18	0, 216	4, 726, 928	1, 575, 642		842
		負担水準0.95以上1.0未満		2	4	0	1		528	37, 260	12, 420		
街		負担水準0.9以上0.95未満		2	5	0	24	1	3, 928	489, 547	160, 789		36
//.		負担水準0.85以上0.9未満		2	6	0	12		4, 592	290, 815	90, 346		1
化		負担水準0.8以上0.85未満		2	7	0	10		621	11, 506	3, 375		1
区		負担水準0.75以上0.8未満		2	8	0							
<u> </u>		負担水準0.7以上0.75未満		2	9	0	3		109	1, 390	355		
域		負担水準0.65以上0.7未満		3	0	0	2		128	1, 417	352		
		負担水準0.6以上0.65未満		3	1	0							
農		負担水準0.55以上0.6未満		3	2	0	3		1,314	17, 595	3,710		
Life	畑	負担水準0.5以上0.55未満		3	3	0	1		33	587	114		
地	九田	負担水準0.45以上0.5未満		3	4	0							
ح		負担水準0.4以上0.45未満		3	5	0							
		負担水準0.35以上0.4未満		3	6	0							
な		負担水準0.3以上0.35未満		3	7	0							
		負担水準0.25以上0.3未満		3	8	0							
2		負担水準0.2以上0.25未満		3	9	0							
<i></i>		負担水準0.15以上0.2未満		4	0	0							
た		負担水準0.1以上0.15未満		4	1	0							
\$		負担水準0.05以上0.1未満			2								
U		負担水準0.05未満			3								
Ø		2 17 17	<u></u>		4		619	20	1, 469	5, 577, 045	1, 847, 103		91

地	方グ	类区]体:	コー	ĸ	表都 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	3

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行者	番 号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		9		12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)
平	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5 0	1,503	1, 046, 284	17, 488, 966	5, 829, 654	3,
23	負担水準0.95以上1.0未満	4 (6 0	3	1,301	99, 413	33, 138	
以	負担水準0.9以上0.95未満	4 ′	7 0	52	30, 466	748, 257	245, 376	
前の	負担水準0.85以上0.9未満	4 8	8 0	23	9, 597	385, 239	119, 617	
課	負担水準0.8以上0.85未満	4 9	9 0	20	6, 175	93, 509	27, 171	
税	負担水準0.75以上0.8未満	5 (0 0	1	13	80	23	
分	負担水準0.7以上0.75未満	5	1 0	18	10, 929	132, 454	33, 267	
から	負担水準0.65以上0.7未満	5 2	2 0	8	2, 738	49, 007	11, 840	
新	負担水準0.6以上0.65未満	5 5	3 0	32	13, 666	238, 657	53, 684	
た	負担水準0.55以上0.6未満	5 4	4 0	13	6, 165	82, 579	17, 404	
市計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5 0	2	198	3, 829	734	
街	負担水準0.45以上0.5未満	5 (6 0	1	182	9, 095	1,647	
化	負担水準0.4以上0.45未満	5 ′	7 0	0	0	0	0	
区 域	負担水準0.35以上0.4未満	5 8	8 0	0	0	0	0	
農	負担水準0.3以上0.35未満	5 9	9 0	0	0	0	0	
地	負担水準0.25以上0.3未満	6 (0 0	0	0	0	0	
٤ .	負担水準0.2以上0.25未満	6	1 0	0	0	0	0	
なっ	負担水準0.15以上0.2未満	6 2	2 0	1	220	10, 520	800	
た	負担水準0.1以上0.15未満	6 ;	3 0	0	0	0	0	
€	負担水準0.05以上0.1未満		4 0	0	0	0	0	
の	負担水準0.05未満		5 0	0	0	0	0	
	計	6 (6 0	1,677	1, 127, 934	19, 341, 605	6, 374, 355	3,

23

地	方グ	类区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	1	4

		——		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
		E N	1 1 1 1 7	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
ਜ਼		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1 0	1	962	14, 680	3, 915	3
平		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	1	2,545	140, 767	37, 538	3
24		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
の		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
課		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
税		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
カゝ	田	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
/// 4	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
5		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
新		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
701		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
に		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
市		負担水準0.05未満	2 1 0					
41-		計	2 2 0	2	3, 507	155, 447	41, 453	6
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3 0			00.055	0.050	
//2		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	1	1, 307	33, 275	8, 873	3
化		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
区		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
域		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	2 9 0					
農		負担水準0.6以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満	3 0 0 3 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
地		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	畑	負担水準0.45以上0.55未満	3 4 0					
と		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
		負担水準0.35以上0.45米調	3 6 0					
な		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
2		負担水準0.25以上0.35木禍 負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
た		負担水準0.15以上0.25米満	4 0 0					
/_		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
\$		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
		負担水準0.05未満	4 3 0					
の		計	4 4 0	1	1, 307	33, 275	8, 873	3
<u> </u>		н	1 1 0		1,001	00, 210	0,010	,

地	方グ	类区]体:	コー	ĸ	表者 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	4

都道府県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

	区	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		(人)	(m²)	(手円)	(手円)	(筆)
艺	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	1	962	14, 680	3, 915	
4	負担水準0.95以上1.0未満	2	3, 852	174, 042	46, 411	
	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
果	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
Ź	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
→	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
7	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
F I	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
/T	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
_	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
-	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
計計	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
ζ.	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
犮	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
是	負担水準0. 25以上0. 3未満	0	0	0	0	
<u>t</u>	負担水準0. 2以上0. 25未満	0	0	0	0	
=	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
-	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
_	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
	京担小中0.00木個 計	3	4, 814	188, 722	50, 326	

地1	地方公共団体コード									
2	8	1	0	0	0	1	4			

都	道系	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区 分	仁	亚	: 号	納税義務者数		地 積	決	: 定 価 格	課税標準額	筆	数
		区 万	1 J	畄	ケ	12 (人)	24	(m²)		(千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	2		2, 33		60, 742		-	3
平		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0			· ·		<u> </u>	·		
25		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	1		1,05	1	29, 234	5, 847		3
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0								
の		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0								
⇒m.		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0								
課		負担水準0.7以上0.75未満		-	0								
税		負担水準0.65以上0.7未満			0								
176		負担水準0.6以上0.65未満			0								
分		負担水準0.55以上0.6未満			0								
	Ħ	負担水準0.5以上0.55未満			0								
カゝ	-	負担水準0.45以上0.5未満			0								
		負担水準0.4以上0.45未満		-	0								
6		負担水準0.35以上0.4未満			0								
新		負担水準0.3以上0.35未満			0								
利		負担水準0.25以上0.3未満			0								
た		負担水準0.2以上0.25未満			0								
. –		負担水準0.15以上0.2未満			0								
に		負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満			0				-				
		負担水準0.050未満			0				-				
市		員担小平0.00不個 計			0	9		3, 39	0	89, 976	17, 995		
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの			0	3		5, 55	U	09, 910	11, 990		0
国		負担水準0.95以上1.0未満			0				+				
化		負担水準0.9以上0.95未満			0								
		負担水準0.85以上0.9未満			0								
区		負担水準0.8以上0.85未満	7	1	0								
4-1		負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0								
域		負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0								
農		負担水準0.65以上0.7未満	7	4	0								
/IX		負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0								
地		負担水準0.55以上0.6未満			0								
	畑	負担水準0.5以上0.55未満			0								
と	ΛЩ	負担水準0.45以上0.5未満			0								
4.		負担水準0.4以上0.45未満			0								
な		負担水準0.35以上0.4未満			0								
つ		負担水準0.3以上0.35未満			0								
		負担水準0.25以上0.3未満			0				1				
た		負担水準0.2以上0.25未満		-	0				╂				
		負担水準0.15以上0.2未満			0		_		-				
₽		負担水準0.1以上0.15未満		-	0		-		+				
<i>E</i>		負担水準0.05以上0.1未満		_	0		_		-				
の		負担水準0.05未満 計			0	0			0		0		0
		įΤ	8	ŏ	U	0			U	- 0	0		0

地	地方公共団体コード								
2	8	1	0	0	0	1	4		

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

	区 分	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		(人)	(m²)	(千円)	(千円)	(筆)
本則	による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2	2, 339	60, 742	12, 148	
5 負担	1水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
) 負担	1水準0.9以上0.95未満	1	1,051	29, 234	5, 847	
	1水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
	1水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
負担	1水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
負担	1水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
負担	1水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
負担	1水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
負担	· 1水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
- 台却	1水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
言:T	1水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
負担	1水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
負担	1水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
負担	· 1水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
負担	· 1.	0	0	0	0	
白 担	1水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
<u> </u>	· 上	0	0	0	0	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	0	0	0	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	0	0	0	
- 1	1水準0.05未満	0	0	0	0	
	計·	3	3, 390	89, 976	17, 995	

地	方グ	共民]]体:	ュー	ド	表看 7	备号 8
2	8	1	0	0	0	1	5

都	道丿	府 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		——					(1)		(2)		(3)		(4)			(5)	
		X	分	行	番号	1.	納税義務者数		地 積	決	定価格	課移	. 標	準 額		筆	数
			A	9	田 /	7	12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)	54	((千円)	69		(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課程	見がなされたもの	0	1	0											
平		負担水準0.95以上1.0未満		0	2	0											
26		負担水準0.9以上0.95未満		0	3	0											
		負担水準0.85以上0.9未満		0	4	0											
の		負担水準0.8以上0.85未満			5												
÷π		負担水準0.75以上0.8未満		0	6	0											
課		負担水準0.7以上0.75未満			7												
税		負担水準0.65以上0.7未満			8												
100		負担水準0.6以上0.65未満			9												
分		負担水準0.55以上0.6未満			0												
	⊞	負担水準0.5以上0.55未満			1												
カゝ		負担水準0.45以上0.5未満			2												
ح		負担水準0.4以上0.45未満			3												
6		負担水準0.35以上0.4未満			4												
新		負担水準0.3以上0.35未満			5										ļ		
191		負担水準0.25以上0.3未満			6										ļ		
た		負担水準0.2以上0.25未満			7	-											
		負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満			8												
に		負担水準0.05以上0.15未満			9			_							-		
		負担水準0.05以上0.1米個		_	1												
市			-		2		0		0		0			0			
街		本則による(価格の3分の1)課程			3		0		0		0			U			0
国		負担水準0.95以上1.0未満	12 12 10 1C 0 00		4		1		145		4, 233			564			
化		負担水準0.9以上0.95未満			5				110		1, 200			001			
		負担水準0.85以上0.9未満			6												
区		負担水準0.8以上0.85未満			7												
1-45		負担水準0.75以上0.8未満			8												
域		負担水準0.7以上0.75未満			9												
農		負担水準0.65以上0.7未満		3	0	0											
/IX		負担水準0.6以上0.65未満		3	1	0											
地		負担水準0.55以上0.6未満			2												
	畑	負担水準0.5以上0.55未満		3	3	0											
と	ДЩ	負担水準0.45以上0.5未満			4												
2.		負担水準0.4以上0.45未満			5												
な		負担水準0.35以上0.4未満			6												
2		負担水準0.3以上0.35未満	·		7												
		負担水準0.25以上0.3未満			8										ļ		
た		負担水準0.2以上0.25未満			9												
		負担水準0.15以上0.2未満			0			<u> </u>				<u> </u>			<u> </u>		
ŧ		負担水準0.1以上0.15未満			1			<u> </u>							<u> </u>		
		負担水準0.05以上0.1未満			2			_									
の		負担水準0.05未満	⇒ I.		3		1		1.45		4 000			FC.4			
		1	計	4	4	U	1		145		4, 233			564			

担	方グ	大学]体:	コー	ド	表看 7	₽号 8
2	8	1	0	0	0	1	5

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		区 分	納税義務者数 (人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	0	0	0	0
26		負担水準0.95以上1.0未満	1	145	4, 233	564	1
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	0
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	C
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	(
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	(
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	(
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	(
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	(
に	計	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	(
市		負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	(
街	рΙ	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域 農		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
展 地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
عاد ح		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	(
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	(
£		負担水準0.05未満	0	0	0	0	(
の		計	1	145	4, 233	564	

地1	1方4	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	1	5

都 道 府 県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		Δ	9 11 . Et. 2	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0	8	18, 572	302, 352	20, 157	27
平		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	1	1,060	37, 892	2, 526	4
27		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
の		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
am		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
課		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
税		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
化工		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
	田	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
カュ	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
ら		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
新		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
<i>+</i> _		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
に		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
, _		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
市		負担水準0.05未満	6 5 0					
L		計	6 6 0	9	19, 632	340, 244	22, 683	31
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6 7 0	1	901	5, 701	380	1
		負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	1	520	16, 661	1, 111	2
化		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
区		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
域		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
農		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
地		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
,	畑	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
と		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
な		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
' '		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
つ		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
₽		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
_		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
0)		負担水準0.05未満	8 7 0	0	1 401	00.000	1 401	0
		計	8 8 0	2	1, 421	22, 362	1, 491	3

地;	方公	ド	表番号 7 8				
2	8	1	0	0	0	1	5

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		区 分	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
			(人)	(m²)	(千円)	(千円)	(筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	9	19, 473	308, 053	20, 537	2
27		負担水準0.95以上1.0未満	2	1, 580	54, 553	3, 637	
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	(0	0	
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	(0	0	
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	(0	0	
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	(0	0	
か		負担水準0.7以上0.75未満	0	(0	0	
ら 新		負担水準0.65以上0.7未満	0	(0	0	
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	(0	0	
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	(0	0	
+	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	(0	0	
街	計	負担水準0.45以上0.5未満	0	(0	0	
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	(0	0	
区		負担水準0.35以上0.4未満	0	(0	0	
域		負担水準0.3以上0.35未満	0	(0	0	
農		負担水準0.25以上0.3未満	0	(0	0	
地		負担水準0.2以上0.25未満	0	(0	0	
とな		負担水準0.15以上0.2未満	0	(0	0	
つ		負担水準0.1以上0.15未満	0	(0	0	
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	(0	0	
<i>t</i>		負担水準0.05未満	0	(0	0	
の		計	11	21, 053	362, 606	24, 174	3

地	地方公共団体コード									
2	8	1	0	0	0	1	6			

第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(!	5)
		区 分	行	番	무	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
		Z J	9	H	7	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0	951	887, 941	13, 139, 812	4, 290, 232		2, 370
		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	4	4, 378	240, 812	60, 782		Ç
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	29	17, 589	287, 944	90, 434		54
		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	11	5,005	94, 424	29, 271		13
		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	10	5, 554	82,003	23, 796		11
_		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	1	13	80	23		1
合		負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	15	10,820	131, 064	32, 912		29
		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	6	2,610	47, 590	11, 488		10
		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	32	13, 666	238, 657	53, 684		43
		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	10	4, 851	64, 984	13, 694		13
	田	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	1	165	3, 242	620		1
	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	1	182	9, 095	1, 647		1
		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	0	0	0	0		(
		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	0	0	0	0		(
		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	0	0	0	0		(
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0	0	0	0	0		(
		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0	0	0	0	0		(
		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0	1	220	10, 520	800		1
		負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0	0	0	0	0		(
		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0	0	0	0	0		(
		負担水準0.05未満	2	1	0	0	0	0	0		(
		計	2	2	0	1,072	952, 994	14, 350, 227	4, 609, 383		2, 556
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2	3	0	564	181, 117	4, 732, 629	1, 576, 022		843
		負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	4	2,500	91, 429	22, 968		7
		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	24	13, 928	489, 547	160, 789		36
		負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0	12	4, 592	290, 815	90, 346		13
		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0	10	621	11, 506	3, 375		11
		負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	0	0	0	0		(
		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0	3	109	1, 390			4
		負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0	2	128	1, 417	352		2
		負担水準0.6以上0.65未満		1		0	0	0	V		(
		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0	3	1, 314	17, 595	3, 710		3
	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0	1	33	587	114		1
	ΛЩ	負担水準0.45以上0.5未満		4		0	0	ů			(
		負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0	0	0	0	0		(
		負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0	0	0	0	•		(
		負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0	0	0	ů	-		(
計		負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0	0	0	0	0		(
-		負担水準0.2以上0.25未満		9		0		·			(
		負担水準0.15以上0.2未満		0		0	0	V	•		(
		負担水準0.1以上0.15未満		1		0	0	0	V		(
		負担水準0.05以上0.1未満		2		0	0	0	0		(
		負担水準0.05未満	4	3	0	0	0	0	0		(
		計	4	4	0	623	204, 342	5, 636, 915	1, 858, 031		920

地	方グ	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	1	6

第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者数	地 積 (m²)	決定価格	課税標準額	筆	数 (筆) ₈₀
	1	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	9	5	0	1,515				69	3,213
		負担水準0.95以上1.0未満		6	_	8	6, 878		83, 750		16
		負担水準0.9以上0.95未満		7		53	31, 517	777, 491	· ·		90
		負担水準0.85以上0.9未満		8		23	9, 597	385, 239			26
^		負担水準0.8以上0.85未満		9	_	20	6, 175	93, 509	27, 171		22
合		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	1	13	80			1
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	18	10, 929	132, 454	33, 267		33
		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	8	2, 738	49, 007	11, 840		12
		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	32	13, 666	238, 657	53, 684		43
		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	13	6, 165	82, 579	17, 404		16
	計	負担水準0.5以上0.55未満		5		2	198	3, 829	734		2
	計下	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	1	182	9, 095	1, 647		1
		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	0	0	0		0
計		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	0	0	0		0
計		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	1	220	10, 520	800		1
		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.05未満	6	5	0	0	0	0	0		0
		計	6	6	0	1, 695	1, 157, 336	19, 987, 142	6, 467, 414		3, 476

地1	地方公共団体コード 1								
2	8	1	0	0	0	1	7		

第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地目	行番号	田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法 第 349 条 の 3 第 10 項	評価額の1/2の額		(113)	(113)	567, 272	(111)	151	567, 423
(日本放送協会)	減額後の課税標準額	0 2 0			392, 858		107	392, 965
法 第 349 条 の 3 第 12 項	評価額の1/2の額	0 3 0						0
(登録有形文化財等の敷地)	減額後の課税標準額	0 4 0						0
法 第 349 条 の 3 第 20 項	評価額の1/4の額	0 5 0						0
(特定地方交通線等)	減額後の課税標準額	0 6 0						0
	評価額の1/3の額	0 7 0						0
法 第 349 条 の 3 第 23 項	減額後の課税標準額	0 8 0						0
(農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額の1/6の額	0 9 0						0
	減額後の課税標準額	1 0 0						0
法 第 349 条 の 3 第 24 項	評価額の1/2の額	1 1 0						0
(新関西国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 2 0						0
法 第 349 条 の 3 第 28 項	評価額の1/2の額	1 3 0						0
(中部国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 4 0						0
法 第 349 条 の 3 第 33 項	評価額の1/2の額	1 5 0						0
(認定生活困窮者就労訓練事業)	減額後の課税標準額	1 6 0						0
法 附 則 第 15 条 第 13 項	評価額の1/2の額	1 7 0						0
(並 行 在 来 線)	減額後の課税標準額	1 8 0						0
法 附 則 第 15 条 第 19 項	評価額の5/6の額	1 9 0						0
(成田国際空港㈱)	減額後の課税標準額	2 0 0						0
	評価額の1/2の額	2 1 0			19, 204, 756			19, 204, 756
法 附 則 第 15 条 第 22 項 (外貿埠頭公社の民営化に	減額後の課税標準額	2 2 0			13, 443, 329			13, 443, 329
係る承継特例)	評価額の3/5の額	2 3 0						0
	減額後の課税標準額	2 4 0						0

34

地	方グ	表番号					
1						7	8
2	8	1	0	0	0	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地目	行 番 9	号	田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法 附 則 第 15 条 第 23 項 (日本郵政公社の民営化	評価額の3/5の額	2 5	0			5, 529, 041			5, 529, 041
に係る承継特例)	減額後の課税標準額	2 6	0			3, 756, 578			3, 756, 578
法 附 則 第 15 条 第 26 項	評価額の1/2の額	2 7	0						0
(公益法人の所有する能楽堂の敷地)	減額後の課税標準額	2 8	0						0
法附則第15条の2第2項	評価額の1/2の額	2 9	0						0
(三島特例)	減額後の課税標準額	3 0	0						0
	評価額の3/5の額	3 1	0			52, 293			52, 293
法附則第15条の3第1項	減額後の課税標準額	3 2	0			36, 566			36, 566
(旅客会社等に係る承継特例)	評価額の3/10の額	3 3	0						0
	減額後の課税標準額	3 4	0						0
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項	評価額の1/2の額	3 5	0						0
(指定法人等大規模外貿埠頭)	減額後の課税標準額	3 6	0						0
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	評価額の1/6の額	3 7	0						0
(農業・食品産業技術総合研究機構)	減額後の課税標準額	3 8	0						0
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	評価額の1/6の額	3 9	0						0
(水資源開発機構)	減額後の課税標準額	4 0	0						0
平成26年改正法附則第12条第8項による旧法附則第15条第27項	評価額の1/2の額	4 1	0						0
(指定会社等の特定用途港湾施設)	減額後の課税標準額	4 2	0						0
合 計	評 価 額	4 3	0	0	0	25, 353, 362	C	151	25, 353, 513
ППП	減額後の課税標準額	4 4	0	0	0	17, 629, 331	C	107	17, 629, 438

地	方グ	ド	表番号				
'						/	8
2	8	1	0	0	0	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

_					(1)		(2)		(3)	(4	4)		(5)		(6)
区分	地目	行 9	番	号	田 (千円)	23	畑 (千円)	宅 34	地 (千円)	山 45	林 (千円)	そ 56	の 他 (手円)	67	計 (千円) 77
法附則第15条の8第2項	評 価 額	4	5	0											
(新築貸家住宅敷地)	減額分に相当する 課税 標準額	4	6	0	//				//						
法附則第29条の5第7項		4	7	0											0
(宅地化農地・徴収猶予)	徴収猶予分に相当する 課 税 標 準 額	4	8	0											0
法附則第29条の5第8項	市街化区域農地としての評価額	4	9	0											0
(宅地化農地・徴収猶予)	徴収猶予分に相当する 課 税 標 準 額	5	0	0											0
 法附則第29条の5第16項	市街化区域農地としての評価額	5	1	0											0
(宅地化農地・減額)	減額分に相当する 課税 標準額	5	2	0											0
法附則第29条の5第17項	市街化区域農地としての評価額	5	3	0											0
(宅地化農地・減額)	減額分に相当する 課税 標準額	5	4	0											0
法 附 則 第 55 条 第 4 項 (課税免除区域外となった土地	評 価 額	5	5	0											0
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税標準額	5	6	0											0
法 附 則 第 55 条 第 6 項 (課税免除区域外となった土地	評 価 額	5	7	0											0
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税標準額	5	8	0											0
法 附 則 第 55 条 第 8 項 (課税免除区域外となった土地	評 価 額		9												0
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税標準額	6	0	0											0

担1	方グ	(共区]体:	1 —	1,	表看 7	野 8
2	8	1	0	0	0	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地目	行 番 号 9	田 田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法 附 則 第 56 条 第 1 項 (東日本大震災による被災住宅	評 価 額	6 1 0						0
用地に係る特例措置)	減額後の課税標準額	6 2 0						0
法附則第56条第10項	評 価 額	6 3 0						0
	減額後の課税標準額	6 4 0						0
法 附 則 第 56 条 第 13 項 (居住困難区域内住宅用地に	評 価 額	6 5 0						0
係る代替住宅用地の特例措置)	減額後の課税標準額	6 6 0						0
改正法の規定によるもの 平成24年改正法附則第8条	評 価 額	6 7 0						0
第12項(旧法附則第56条第13項)	減額後の課税標準額	6 8 0						0
改正法の規定によるもの	評 価 額	6 9 0						0
平成27年改正法附則第17条 第11項(旧法附則第15条の8第2項)	減額分に相当する 課税 標準額	7 0 0						0

地 1	表 7	番号					
2	8	1	0	0	0	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		→				(1)	(2)	(3)				(4)	(5)	(6)		(7)
						坩	_	責				決	定価	格	単位当力	こり 価格
	区	分	行	番	号	評価総地積	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	平均価格	最高価格
			9			12 (m²)(イ)	23 (m²)	34 (m²) 45	9			12 (千円)(口)	23 (千円)	34 (千円)		46 (円/m²) ₅₆
	介	在 田	0	1	0	33, 759	281	33, 478	0	1	1	623, 687	29	623, 658	18, 475	231, 084
	介	在 畑	0	2	0	66, 313	8, 564	57, 749	0	2	1	594, 864	665	594, 199	8, 971	67, 620
宅	地	介 在 山 林	0	3	0	4, 937, 826	203, 583	4, 734, 243	0	3	1	6, 822, 191	81, 894	6, 740, 297	1, 382	71,000
農	地等	第介在山林	0	4	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0
	_	特 定 市 農 (平23以前参入分)	0	5	0	927, 114	649	926, 465	0	5	1	13, 770, 278	5, 718	13, 764, 560	14, 853	92, 300
市	Ħ	特 定 市 農 (平24以後参入分)	0	6	0	26, 529	0	26, 529	0	6	1	585, 667	0	585, 667	22, 076	92, 300
街	Щ	上記以外	0	7	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0
		小 計	0	8	0	953, 643	649	952, 994	0	8	1	14, 355, 945	5, 718	14, 350, 227	15, 054	92, 300
化		特 定 市 農 (平23以前参入分)	0	9	0	202, 228	759	201, 469	0	9	1	5, 583, 885	6, 840	5, 577, 045	27, 612	173, 750
区	畑	特 定 市 農 (平24以後参入分)	1	0	0	2, 873	0	2, 873	1	0	1	59, 870	0	59, 870	20, 839	173, 750
	ДЩ	上記以外	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
域		小 計	1	2	0	205, 101	759	204, 342	1	2	1	5, 643, 755	6, 840	5, 636, 915	27, 517	173, 750
		特 定 市 農 (平23以前参入分)	1	3	0	1, 129, 342	1, 408	1, 127, 934	1	3	1	19, 354, 163	12, 558	19, 341, 605	17, 138	173, 750
農	計	特 定 市 農 (平24以後参入分)	1	4	0	29, 402	0	29, 402	1	4	1	645, 537	0	645, 537	21, 956	173, 750
地	日日	上記以外	1	5	0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0
		計	1	6	0	1, 158, 744	1, 408	1, 157, 336	1	6	1	19, 999, 700	12, 558	19, 987, 142	17, 260	173, 750

地	表都	番号					
1	7	8					
2	8	1	0	0	0	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		-				(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
						課	. 標	準 額	9	E	数
	区	分	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
	^	<i>*</i>	9	,	0	12 (千円)		1 04		54 (筆)	63 ^(筆) 71
	介	在 田	0	1	2	420, 005	29	419, 976	145	2	143
	介	在 畑	0	2	2	412, 792	650	412, 142	211	12	199
宅	地	介在山林	0	3	2	4, 652, 469	55, 900	4, 596, 569	5, 282	713	4, 569
農	地 等	介 在 山 林	0	4	2	0	0	0	0	0	0
		特 定 市 農 (平23以前参入分)	0	5	2	4, 529, 156	1, 904	4, 527, 252	2, 534	21	2, 513
市		特 定 市 農 (平24以後参入分)	0	6	2	82, 131	0	82, 131	43	0	43
街	田	上記以外	0	7	2	0	0	0	0	0	0
141		小 計	0	8	2	4, 611, 287	1, 904	4, 609, 383	2, 577	21	2, 556
化		特 定 市 農 (平23以前参入分)	0	9	2	1, 849, 363	2, 260	1, 847, 103	944	31	913
区	畑	特 定 市 農 (平24以後参入分)	1	0	2	10, 928	0	10, 928	7	0	7
	ДШ	上記以外	1	1	2	0	0	0	0	0	0
域		小 計	1	2	2	1, 860, 291	2, 260	1, 858, 031	951	31	920
,,,,		特 定 市 農 (平23以前参入分)	1	3	2	6, 378, 519	4, 164	6, 374, 355	3, 478	52	3, 426
農	計	特 定 市 農 (平24以後参入分)	1	4	2	93, 059	0	93, 059	50	0	50
地	ĦΤ	上記以外	1	5	2	0	0	0	0	0	0
		<u> </u>	1	6	2	6, 471, 578	4, 164	6, 467, 414	3, 528	52	3, 476

地1	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	1	8				

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

			<u> </u>				(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
							納	税	義	務	者	数
	1.7		Λ	<i>4</i> :	ΔT2.		各	区分	別	市街化区域農地に係	る実数(法定免税点未	満のものを含む。)
	区		分	1丁	番	方	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	田 • 畑 別	適用区分別	全 体
				9			12 (人)		-	39 (人)	48 (人)	57 (人) 66
	介	在	田	0	1	3	118	2	116			
	介	在	畑	0	2	3	169	12	157			
宅	地	介在	E 山 林	0	3	3	2, 408	589	1,819			
農	地等	筝 介	在山林	0	4	3	(0	0			
		特 (平23	定 市 農以前参入分)	0	5	3	1,009	21	988			
市	⊞	特 (平24	定 市 農 以後参入分)	0	6	3	14	0	14			
街	Ш	上	記以外	0	7	3	(0	0			
				0	8	3				1, 017		
化		特 (平23	定 市 農 以前参入分)	0	9	3	638	28	610			
区	畑		定 市 農 以後参入分)	1	0	3	4	. 0	4			
	ДЩ	上	記以外	1	1	3	(0	0			
域				1	2	3				642		
		(平23	定 市 農 以前参入分)	1	3	3					1, 398	
農	計		定 市 農 以後参入分)	1	4	3					17	
地	БI	上	記以外	1	5	3					0	
				1	ŭ	3		会計数値でけか)				1, 408

(注) 17~19列の各欄の数値は、14列の数値の単純合計数値ではない。

地1	方公	表都 7	番号 8				
2	8	1	0	0	0	1	9

第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

_				<u> </u>			(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
	2	<u> </u>	分	行 9	番	号	評価総地積 (m³)(イ)	決 定 個 総 額		千 円) 法定免税点 以上のもの 57 ^(二) 71		番	号	軽 減 課税標準の 特例によるも の 12 (ホ)	置によるもの	円) 特定市街化区 域農地に係る もの (ト)	軽減額合計 (千円) (ハ)+(ホ)+ (ヘ)+(ト) 57	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) 72 (リ) 80	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
評		-	般 田	0	1	0	43, 537, 925	6, 157, 524	163, 567	5, 993, 957		1	1	0	596		164, 163	141, 481	141
点		_	般 畑	0	2	0	5, 261, 753	368, 178	27, 662	340, 516	0	2	1	0	85		27, 747	70, 125	70
式評	(空	宅 地A	地 ・Bを除く)	0	3	0	98, 894, 746	7, 239, 904, 504	6, 391, 163	7, 233, 513, 341	0	3	1	3, 940, 452, 697	806, 008, 969		4, 752, 852, 829	73, 157	73, 208
価	-	一般	设 山 林	0	4	0	81, 731, 099	1, 269, 103	145, 151	1, 123, 952	0	4	1	0	12		145, 163	15, 527	16
法		小	計	0	5	0	229, 425, 523	7, 247, 699, 309	6, 727, 543	7, 240, 971, 766	0	5	1	3, 940, 452, 697	806, 009, 662		4, 753, 189, 902		31, 591
	用 [±] 費)	地・農	(農業用施設 地+造成	0	6	0	603, 854	1, 903, 446	7, 106	1, 896, 340	0	6	1	0	692, 497		699, 603		3, 152
そ	区区	地B(内の宅 造成費	(生産緑地地 注地・農地等 う)	0	7	0	3, 678	16, 511	0	16, 511	0	7	1	0	5, 960		5, 960		4, 489
の	一 角	股市街	7化区域農地	0	8	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0		0		0
他	1.		以外の計の計	0	9	0	38, 908, 615	266, 870, 963	462, 691	266, 408, 272	0	9	1	16, 987	80, 093, 886	13, 415, 988	93, 989, 552		6, 859
		小	計	1	0	0	39, 516, 147	268, 790, 920	469, 797	268, 321, 123	1	0	1	16, 987	80, 792, 343	13, 415, 988	94, 695, 115		6, 802
		合	計	1	1	0	268, 941, 670	7, 516, 490, 229	7, 197, 340	7, 509, 292, 889	1	1	1	3, 940, 469, 684	886, 802, 005	13, 415, 988	4, 847, 885, 017		27, 948

⁽注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

地	方公	、共区]体:	ュー	ド	表都 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	2	0

第20表 平成28年度に新たに法定免税点以上 になる見込みの土地に関する調

都道府県	人 名	兵庫県
市町村	名	神戸市

		→								
		(1)	(2)	(3)	(4)					
行番号	地	積	平 成 28 年 度 分 課 税 標 準 額	(イ)に係る平成27年	納 税 義 終 考 数	1 人 当	たり	課税	標準	準 額
11 田 2	70	19	課税標準額	度分課税標準額	NI 1/L 32 1/7 - B 9A	(イ)			(口)	
9	12	(m^2)	24 (千円)(イ) 3	37 (千円)(口)	50 (人)(ハ) 57	(ハ)	- (円)(二)		(八)	(円)(ホ)
0 1 0		1, 978	10, 778	10, 273	35		307, 943			293, 514

Ⅱ 家屋に関する概要調書

地	方公	-ド	表番号				
2	8	1	0	0	0	2	1

第21表 納税義務者数に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)
個人・法人の別	区分	行	番	号	総数	(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
個	人	9	1	0	12	465, 053	8, 505	²⁷ 456, 548
法	人	0	2	0		19, 468	247	19, 221
計		0	3	0		484, 521	8, 752	475, 769

地方	公共区	団体:	コー	K	表番	音号
2	8 1	0	0	0	72	28

第22表 総 括 表

				<u> </u>		(1)		(2)			(3)	
⊵	☑ 分	行	番	号	棟	数	床	面	積 (㎡)	決定	価格(千円)	単位当たり価格 (円)
木	総数	90	1	0	12 ア	251, 208	20 工	25, 50	0, 953	31 [*] 61	3, 844, 725	24, 071
	法定免税点未満のもの	0	2	0	1	9, 738	オ	44	5, 953	<i>D</i>	807, 057	1,810
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	ウ	241, 470	カ	25, 05	5, 000	ケ 61	3, 037, 668	24, 468
木	総数	0	4	0	3	151, 636	ス	64, 23	6, 135	⁹ 3, 39	4, 711, 249	52, 847
造以	法定免税点未満のもの	0	5	0	サ	967	セ	2	4, 101	チ	103, 750	4, 305
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	シ	150, 669	ソ	64, 21	2,034	["] 3, 39	4, 607, 499	52, 866
	総数	0	7	0		402, 844		89, 73	7, 088	4, 00	8, 555, 974	44, 670
計	法定免税点未満のもの	0	8	0		10, 705		47	0, 054		910, 807	1, 938
	法定免税点以上のもの	0	9	0		392, 139		89, 26	7, 034	⁷ 4, 00	7, 645, 167	44, 895
非。誰	果 税 家 屋	1	0	0		16, 320		8, 94	7, 163			

(参考)

実際免税点の額 200,000円

地	方公	表番号					
2	8	1	0	0	0	72	3

第23表 所有者区分による家屋に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

				*	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	-
	- 0		_		個	が同	有 有	す る :	家 屋	法人が所有	すする家屋	
	· 分		番		棟 数	床面積(㎡)	決 定 価 格 ^(千円)	課税標準額	単位当たり価格 (円)	棟 数	床面積(㎡)	
木	総数	90	1	0	244, 238	²⁰ 24, 680, 712	³⁰ 594, 632, 613	⁴² 594, 624, 991	24, 093	6, 970	820, 241	
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	2	0	9, 570	438, 415	789, 622	789, 622	1, 801	168	7, 538	
造	法 定 免 税 点以 上 の も の	0	3	0	234, 668	24, 242, 297	593, 842, 991	593, 835, 369	24, 496	6, 802	812, 703	1
木	総数	0	4	0	122, 290	31, 296, 296	1, 554, 065, 147	1, 554, 065, 146	49, 657	29, 346	32, 939, 839	
造 以	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	5	0	865	20, 588	92, 637	92, 637	4, 500	102	3, 513	
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	121, 425	31, 275, 708	1, 553, 972, 510	1, 553, 972, 509	49, 686	29, 244	32, 936, 326	
	総数	0	7	0	366, 528	55, 977, 008	2, 148, 697, 760	2, 148, 690, 137	38, 385	36, 316	33, 760, 080	
計	法定免税点 未満のもの	0	8	0	10, 435	459, 003	882, 259	882, 259	1, 922	270	11, 051	
	法 定 免 税 点以 上 の も の	0	9	0	356, 093	55, 518, 005	2, 147, 815, 501	2, 147, 807, 878	38, 687	36, 046	33, 749, 029	
		1		>	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	
	- ^	,-	77		法人が	所 有 す	る家屋		合		計	
፟	· 分	行	番	号	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格
木	総数	90	1	1	19, 212, 112	19, 192, 835	23, 423	³⁶ 251, 208	⁴⁴ 25, 500, 953	613, 844, 725	613, 817, 826	24, 071
	法定免税点未満のもの	0	2	1	17, 435	17, 435	2, 313	9, 738	445, 953	807, 057	807, 057	1,810
造	法定免税点以上のもの	0	3	1	19, 194, 677	19, 175, 400	23, 618	241, 470	25, 055, 000	613, 037, 668	613, 010, 769	24, 468
木	総数	0	4	1	1, 840, 646, 102	1, 825, 790, 039	55, 879	151, 636	64, 236, 135	3, 394, 711, 249	3, 379, 855, 185	52, 847
造以	法定免税点未満のもの	0	5	1	11, 113	11, 113	3, 163	967	24, 101	103, 750	103, 750	4, 305
外	法定免税点以上のもの	0	6	1	1, 840, 634, 989	1, 825, 778, 926	55, 885	150, 669	64, 212, 034	3, 394, 607, 499	3, 379, 751, 435	52, 866
	総 数	0	7	1	1, 859, 858, 214	1, 844, 982, 874	55, 090	402, 844	89, 737, 088	4, 008, 555, 974	3, 993, 673, 011	44, 670
計	法定免税点未満のもの	0	8	1	28, 548	28, 548	2, 583	10, 705	470, 054	910, 807	910, 807	1, 938
	法定免税点以上のもの	0	9	1	1, 859, 829, 666	1, 844, 954, 326	55, 108	392, 139	89, 267, 034	4, 007, 645, 167	¹ 3, 992, 762, 204	44, 895

地	地方公共団体コード								
2	8	1	0	0	0	7	4		

第24表 木造家屋に関する調(その1)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

				(1)	(2)	(3)
区分				柜	į	数
家屋の種類	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
専 用 住 宅	90	1	0	218, 909	5, 253	213, 656
共同住宅·寄宿舎	0	2	0	6, 450	22	6, 428
併 住宅部分1	0	3	0	3, 065	330	2, 735
用 その他の用の部分2		4	0	3, 065	330	2, 735
宅 計(棟数については1の数値を記入	0	5	0	3, 065	330	2, 735
旅館・料亭・ホテル	0	6	0	287	0	287
事務所・銀行・店舗	0	7	0	2, 786	193	2, 593
劇場・病院	0	8	0	203	1	202
工 場 ・ 倉 庫	0	9	0	2, 531	223	2, 308
土 蔵	1	0	0	2, 671	350	2, 321
附 属 家	1	1	0	14, 306	3, 366	10, 940
合 計	1	2	0	251, 208	9,738	[†] 241, 470

地	方公	:共区	引体	コー	- ド	表看	昏号
¹ 2	8	1	0	0	0	72	4

第24表 木造家屋に関する調(その2)

						-	•		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)			
			H						床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
家。	屋 の	種	区 類	分 /	行	番	号	総	数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	(-) (-) (-)	(本) (ロ)	(<u>_)</u> (<u>_)</u>
				\rightarrow				(m²)	(1)	(m²) (□)	(m²) (/\)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)		(円) (チ)	(円) (リ)
専	1 月	Ħ ·	住	宅	90	1	1	¹² a 22,	879, 916	312, 695	³⁴ 22, 567, 221	⁴⁵ 574, 607, 616	615, 565	⁶⁷ 573, 992, 051	25, 114	1, 969	25, 435
共「	司 住	宅・	寄布	音 舎	0	2	1	b 1,	110, 885	2, 604	1, 108, 281	25, 997, 912	5, 806	25, 992, 106	23, 403	2, 230	23, 453
併	住	宅	部分	1	0	3	1		196, 875	12, 177	184, 698	1, 819, 792	29, 957	1, 789, 835	9, 243	2, 460	9, 691
用住	その	他の	用の部	3分2	0	4	1		96, 968	5, 998	90, 970	896, 315	14, 754	881, 561	9, 243	2, 460	9, 691
宅	(1	+	2)	計	0	5	1	С	293, 843	18, 175	275, 668	2, 716, 107	44, 711	2, 671, 396	9, 243	2, 460	9, 691
旅館	i · 米	斗 亭	· ホ	テル	0	6	1	d	59, 351	1, 167	58, 184	881, 042	81	880, 961	14, 845	69	15, 141
事 務	多所 •	• 銀	行·	店舗	0	7	1	е	234, 765	5, 283	229, 482	5, 105, 482	20, 855	5, 084, 627	21, 747	3, 948	22, 157
劇	場	•	病	院	0	8	1	f	28, 940	50	28, 890	857, 645	69	857, 576	29, 635	1, 380	29, 684
エ	場	•	倉	庫	0	9	1	g	188, 974	17, 670	171, 304	1, 302, 965	17, 730	1, 285, 235	6, 895	1,003	7, 503
	土		蔵		1	0	1	h	95, 717	11, 784	83, 933	196, 988	12, 366	184, 622	2, 058	1, 049	2, 200
	附	属	家		1	1	1	i	608, 562	76, 525	532, 037	2, 178, 968	89, 874	2, 089, 094	3, 581	1, 174	3, 927
	合		計		1	2	1	25,	500, 953	* 445, 953	²⁵ , 055, 000	* 613, 844, 725	807, 057	⁵ 613, 037, 668	24, 071	1,810	24, 468

抴	方公	、共 🛚	団体	コー	- ド	表看	昏号
¹ 2	8	1	0	0	0	72	5

第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗、百貨店

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			→	•	(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		
区	分						柜			数			
	ת ו	行			行番号			総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別		11			棟	数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数		
鉄骨鉄筋コンクリー	卜造	9 0	1	0	12	448	19	26	33 0	448	47 53 O		
鉄筋コンクリート	、造	0	2	0		2, 487		2	0	2, 485	0		
鉄 骨 造		0	3	0		6, 328		14	0	6, 314	0		
軽 量 鉄 骨	造	0	4	0		1,682		27	0	1,655	0		
れ ん が 造 コンクリートブロッ	b ク 造	0	5	0		153		2	0	151	0		
そ の 他		0	6	0		0		0	0	0	0		
計		0	7	0		11, 098	0	45	0	11, 053	0		

		\rightarrow		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (ニ)	法定免税点未満のもの(千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	3, 115, 889	22	3, 115, 889	45	56	67 263, 428, 574			
鉄筋コンクリート造	0	2	1	⁷ 2, 440, 053	56	2, 439, 997	146, 659, 277	148	146, 659, 129	60, 105	2, 643	60, 106
鉄 骨 造	0	3	1	[†] 5, 290, 617	728	5, 289, 889	382, 736, 601	2, 839	382, 733, 762	72, 343	3, 900	72, 352
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	[±] 183, 715	625	183, 090	4, 294, 862	4, 152	4, 290, 710	23, 378	6, 643	23, 435
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	[*] 10, 815	27	10, 788	174, 515	234	174, 281	16, 136	8, 667	16, 155
その他	0	6	1	^力	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	11, 041, 089	1, 436	11, 039, 653	797, 293, 829	7, 373	797, 286, 456	72, 212	5, 134	72, 220

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	72	6

第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅、アパート

			<u> </u>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		
区分					柜			数			
	行	↑番号—		行番号		総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	1,1			棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数		
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	0	962	19	26 0	33 0	962	47 53 O		
鉄筋コンクリート造	0	2	0	25, 209		158	0	25, 051	0		
鉄 骨 造	0	3	0	17, 053		60	0	16, 993	0		
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	46, 231		14	0	46, 217	0		
れんが造 コンクリートブロック造	0	5	0	1, 330		11	0	1, 319	0		
そ の 他	0	6	0	0		0	0	0	0		
計	0	7	0	90, 785	0	243	0	90, 542	0		

			•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	総額		以上のもの	(1) (1)	<u>(</u> (<u></u> (<u></u> (力)	(<u>^)</u> (<u>/)</u>
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	6, 280, 609	60	6, 280, 549	⁴⁵ 389, 730, 593	⁵⁶ 1, 892	⁶⁷ 389, 728, 701	62, 053	31, 533	62, 053
鉄筋コンクリート造	0	2	1	⁷ 21, 328, 133	243	21, 327, 890	1, 238, 264, 803	4, 643	1, 238, 260, 160	58, 058	19, 107	58, 058
鉄 骨 造	0	3	1	⁵ 3, 455, 793	2, 945	3, 452, 848	153, 666, 278	5, 287	153, 660, 991	44, 466	1, 795	44, 503
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	6, 014, 698	1, 138	6, 013, 560	153, 581, 418	6, 964	153, 574, 454	25, 534	6, 120	25, 538
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	⁺ 76, 081	194	75, 887	1, 051, 166	1, 196	1, 049, 970	13, 816	6, 165	13, 836
その他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	37, 155, 314	4, 580	37, 150, 734	1, 936, 294, 258	19, 982	1, 936, 274, 276	52, 114	4, 363	52, 119

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	72	78

第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		<u> </u>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
					村			数	
区分	行	行番号—		総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	
構造別	1.1			棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	12 60	19	26 0	33 0	40 60	47 53 O
鉄筋コンクリート造	0	2	0	530		1	0	529	0
鉄 骨 造	0	3	0	322		0	0	322	0
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	57		0	0	57	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	18		0	0	18	0
そ の 他	0	6	0	0		0	0	0	0
計	0	7	0	987	0	1	0	986	0

		→		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定価	格	単 位	当たり	価 格
横造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	以上のもの	(<u>=</u>) (<u>1</u>)	<u>(</u> 本) (ロ)	<u>(^)</u> (/)
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円)(ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	^{12 7} 738, 829	0	738, 829	62, 252, 084	56	62, 252, 084	84, 258	0	84, 258
鉄筋コンクリート造	0	2	1	1, 124, 394	77	1, 124, 317	90, 027, 313	108	90, 027, 205	80, 067	1, 403	80, 073
鉄 骨 造	0	3	1	382, 754	0	382, 754	33, 197, 206	0	33, 197, 206	86, 732	0	86, 732
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	9, 981	0	9, 981	315, 689	0	315, 689	31, 629	0	31, 629
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	1,066	0	1,066	23, 629	0	23, 629	22, 166	0	22, 166
その他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	2, 257, 024	77	2, 256, 947	185, 815, 921	108	185, 815, 813	82, 328	1, 403	82, 331

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	72	8

第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫、市場

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		-	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	
区分	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	13	ш.	.5	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	0	117	19	26	33 0	116	47 53 0
鉄筋コンクリート造	0	2	0	17, 185		92	0	17, 093	0
鉄 骨 造	0	3	0	9, 362		91	0	9, 271	0
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	3, 139		108	0	3, 031	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	3, 021		98	0	2, 923	0
そ の 他	0	6	0	0		0	0	0	0
計	0	7	0	32, 824	0	390	0	32, 434	0

		→		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
横造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	(<u>-</u>) (<u>1</u>)	<u>(</u> 本) (ロ)	<u>(^)</u> (/\)
				(m²) (1)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	917, 088	²³ 15	917, 073	47, 071, 508	⁵⁶ 63	47, 071, 445	51, 327	4, 200	51, 328
鉄筋コンクリート造	0	2	1	2, 945, 456	1, 544	2, 943, 912	90, 710, 373	14, 796	90, 695, 577	30, 797	9, 583	30, 808
鉄 骨 造	0	3	1	8, 520, 728	4, 853	8, 515, 875	297, 291, 869	9, 417	297, 282, 452	34, 890	1, 940	34, 909
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	311, 991	3, 968	308, 023	2, 515, 320	14, 215	2, 501, 105	8, 062	3, 582	8, 120
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	81, 456	1, 704	79, 752	852, 525	11, 818	840, 707	10, 466	6, 935	10, 542
そ の 他	0	6	1	[*] 0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	12, 776, 719	12, 084	12, 764, 635	438, 441, 595	50, 309	438, 391, 286	34, 316	4, 163	34, 344

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	72	9

第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他

		-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					植			数	
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	
構造別	11	ш	,,	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	12 20	19	26 0	33	40 20	47 53 ()
鉄筋コンクリート造	0	2	0	7, 200		27	0	7, 173	0
鉄 骨 造	0	3	0	2, 081		14	0	2,067	0
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	3, 615		187	0	3, 428	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	3, 026		60	0	2, 966	0
そ の 他	0	6	0	0		0	0	0	0
計	0	7	0	15, 942	0	288	0	15, 654	0

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定価	格	単 位	当たり	価 格
塔 別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	松額	法定免税点未満のもの	以上のもの	(<u>-</u>) (<u>1</u>)	<u>(</u> ホ) (ロ)	<u>(^)</u> (/)
		-	_	(m^2) (1)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	1	68, 366	0	68, 366	4, 270, 472	56	4, 270, 472	62, 465	0	62, 465
鉄筋コンクリート造	0	2	1	275, 506	425	275, 081	11, 416, 057	3, 957	11, 412, 100	41, 437	9, 311	41, 486
鉄 骨 造	0	3	1	477, 744	620	477, 124	19, 561, 004	1,090	19, 559, 914	40, 945	1, 758	40, 995
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	131, 266	4, 031	127, 235	903, 998	16, 325	887, 673	6, 887	4, 050	6, 977
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	53, 107	848	52, 259	714, 115	4, 606	709, 509	13, 447	5, 432	13, 577
その他	0	6	1	本 0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	1, 005, 989	5, 924	1, 000, 065	36, 865, 646	25, 978	36, 839, 668	36, 646	4, 385	36, 837

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	73	0

第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村		-	数	
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	11	ш	,3	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	1,607	19 0	26 1	33 0	1,606	47 53 ()
鉄筋コンクリート造	0	2	0	52, 611	0	280	0	52, 331	0
鉄 骨 造	0	3	0	35, 146	0	179	0	34, 967	0
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	54, 724	0	336	0	54, 388	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	7, 548	0	171	0	7, 377	0
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	0	151, 636	0	967	0	⁵ 150, 669	0

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	松 領	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	(<u>-</u>) (<u>1</u>)	<u>(</u> ホ) (ロ)	<u>(^)</u> (/)
				(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	11, 120, 781	75	³⁴ 11, 120, 706	⁴⁵ 766, 753, 231	1, 955	⁶⁷ 766, 751, 2 ⁷⁷ 6	68, 948	26, 067	68, 948
鉄筋コンクリート造	0	2	1	28, 113, 542	2, 345	28, 111, 197	1, 577, 077, 823	23, 652	1, 577, 054, 171	56, 097	10, 086	56, 101
鉄 骨 造	0	3	1	18, 127, 636	9, 146	18, 118, 490	886, 452, 958	18, 633	886, 434, 325	48, 901	2, 037	48, 924
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	6, 651, 651	9, 762	6, 641, 889	a 161, 611, 287	41,656	161, 569, 631	24, 296	4, 267	24, 326
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	222, 525	2, 773	219, 752	b 2, 815, 950	17, 854	2, 798, 096	12, 655	6, 439	12, 733
その他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	64, 236, 135	24, 101	64, 212, 034	⁹ 3, 394, 711, 249	f 103, 750	3, 394, 607, 499	52, 847	4, 305	52, 866

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	73	8 1

第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	区分				棟	数	床	面積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋	屋の種類	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	一年建築資評点数 (口) (イ) (点)	<u>(ハ)</u> (イ) (円)
	専 用 住 宅	90	1	0	2,744	18 16	²⁴ a 300, 487	³³ 423	⁴¹ 26, 947, 943	41, 585	⁶⁰ 22, 636, 272	⁷⁰ 34, 931	89, 681	75, 332
lua.	共同住宅・寄宿舎	0	2	0	89	0	b 22, 037	0	2, 130, 283	0	1, 789, 438	0	96, 668	81, 202
新	併 用 住 宅	0	3	0	0	0	с 0	0	0	0	0	0	0	0
	旅館・料亭・ホテル	0	4	0	0	0	d 0	0	0	0	0	0	0	0
増	事務所・銀行・店舗	0	5	0	43	1	e 4, 481	35	340, 992	749	286, 433	629	76, 097	63, 922
	劇場・病院	0	6	0	5	0	1, 731	0	160, 765	0	135, 043	0	92, 874	78, 014
分	工場・倉庫	0	7	0	7	0	^g 500	0	17, 605	0	14, 788	0	35, 210	29, 576
	土 蔵	0	8	0	0	0	h 0	0	0	0	0	0	0	0
	附 属 家	0	9	0	16	0	i 359	0	15, 933	0	13, 384	0	44, 382	37, 281
	合 計	1	0	0	^j 2, 904	k 17	[*] 329, 595	д 458	29, 613, 521	42, 334	³ 24, 875, 358	⁵ 35, 560	89, 848	75, 472

地	地方公共団体コード						番号
2	8	1	0	0	0	73	2

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		─ 区 分	-	_	_	棟	数	床	面 積	再建築費	費 評 点 数	決定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価 格
家屋の)種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分		うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	(<u>口)</u> (イ) (点)	(ハ) (イ) (円)
	事務	鉄骨鉄筋コンクリート造	в	1	0	0	18 0	24 T 0	33 0	41 0	51 0	60	⁷⁰ 0	0	0
	所	鉄筋コンクリート造	0	2	0	6	0	¹ 14, 121	0	1, 644, 212	0	1, 772, 460	0	116, 437	125, 519
		鉄 骨 造	0	3	0	72	3	[†] 54, 250	201	5, 524, 100	30, 240	5, 954, 980	32, 599	101, 827	109, 769
	店舗	軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	14	0	3, 463	0	198, 861	0	209, 997	0	57, 424	60, 640
新	音	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	0		d 0	0	0	0	0	0	0	0
121	貨	その他	0	6	0	0	0	^力 0	0	0	0	0	0	0	0
	店	計	0	7	0	92	3	71, 834	201	7, 367, 173	30, 240	7, 937, 437	32, 599	102, 558	110, 497
	住	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0	0	0	+ 0	0	0	0	0	0	0	0
	宅	鉄筋コンクリート造	0	9	0	118	1	⁷ 261, 469	1, 995	34, 715, 389	230, 734	30, 549, 542	203, 046	132, 771	116, 838
		鉄 骨 造	1	0	0	83	1	⁵ 29, 698	0	3, 294, 683	0	2, 899, 321	0	110, 940	97, 627
増	ア	軽 量 鉄 骨 造	1	1	0	499	5	68, 905	99	6, 490, 945	7, 791	5, 712, 032	6, 856	94, 201	82, 897
	パ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	その他	1	3	0	0	0	<i>></i> 0	0	0	0	0	0	0	0
	١	計	1	4	0	700	7	360, 072	2, 094	44, 501, 017	238, 525	^d 39, 160, 895	209, 902	123, 589	108, 759
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分	院	鉄筋コンクリート造	1	6	0	2	0	6,987	0	825, 167	0	889, 530	0	118, 100	127, 312
	P	鉄 骨 造	1	7	0	4	1	6, 510	47	875, 074	2, 147	943, 330	2, 315	134, 420	144, 905
		軽 量 鉄 骨 造	1	8	0	1	0	100	0	12, 228	0	12, 913	0	76, 425	80, 706
	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	9	0	0	0	^f 0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	2	0	0	0	0	^ツ 0	0	0	0	0	0	0	0
	ル	計	2	1	0	7	1	13, 657	47	1, 712, 469	2, 147	1, 845, 773	2, 315	125, 391	135, 152

地	地方公共団体コード						番号
2	8	1	0	0	0	73	28

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		✓ 区 分				棟	数	床	積 積	再建築	費評点数	決定	価 格	単位当たり	単位当たり価
家屋∉)種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	再建築費評点数 (口) (イ)	格 <u>(ハ)</u> (円) (イ)
	エ	鉄骨鉄筋コンクリート造	9 2	2	0	0	18 0	24 テ 0	33 0	41 0	51 0	0	70 79 O		0
	場	鉄筋コンクリート造	2	3	0	37	0	3, 184	0	233, 432	0	251, 640	0	73, 314	79, 033
		鉄 骨 造	2	4	0	55	5	⁺ 75, 903	3, 193	5, 152, 816	297, 030	5, 498, 055	316, 931	67, 887	72, 435
新	倉庫	軽 量 鉄 骨 造	2	5	0	19	1	⁻ 1, 449	77	55, 378	2,612	57, 870	2, 730	38, 218	39, 938
	•	れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	6	0	6	0	83	0	3, 468	0	3, 738	0	41, 783	45, 036
	市	その他	2	7	0	0	0	ネ 0	0	0	0	0	0	0	0
増	場	計	2	8	0	117	6	80, 619	3, 270	5, 445, 094	299, 642	5, 811, 303	319, 661	67, 541	72, 084
一相		鉄骨鉄筋コンクリート造	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ	鉄筋コンクリート造	3	0	0	41	0	1, 100	0	58, 243	0	62, 145	0	52, 948	56, 495
		鉄 骨 造	3	1	0	8	1	4, 756	143	594, 073	12, 372	633, 876	13, 201	124, 910	133, 279
分	の	軽 量 鉄 骨 造	3	2	0	36	0	^フ 598	0	23, 083	0	24, 122	0	38, 600	40, 338
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	3	3	0	4	0	^ 27	0	1,717	0	1, 832	0	63, 593	67, 852
	他	その他	3	4	0	0	0	љ 0	0	0	0	0	0	0	0
		計	3	5	0	89	1	6, 481	143	677, 116	12, 372	721, 975	13, 201	104, 477	111, 399
		合 計	3	6	0	e 1, 005	g 18	532, 663	5, 755	59, 702, 869	582, 926	¹ 55, 477, 383	577, 678	112, 084	104, 151

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	73	3

第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		(1)			(2)		(3)	
区分	4 - 1	棟	数	床	面積	決	定価格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総	数	総	数 (㎡) (イ)	総	額 (千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
専 用 住 宅	9 1 0	12	1, 400	19	127, 066	28	1, 651, 597	
共 同 住 宅 · 寄 宿 舎		38	107	45	18, 990	54	226, 348	11, 919
併 用 住 宅	0 3 0	12	52	19	4, 356	28	33, 167	7, 614
旅館・料亭・ホテル		38	1	45	239	54	1, 525	6, 381
事務所・銀行・店舗	0 5 0	12	56	19	3, 876	28	64, 528	16, 648
劇場・病院		38	2	45	172	54	1, 753	10, 192
工場・倉庫	0 7 0	12	51	19	5, 781	28	19, 495	3, 372
土 蔵		38	3	45	62	54	63 166	2, 677
附 属 家	0 9 0	12	170		4, 226		9, 553	2, 261
合 計		38	1,842	45	164, 768	54	2, 008, 132	12, 188

地方公	共団体	本コー	- ド	表看	昏号
2 8	1 (0	0	73	4

第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			(1)		(2)	(3)	
区分	行番号	棟	数	床	面 積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	11 留 万	総	数	総	数 (m²) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
事務所・店舗・百貨店	90 1 0	12	112	19	54, 539	00	52, 391
住宅・アパート		38	371	45	75, 130	⁵⁴ 2, 169, 400	28, 875
病院・ホテル	0 3 0	12	9	19	5, 233	194, 887	37, 242
工場・倉庫・市場		38	202	45	57, 444	1, 297, 0 ⁶³	22, 579
そ の 他	0 5 0	12	128	19	6, 869	182, 459	26, 563
合 計		38	822	45	199, 215	63 6, 701, 110	33, 638

地	方公	共国	団体	コー	・ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	3	5

第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

都 道 府 県 名 兵庫県 — — — 市 町 村 名 神戸市

(1)

					(1)
		区 分	特例率	行番号	法定免税点以上のもの
		決 定 価 格 (A)		90 1 0	4,007,645,167
課	NI	第10項(日本放送協会)	1/2		23 454, 656 33
	法	第11項(日本原子力研究開発機構)	1/3	0 3 0	12
T)/	に第		2/3		23 33
税	(C 3)	第 12 項(登録有形文化財等)	1/2	0 5 0	12 217, 842
	三	第 16 項 (宇宙航空研究開発機構)	1/3		23 33
標	ъш	第10条(于由加土明九州光域件)	2/3	0 7 0	12
	よ四	第17項(海洋研究開発機構)	1/3		23 33
3/660	九	3/11·2 (1年1十月7日/11月1日)及1日/7	2/3	0 9 0	12
準		第19項(水資源機構)	1/2		23 33
	る条		3/4	1 1 0	12
0)	σ	第20項(特定地方交通線)	1/4		23 33
		第22項(科学技術振興機構)	1/2	1 3 0	12
11-1-	も三	第24項(新関西国際空港株式会社)	1/2		23 33
特		第26項(信用協同組合等)	3/5	1 5 0	12 4, 253, 116
	()	第28項(中部国際空港)	1/2		23 33
例	の規	第30項(家庭的保育事業)	1/2	1 7 0	12
V 3	-> /96	第31項(居宅訪問型保育事業)	1/2		23 33
	定	第32項(事業所内保育事業)	1/2	1 9 0	12
に	2/4-	第33項(認定生活困窮者就労訓練事業)	1/2	0 1 0	23 33
	法	第1項(倉庫等)	1/2 5/6	2 1 0	12 4, 639, 281
ょ	附	第4項(心身障害者多数雇用事業所) 第13項(並行在来線の譲受資産)	1/2	2 2 0	23 33
5	則	第13項(並行在来線の譲受資産) 第17項(PFIによる公共施設等の整備等)	1/2	2 3 0	23 33
		【郑古利傅振凯(郑古寅先取為敕牒州献)】	1/2	2 5 0	12
り	第	第18項 (18年) (特定都市再生緊急整備地域))	_	2 : 0 : 0	23 33
	_	第19項(成田国際空港株式会社)	5/6	2 7 0	
減	五.	第20項 (PFI国立大学の校舎)	1/2		23 33
1/24		第21項(都市鉄道利便増進施設)	2/3	2 9 0	12 129, 924
	条		1/2		23 434, 056 33
額	Ø	第22項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3/5	3 1 0	12
	4H	第23項(日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	3/5		3, 833, 044 33
に	規	第24項(鉄道事業再構築事業)	1/4	3 3 0	12
,,	定	第26項(公益法人の所有する能楽堂)	1/2		23 33
	に	第28項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等 (国際戦略港湾))	1/2	3 5 0	12
な		第 ^{20 項} (2/3		23 33
	ょ	第30項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設)	-	3 7 0	12
る	る	第32項(駅のバリアフリー化施設)	2/3		23 33
٦.	\$	第36項(備蓄倉庫)	_	3 9 0	12
		第37項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	2/3		23 33
額	0	第42項(認定誘導事業により取得した公共施設等)	4/5	4 1 0	12

地	表看	昏号					
12	8	1	0	0	0	3	6

第36表 課税標準額等に関する調 (その2)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

_		→				(1)
		区		特例率	行番号	法定免税点以上のもの
						(千円)
課	法附則第一五条の二	第2項	(JR三島特例)※法附則第15条の3の適用のないもの	1/2	90 1 0	
	法附則第一五条の三	第1項	(旧国鉄承継特例) (") 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/5 3/10	0 3 0	23 267 33 12
	法附則第五六条の二	第4項	(東日本大震災により滅失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋)	1/4	0 0 0	23 33
税	昭四七年附則第八条	第3項	(地下道等)	1/2	0 5 0	12 155, 251
	昭六二年附則第三条	第10項		1/4		23 33
	平成三年附則第八条	第3項	(都市基盤整備公団)	1/3	0:7:0	12
標		第3項	(都市基盤整備公団)	1/3 1/3	0 9 0	23 33
175		第5項	(農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/6		23 33
	平成七年附則第六条	"	(日本電気計器検定所)	1/6	1 1 0	
244	平成 七 年 附 則 弟 八 采	"	(日本消防検定協会)	1/6		23 33
準		"	(小型船舶検査機構)	1/6	1 3 0	
		第8項	(軽自動車検査協会) (関西文化学後研究教表の文化学後研究技術)	1/6	1 - (23 33
		第5項	(関西文化学術研究都市の文化学術研究施設) (都市基盤整備公団)	1/2	1:5:0	23 33
の	平成十年附則第六条	第9項	(指定法人等の大規模外貿埠頭)	$\frac{1/2}{1/2}$	1 7 0	12
	平成十三年附則第八条	第8項	(高圧ガス保安協会)	1/6		23 33
		第9項	(日本電気計器検定所)	1/3	1 9 0	
特	3 4 1 7 F W DI # 1 7	"	(日本消防検定協会)	1/3	9 7 7 0	23 33
10	平成十五年附則第十一条	"	(小型船舶検査機構) (軽自動車検査協会)	1/3 1/3	2 : 1 : 0	12 23 35, 805 33
		第11項	(高圧ガス保安協会)	1/3	2 : 3 : 0	
1751	五十 1 1. 左四 四 燃 1. 左	第9項	(社会保険診療報酬支払基金)	1/6		23 33
例	平成十七年附則第七条	第10項	(自動車安全運転センター)	1/6	2 5 0	12
	平成十八年附則第十三条	第8項	(農業・生物系特定産業技術研究機構)	2/3		23 33
	平成十九年附則第六条	第2項	(高圧ガス保安協会)	1/2	2 7 0	
に		第6項第4項	(国立大学法人等との共同研究施設) (日本電気計器検定所)	3/4 1/2	2 : 9 : 0	23 33
	- D - 1 - 111 111 111 111 111	77 T T	(日本消防検定協会)	1/2		23 33
	平成二十年附則第十条	"	(小型船舶検査機構)	1/2	3 1 0	12
ょ		"	(軽目動車検査協会)	1/2		23 33
0		第16項	(利用者利便の向上に資する停車場等)	3/4	3 3 0	
	平成二十二年附則第十一条	第19項第20項	(PFI公共荷さはき施設等) (PFI一般廃棄物処理施設)	1/2	3 : 5 : 0	23 33
ŋ		第 22 項	(鉄道再生事業)	1/4	3 3 0	23 33
ש			(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2/3	3 7 0	
		另 △ 均	(日田入公ガス・金属弘初員係機博)	4/5		23 33
		第3項	(農業・食品産業技術総合研究機構)	1/3	3 9 0	
減		第6項	(社会保険診療報酬支払基金)	2/3 1/3	4 1 0	23 33
		第7項	(自動車安全運転センター)	1/3	4 1 0	23 33
	平成二十三年附則第七条	第8項	(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	1/2	4 3 0	12
額	十成二十二年 附 則 第 七宋	笙 0 項	(倉庫等)	1/2		23 693, 542 33
				7/8	4 5 0	
		第13項	(心身障害者多数雇用事業所) (中核的地方卸売市場構築事業)	5/6 2/3	4 7 0	23 33
に		第 20 項	(鉄軌道事業者等が駅で行う改良工事)	2/3	4 1 0	23 33
, _			(都市利便施設)	1/2	4 9 0	
			(スーパー中枢港湾)	1/2		23 33
.2.	平成二十四年附則第八条		(JR貨物の基盤整備事業)	_	5 1 0	
な	平成二十五年附則第十一条	第り頂	(#)法附則第15条の2第2項の適用のあるもの (鉄道駅総合改善事業)	3/4	5 3 0	23 33
		第7項	(鉄道駅総合以晋争業) (スーパー中枢港湾)	1/2	0 0 0	23 33
	平成二十六年附則第十二条	第8項	(指定会社等の特定用途港湾施設)	1/2	5 5 0	12
る		第5項	(都市利便施設(都市再生緊急整備地域))	3/5		23 33
	平成二十七年附則第十七条		(1/2	5:7:0	
		第6項	(津波防災地域づくり法の協定避難施設)	1/2	F 0 1 0	23 33
額	-		計 (B) 課 税 標 準 額 (A)-(B)		5 9 0	12 h 14, 882, 963 23 3, 992, 762, 204 33
~^	1		MAY THE TAX THE ATT (II) (D)			0, 002, 102, 201 00

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	3	7

第37表 法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調 (その1)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

	——			Ι.				1	(1)	(2)	(3) 数		
	区	分		減額割合	行	番	号	個	- 1	床面積	軽減税額		
法附則第15条の6	第1項 新築住宅			1/2	90	1	0	12	7, 419	689, 965	335, 899		
	第2項 新築住宅(中高層	耐火建築	物)	1/2	0	2	0		19, 599	1, 403, 585	921, 938		
法附則第15条の7	第1項 認定長期優良住宅			1/2	0	3			4, 720	534, 885	257, 609		
四門原原原門四	第2項 認定長期優良住宅	(中高層	耐火建築物)	1/2	0		•		240	27, 378	13, 300		
	第1項 特定市街化区域農	地の貸家	住宅	$\frac{1/2}{2/3}$		5 6							
		第1種	— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2/3	0	7	0		12	1, 587	1, 632		
		第1種		1/4		8			0		(
	第3項 市街地再開発事業	第1種	住宅以外	1/4		9			4	-,	660		
法附則第15条の8	第6条 市内地门加九事术	第2種	住宅(居住部分)	2/3		0	•		0		(
O CO ACOT (KIA IN A			住宅(非居住部分)	1/3		1	•		0		(
			住宅以外	1/3	1		0		1	807	442		
	第4項 サービス付き高齢		-	1	· ·	•—							
			(居住部分)	2/3	1								
	第5項 防災街区整備事業	住宅以	(非居住部分)	1/3	1		0	ļ					
	炼 1 语 型量34 恢 (分点)	.外	1/3		6	•		100	10.075	1 076			
	第1項 耐震改修(住宅)	(EZ /\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	/ :N/#\	1/2	1		0	ļ	166	10, 675	1, 272 723		
法附則第15条の9	第4項 バリアフリー改修 第5項 バリアフリー改修			1/3	_	8	į	ļ	63	5, 560	12.		
佐附則第13条の9	21. 21. 21.	(区分所 所有以外	147	1/3	1	0	0		227	16, 014	2,07		
	第9項 省エネ改修(区分 第10項 省エネ改修(区分)	1/3		1			221	10, 014	2,07		
法附則第15条の10				1/2	2	2	0						
	第29項 特定市街化区域農	. ,	<u></u> 住字	2/3	2		0						
平成21年附則第8条	第13項 特定市街化区域農			1/3	2	4	0	1					
1 //CEL PI //CEL		-G-7 A-7	<u>д. С</u>	1/3	2		0		17	6, 755	2, 33		
平成23年附則第7条	第29項 市街地再開発事業			2/3		6		1	15		86		
	第30項 高齢者向け優良賃	貸住宅		2/3	2	7	0		82	3, 289	2, 51		
			第1種中高層耐火建築物	2/3	2	8	0			,	,		
平成24年附則第8条	第11項 特定市街化区域農	地の	然。任士玄見 君 しみぬむ	1/2	2	9	0						
	发生中的则第6条 第11項 貸家住宅		第2種中高層耐火建築物	2/3	3	0	0						
	第10項 特定市街化区域農	州の代字	仕 字	1/2	3	1	0						
平成21年附則第11年			世の貸家住宅			2	0						
	第12項 サービス付き高齢	者向け住	宅	2/3	3	3			621	23, 237	20, 07		
-			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		3		0		33, 186	2, 726, 184	1, 561, 33		
合	計		う ち 個 人			5	•		26, 717	2, 449, 538	1, 389, 02		
			うち法人		3	6	0		6, 469	276, 646	172, 31		

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	3	7

第37表 法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調 (その2)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(4	4)	((5)		(6)	(7)		(8)		(9)
	_	.,		減額	,_	P	平成 27	年度に	新たに	軽減対象	きとなっ	ったもの	平成 27	7年度~	で軽源	対期間の	終了一	するもの
	区	を (中高層耐火建築物) 機地の貸家住宅 第1種 住宅 (居住部分) 第1種 住宅 (非居住部分) 第1種 住宅以外 第2種 住宅 (居住部分) 第2種 住宅 (非居住部分) 第2種 住宅 (非居住部分) 第2種 住宅以外 令者向け住宅 住宅 (居住部分)		割合	行	番号	個	数		面積㎡)	(∃	就 税 額 ^{F円)}	個	数	床	面積(㎡)	軽	減税額
法附則第15条の6	第1項 新築住宅			1/2	9	1 1	12 T	2, 274	21 イ	212, 466	31 ウ	112, 501	40	2, 641	49	242, 49	7 59	109, 334
	第2項 新築住宅(中高層而	计火建築:	物)	1/2		2 1	工	3, 515	オ	257, 932	力	196, 319		4,007		281, 44	7	167, 753
法附則第15条の7	第1項 認定長期優良住宅			1/2		3 1		906		101, 514		56, 327		968	3	110, 73	8	46, 422
四州对别10米51	第2項 認定長期優良住宅	(中高層)	耐火建築物)	1/2		4 1		44		5, 125		2,807						
	第1項 特定市街化区域農地	他の貸家	注宅	1/2		5 1												
	31. 31. 11. 21. 11. 30. 1	2/3		6 1									_					
				2/3		7 1		0		0		0						
				1/4		8 1 9 1		0		0		0					_	
	第3項 市街地再開発事業	7 T	,— = y = 1	1/4				0		0		0			_		_	
法附則第15条の8				2/3	+	0 1		0		0		0			_		_	
				1/3		1 1		0		0		0		_			_	
	第4項 サービス付き高齢者	7,.	,— - × · ·	1/3		2 1 3 1		0		0		0			_		_	
	男4項 リーころ行き 同即名			2/3		4 1												
	第5項 防災街区整備事業			1/3	-	5 1			+								-	
	第 5 次 例次因匹亚洲事来			1/3		6 1			+								-	
	第1項 耐震改修(住宅)	止心め	/ I ⁻	1/2		7 1		166		10,675		1,272		166		10, 67	5	1, 272
	71. 7. MADE 4 7.15 ()— — 7	(区分所	有以外)	1/3	+	8 1		63		5, 560		723		63	_	5, 56		723
法附則第15条の9	7,1	(区分所		1/3		9 1				0,000		120				0,00	Ŭ	120
12 111 X1 X1 70 X16 .2 0		(百以外)		1/3		0 1		227		16, 014		2,071		227	,	16, 01	4	2, 071
	第10項 省工ネ改修(区分所	1 14 2 17		1/3		1 1						_,				,		
法附則第15条の10				1/2		2 1												
平成18年附則第13条	第29項 特定市街化区域農地	也の貸家	住宅	2/3		3 1												
平成21年附則第8条	第13項 特定市街化区域農地	也の貸家	住宅	1/3	2	4 1						_						
	第29項 市街地再開発事業			1/3	2	5 1		_		_		_		0)		0	0
平成23年附則第7条	第29項 印街地丹用宪事未			2/3	2	6 1								0)		0	0
	第30項 高齢者向け優良賃貸	往宅		2/3	2	7 1								0)		0	0
	供空古朱小豆材典刊	h D	第1種中高層耐火建築物	勿 2/3		8 1												
平成24年附則第8条	第11項 特定市街化区域農地 貸家住宅	<u>U</u> V)	第2種中高層耐火建築物	1/2		9 1												
	英 次压 1		別で宝丁町/日間/八丈米!	2/3		0 1												
→ b t - w/ = - t/:	第10項 特定市街化区域農地	他の貸家を	住宅	1/2	3													
平成27年附則第17条				2/3		2 1												
	第12項 サービス付き高齢者	前け住	毛	2/3	-	3 1		152		6, 057		5, 836						
^	-1		> .1. /m .			4 1		7, 347		615, 343		377, 856		8, 072	2	666, 93		327, 575
合	計		う ち 個 人			5 1		5, 835		519, 751		315, 567		6, 476		617, 85	_	301, 481
			うち法人		3	6 1		1, 512		95, 592		62, 289		1, 596)	49, 08	1	26, 094

地	方公	:共区	団体	コー	· F	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	73	8

第38表 建築年次区分による家屋に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
				木 造	家 屋	木造以外	トの家屋	IIII	 	単 位	当たり	価 格
建 築 年 次	行	番	号	床 面 積	決定価格	床 面 積	決定価格	床 面 積	決定価格	<u>(口)</u> (イ)	<u>(二)</u>	(六)
				(m²) (イ)	(千円) (口)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(m²) (ホ)	(千円) (へ)	(円)	(円)	(円)
38 年 1 月 1 日 以 前	90	1	0	3, 192, 310	²³ 12, 315, 232	1, 714, 119	⁴⁵ 21, 120, 462	⁵⁶ 4, 906, 429	⁶⁷ 33, 435, 694	3, 858	12, 321	6, 815
38年1月2日~41年1月1日	0	2	0	588, 301	5, 291, 254	872, 672	14, 237, 076	1, 460, 973	19, 528, 330	8, 994	16, 314	13, 367
41年1月2日~44年1月1日	0	3	0	796, 638	8, 853, 814	1, 886, 537	32, 819, 225	2, 683, 175	41, 673, 039	11, 114	17, 397	15, 531
44年1月2日~47年1月1日	0	4	0	1, 079, 599	14, 525, 777	2, 801, 478	60, 588, 356	3, 881, 077	75, 114, 133	13, 455	21, 627	19, 354
47年1月2日~50年1月1日	0	5	0	1, 077, 086	16, 709, 663	3, 538, 195	97, 446, 488	4, 615, 281	114, 156, 151	15, 514	27, 541	24, 734
50年1月2日~53年1月1日	0	6	0	1, 156, 289	18, 627, 619	2, 406, 145	75, 244, 026	3, 562, 434	93, 871, 645	16, 110	31, 272	26, 350
53 年 1 月 2 日 ~ 56 年 1 月 1 日	0	7	0	1, 496, 300	24, 618, 955	2, 744, 610	90, 689, 615	4, 240, 910	115, 308, 570	16, 453	33, 043	27, 190
56年1月2日~59年1月1日	0	8	0	1, 344, 764	22, 101, 717	3, 244, 211	130, 258, 612	4, 588, 975	152, 360, 329	16, 435	40, 151	33, 201
59年1月2日~62年1月1日	0	9	0	1, 245, 402	20, 273, 314	3, 319, 063	147, 707, 097	4, 564, 465	167, 980, 411	16, 279	44, 503	36, 802
62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0	1, 720, 047	27, 556, 827	4, 944, 628	233, 498, 980	6, 664, 675	261, 055, 807	16, 021	47, 223	39, 170
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0	1, 292, 871	20, 731, 803	6, 024, 682	335, 454, 331	7, 317, 553	356, 186, 134	16, 035	55, 680	48, 676
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0	1, 466, 411	28, 739, 447	4, 641, 548	261, 492, 104	6, 107, 959	290, 231, 551	19, 598	56, 337	47, 517
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0	2, 585, 385	71, 841, 342	7, 584, 185	458, 046, 367	10, 169, 570	529, 887, 709	27, 787	60, 395	52, 105
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0	1, 449, 592	49, 592, 994	4, 834, 152	347, 727, 430	6, 283, 744	397, 320, 424	34, 212	71, 931	63, 230
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0	1, 318, 998	56, 621, 998	3, 418, 777	246, 028, 261	4, 737, 775	302, 650, 259	42, 928	71, 964	63, 880
平成17年1月2日~平成20年1月1日	1	6	0	1, 270, 159	63, 657, 786	4, 132, 289	302, 523, 306	5, 402, 448	366, 181, 092	50, 118	73, 210	67, 781
平成20年1月2日~平成23年1月1日	1	7	0	1, 014, 491	56, 821, 019	3, 293, 139	269, 233, 497	4, 307, 630	326, 054, 516	56, 009	81, 756	75, 692
平成23年1月2日~平成26年1月1日	1	8	0	1, 076, 715	70, 088, 806	2, 303, 042	215, 118, 633	3, 379, 757	285, 207, 439	65, 095	93, 406	84, 387
平成26年1月2日~平成27年1月1日 (新増分)	1	9	0	329, 595	24, 875, 358	^y 532, 663	¹ 55, 477, 383	862, 258	80, 352, 741	75, 472	104, 151	93, 189
合計(平成27年度総評価額等)	2	0	0	[±] 25, 500, 953	* 613, 844, 725	[×] 64, 236, 135	⁹ 3, 394, 711, 249	89, 737, 088	4, 008, 555, 974	24, 071	52, 847	44, 670

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	73	98

第39表 家屋の変動に関する調

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

	>			(1)	(2)	(3)	(4)			
				木 造	家屋	木 造 以 タ	外の家屋			
摘 要	行	 番	号	床 面 積	決 定 価 格 (千円)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)			
平成26年度の概要調書(修正前) (1)	90	1	0	25, 344, 54	4 635, 149, 260	63, 788, 937	3, 426, 469, ⁵⁵ 992			
26 25. 1. 1以前の減少分、 (2) そ の 他 の 捕 捉 誤 り	0	2	0	3, 81	27, 475	6, 075	138, 631			
_度 25. 1. 1以前の新築分及び (3) 概 増 築 分 の 捕 捉 漏 れ	0	3	0	4, 91	120, 430	11, 780	360, 227			
要 25. 1. 2 ~ 26. 1. 1 の (4) 減 少 分 の 捕 捉 誤 り	0	4	0	12, 14	7 161, 967	31, 865	2, 489, 183			
書 25. 1. 2 ~ 26. 1. 1 の の 改築分、その他の捕捉誤り (5.	0	5	0	90	5 19,573	25, 763	2, 135, 184			
修 25. 1. 2 ~ 26. 1. 1 の (6) 新築分及び増築分の捕捉漏れ	0	6	0	10, 20	539, 378	157, 593	15, 449, 332			
平成26年度の概要調書(修正後) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6)	0	7	0	25, 344, 60	635, 639, 199	63, 946, 133	3, 441, 786, 921			
減 少 分 家 屋 (8)	0	8	0	164, 76	2,008,132	199, 215	6, 701, 110			
減 価 分 家 屋 (9)	0	9	0	11, 356, 52	44, 605, 723	43, 709, 75	93, 277, 464			
不均衡是正による増減額等 (10	1	0	0	(
改 築 分 等 家 屋 (11	1	1	0		△ 635		0			
課税·非課税変更分家屋(12	1	2	0	△ 8, 48	△ 55,342	△ 43, 446	△ 2, 574, 481			
在 来 分 家 屋 (13	1	3	0	(7) - (8) + (12) 25, 171, 35	8 (7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 588, 969, 367	(7) - (8) + (12) 63, 703, 472	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 3, 339, 233, 866			
新 築 分 家 屋 (14	1	4	0	329, 13	7 24, 839, 798	526, 908	54, 899, 705			
增 築 分 家 屋 (15	1	5	0	45	35, 560	5, 755	577, 678			
平成27年度の決定価格等 (13) + (14) + (15)	1	6	0	± 25, 500, 95	613, 844, 725	64, 236, 135	³ , 394, 711, 249			

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	⁷ 4	0

第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 に関する調(平成27年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)			(2)	(3)	(4			(5)	(6)	(7			(8)		9)
						1		個	当 3 7 7	1	た		ŋ	·	卡		面		漬	
区	分	行	番	号	50 r (貸家の用	㎡ 以 引に供さ	、 上 される場	100 m 場合は40 m ²	㎡ 以 下 以上100㎡以下)	100	m²	超	120 m²	以下	120	m²	超	140 m ²	以	下
					個	数(個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数(個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積。	軽 減	税 額 _(千円)
第1項·	3年間適用	90	1	0	12	1,093	17	83, 403	²⁵ 44, 805	33	885	38	93, 543	49, 614	54	194	59	23, 824	67	11, 758
第2項·	5年間適用	0	2	0		2, 996		203, 728	160, 481		454		46, 404	31, 100		34		4, 086		2, 330
合	計	0	3	0		4, 089		287, 131	205, 286		1, 339		139, 947	80, 714		228		27, 910		14, 088
					(10)			(11)	(12)	(1:	3)		(14)	(15)	(1	6)		(17)	(1	18)
						1		個			た	-	ŋ		Ŕ		面		漬	
区	分	行	番	号	140	m²	超	160 m²	以 下	160	m²	超	200 m²	以下	200	m²	超	240 m ²	以	下
					個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数(個)	床	面積(㎡)	軽 減	税 額 (FP)
第1項·	3年間適用	9 0	1	1	12	59	17	8, 576	3, 609	33	30	38	5, 092	46 1,882	54	10	59	2, 051	67	632
第2項·	5年間適用	0	2	1		13		2, 080	1, 012		15		2, 700	1, 164		3		670		232
合	計	0	3	1		72		10, 656	4, 621		45		7, 792	3, 046		13		2, 721		864
					(19)			(20)	(21)	(2:	2)		(23)	(24)						
					1 個			り 身]					
区	分	行	番	묽	240	m²	超	280 m ²	以 下				計							
	,,				個	数(個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数(個)	床	面積(㎡)	軽減税額						
第1項·	3年間適用	90	1	2	12	3	17	816	25 201	33 T	2, 274	38	217, 305	46 ウ 112, 501						
第2項・	5年間適用	0	2	2		0		0	0	工	3, 515		259, 668	^カ 196, 319						
合	計	0	3	2		3		816	201		5, 789		476, 973	308, 820						

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	⁷ 4	8 1

第41表 法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を受けなかった住宅 の個数に関する調(平成27年度に新たに課税の対象となったものについて)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

_							→ (1	1)		(2)			(3)			(4)			(5)	
							Α	床	面	積	要	件	を	満	た	さ	な	٧١	住	宅
	区 分		行	行番号		50 m² (貸家の 場合 40 m²) 未 満(個)		280 m ² 超 300 m ² 以下			300 ㎡ 超 320 ㎡ 以 下 (個)			320 m² 超 (個)				計(個		
	第	1	項	90	1	0	12	1, 303	17		2	22		0	27		1	32		1, 306
	第	2	項	0	2	0		2, 016			0			0			()		2, 016
	合		計	0	3	0		3, 319			2			0			1	-		3, 322

	_			>	(6)		(7)		(8)			(9)			(10)			1)	(1	12)	(13)					
							В	居	住	割	合	が	1/2	未	満	の	併	用	住	宅	等	A・Bの 額の適)要件を満 用 を 受 l	たさな ナなか	:いため ·った 信	に減 住宅
区		分	行	番	号		計		50 m² (1 40 m²)	1. 344	、 場合 (個)	床 面 280 ㎡ 走 以	積 2300 ㎡ 下 _(個)		件) ㎡ 超 : 以	を 満 320 ㎡ 下 (個)	た 320	m ²	な 超 (個)	<u>い 住</u> 小	宅 計 (個)	個	数	床		積 (㎡)
第	1	項	90	1	1	12		3	17		3	22	C) 27		0	32		0	37	3	42	1, 306	47	116,	5, 746
第	2	項	0	2	1			25			25		C)		0			0		25		2, 016		23,	3, 484
合		計	0	3	1			28	·		28		C)		0			0		28		3, 322	·	140,), 230

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	⁷ 4	28

第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 に関する調(平成27年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					1	(1)		(2)	(3)	(4			(5)	(6)	(7		, .	(8)		9)
					<u> </u>	1	, ,			1	た		ŋ	71	<		面		責	
区	分	行	番	号		50 ㎡ 以 家の用に供る	とれる	. 100 r 場合は40㎡	㎡ 以 下 以上100㎡以下)	100	m²	超	120 m²	以下	120	m²	超	140 m²	以	下
					,	個数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数(個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減	税 額 (FP)
第1項・	・5年間適用	90	1	0	12	142	17	14, 077	²⁵ 7, 729	33	404	38	44, 237	⁴⁶ 24, 959	54	228	59	29, 989	67	15, 016
第2項・	・7年間適用	0	2	0		4		395	215		7		770	419		15		2, 030		946
合	計	0	3	0		146		14, 472	7, 944		411		45, 007	25, 378		243		32, 019		15, 962
	—					(10)		(11)	(12)	(1:	3)		(14)	(15)	(1)	6)		(17)	(1	18)
						1		個			た	-	y				面		責	
区	分	行	番	号		140 m²	超	160 m²	以下	160	m²	超	200 m²	以 下	200	m²	超	240 m²	以	下
					,	個数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数(個)	床	面積(㎡)	軽 減	税 額 (千円)
第1項・	・5年間適用	9 0	1	1	12	70	17	10, 404	25	33	54	38	9, 396	⁴⁶ 3, 578	54	8	59	1, 663	67	537
第2項・	・7年間適用	0	2	1		5		798	351		10		1, 840	674		3		685		202
合	計	0	3	1		75		11, 202	4, 859		64		11, 236	4, 252		11		2, 348		739
						(19)		(20)	(21)	(22	2)		(23)	(24)						
]	1 個 当	た			((= 1)						
区	分	行	番	문	:	240 m²	超	280 m²	以下				計							
	,,	1,3	ш	.,	,	個数(個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数(個)	床	面積(㎡)	軽減税額						
第1項・	・5年間適用	90	1	2	12	0	17			33	906	38	109, 766	56, 327						
第2項・	,7年間適用	0	2	2		0		0	0		44		6, 518	2, 807						
合	計	0	3	2		0		0	0		950		116, 284	59, 134						

67

地	方公	·共园	日体	コー	- ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	⁷ 4	3

第43表 新築住宅に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

_		———						(1)		(2)			(3)		(4)		
		区分		行	番	号	棟	数	住	居数	Ţ	床	面積(㎡)	決	定価格	床面積 住居数	決定価格 床面積(円)
木	三 三	専 用 住 宅	(1)	9 0	1	0	12	2,714		2,	736	24	297, 742	32	22, 430, 655	109	75, 336
造		併 用 住 宅	(2)			_	42	0	48		0	54	0	62	⁷ b	0	0
家		共 同 住 宅 · 寄 宿 舎	(3)	0	3	0	12	97			593		22, 539	32	1, 813, 091	38	80, 442
屋	Ī	計 (1) + (2) + (3)	(4)	9		_	42	2,811	48	3,	329	54	320, 281	62	24, 243, 746	96	75, 695
	_	鉄骨鉄筋コンクリート造	(5)	0	5	0	12	0	18		0	24 a	0	32 b	0	0	0
木		鉄筋コンクリート造	(6)	9	_		42	14			14	54	2, 206	62	222, 222	158	100, 735
·	戸	鉄 骨 造	(7)	0	7	0	12	29	18		35	24	4, 456	32	416, 223	127	93, 407
造	建	軽 量 鉄 骨 造	(8)	9	_		42	431	48		437	54	52, 434	62	4, 311, 291	120	82, 223
但	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(9)	0	9	0	12	0	18		0	24	0	32	0	0	0
以	穴	そ の 他	(10)	9			42	2	48		2	54	1, 411	62	67, 98b	706	48, 179
<i>></i> \	-12	小計 (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10)	(11)	1	1	0	12	476	18		488	24	60, 507	32	5, 017, 716	124	82, 928
ы		鉄骨鉄筋コンクリート造	(12)	9	_		42	0	48		0	54	0	62	⁷ b	0	0
外	共	鉄筋コンクリート造	(13)	1	3	0	12	29		3,	807	24	238, 138	32	28, 319, 253	63	118, 920
の	同	鉄 骨 造	(14)	9			42	43			404	54	15, 508	62	1, 566, 543	38	101, 015
0)		軽 量 鉄 骨 造	(15)	1	5	0	12	56	18	;	313	24	16, 020	32	1, 367, 230	51	85, 345
家	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(16)	9	/	_	42	0			0	54	0	62	71 0	0	0
水	宅	そ の 他	(17)	1	7	0	12	23			23	24	6, 438	32	429, 232	280	66, 672
		小計 (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)	(18)	9	_	_	42	151	48		547	54	276, 104	62	31, 682, 258	61	114, 748
屋		寄宿舎	(19)	1	9	0	12		18		657	24	21, 042	32	1, 941, 069	32	92, 247
	i	÷ (11) + (18) + (19)	(20)	9	_	_	42	636	48	5,	692	54	357, 653	62	38, 641, 043	63	108, 041
	合	計 (4) + (20)	(21)	2	1	0	12	3, 447	18	9,	021	24	677, 934	32	62, 884, 789	75	92, 759

地	方公	共国	引体	コー	・ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	4	4

第44表 法附則第56条等の規定による軽減税額等に関する調(その1)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

								(1)	絵	(2)	(3)	(4)	(5) 新たに軽減の対象	(6)
	区	分			行	番	号	個 数	1	面 積 (m²)	軽減税額 (千円)	個数	床面積 (m³)	軽減税額 (千円)
	東日本大震災	法附則第15条の6等の適用	のあるもの			1 2		12	19		28	37	44	53 61
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用	のないもの	-		3 4								
法附則第56条		合	計		0	5	0	0		0	0	0	0	0
	東日本大震災	法附則第15条の6等の適用	のあるもの			6 7								
	第14項 (居住困難区域内家 屋の代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用	のないもの	\vdash	-	8 9								
		合	計	1	1	0	0	0		0	0	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用	のあるもの		1	1	0	35		1, 739	350			
平成22年附則第11条	第23項 阪神・淡路大震災	法附則第15条の6等の適用	のないもの		1	2	0	16		2, 079	755	/		
		合	計		1	3	0	51		3, 818	1, 105			
		法附則第15条の6等の適用	のあるもの		1	4	0							
	第31項 H16新潟県中越地震	法附則第15条の6等の適用	のないもの		1	5	0							
平成23年附則第7条		合	計		1	6	0	0		0	0			
1 77,000 1 1117,017,017,710		法附則第15条の6等の適用	のあるもの		- :	7								
	第32項 H19能登半島地震	法附則第15条の6等の適用	のないもの		1	8	0							
		合	計		1	9	0	0		0	0			
		法附則第15条の6等の適用	のあるもの	1/2	2	0	0							
	東日本大震災	2/10/20/04-20/04-20/04		1/3	2	1	0							/
平成24年附則第8条	第13項 (警戒区域内家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用	のないもの		- 1	2								
	(日本(日本)			-		3								
		合	計		-	4		0		0	0			
		法附則第15条の6等の適用		_		5								
	第4項 三宅島火山災害	法附則第15条の6等の適用				6								
平成25年附則第11条		合	計			7	_	0		0	0			
		法附則第15条の6等の適用				8								
	第6項 H19新潟県中越沖地震			_	- :	9								
	<u> </u>	合	計		- 1	0		0		0	0			
	合	計			3	1	0	51		3, 818	1, 105	0	0	0

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	4	4

第44表 法附則第56条等の規定による軽減税額等に関する調(その2)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	•							(7)		(8)	(9		(10)		(11)		12)
							ŀ	平成27年度で	第15条	の6等のみ軽減	期間の終了	するもの	平成27年月	で軽源	財間の	終了す	るもの
	区	分		:	行	番号	킂	個 数		床 面 積 (r		税 額 (千円)			面 積 (㎡)	税 額 (千円
		法附則第15条の6等の適用]のあるもの	_	0		_	12	19		28		37	44		53	6
	東日本大震災 第11項 (滅失・損壊家屋の				0				_			_					
	代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用	のないもの	_	0		_		-								
法附則第56条		合	計		0		_		0		0	0		0	0		(
1		法附則第15条の6等の適用	10 5 2 1 0	1/2	0	6	1										
	東日本大震災	広門別第15末の0等の過圧	1000000		0	_ i	_										
	第14項 (居住困難区域内家 屋の代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用	のないもの		0	-+	-		_								
		合	計		0		_		0		0			0			
		法附則第15条の6等の適用			1				35	1, 73	39	350			-		
平成22年附則第11条	第23項 阪神・淡路大震災	法附則第15条の6等の適用]のないもの		1	2	1							9	783		218
		合	計		1	3	1		35	1, 73	39	350		9	783		218
		法附則第15条の6等の適用		-+	1		_										
	第31項 H16新潟県中越地震	法附則第15条の6等の適用			1	-÷	-					<u> </u>					
平成23年附則第7条		合 法附則第15条の6等の適用	計りなるよの		1				0		0	0		0	0		(
	第32項 H19能登半島地震	法附則第15条の6等の適用			1	-	_										
	Nos X molar Mysax	合	計	-+	1	÷	_		0		0	0		0	0		(
		法附則第15条の6等の適用	10 5 2 1 0	1/2	2	0	1										
	東日本大震災	広門別第15末の0等の過圧		1/3	2	1	1										
平成24年附則第8条	第13項 (警戒区域内家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用	のないもの		2		_		_								
		合	計		2	<u>:</u>	_		0		0			0			<u> </u>
		法附則第15条の6等の適用			2						V	0					
	第4項 三宅島火山災害	法附則第15条の6等の適用			2	÷	-										
平成25年附則第11条		合	計		2	7	1		0		0	0		0	0		(
TAX40平附則第11余		法附則第15条の6等の適用]のあるもの		2		_										
	第6項 H19新潟県中越沖地震	法附則第15条の6等の適用	のないもの		2	9	1										
		合	計		3				0		0	0		0	0		(
	合	計			3	1	1		35	1, 73	39	350		9	783		21

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	⁷	5

第45表 法附則第55条の規定による減額課税等に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

	•					(1)	(2)	(3)
						<u> </u>	浴	数
	区	分	行	番	号	個 数	床 面 積 (m²)	軽減税額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	9	1	0	12	19	28 36
	第4項 減額課税初年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	2	0			
		合 計	0	3	0	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	4	0			
法附則第55条	第6項 減額課税第二年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	5	0			
		合 計	0	6	0	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	7	0			
	第8項 減額課税第三年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	8	0			
		合 計	0	9	0	0	0	0
	合	☆	1	0	0	0	0	0

71 概調家-30

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	⁷ 8	3

第83表 需給事情による減点補正実施状況等に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
 行番号	平成24年度に需給補正	平成27年度に需給補正 適 用 の 有 無	平成27年度における		度 に お け る i	改正の内訳
11 田 /	適用の有無	適 用 の 有 無 	需給補正の改正の有無	需給補正の適用項目の 縮 小 の 有 無	需給補正の適用地域 の 縮 小 の 有 無	需 給 補 正 率 の 縮 小 の 有 無
0 1	12	13	14	15	16	17 17

(注:「有」に該当する場合「1」を記入すること)

地	方公	:共区	団体	コー	. <u>k</u>	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	⁷ 8	8 4

第84表 不均衡是正実施状況に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

-		>			(1)	(2)	(3)	
		-	_				不均衡是正	単位当たり価格
	区 分	行	番	号	棟 数	床 面 積 (㎡)(イ)	による増減額 (ロ) (千円)	<u>(口)</u> (イ) (円)
	木造家屋	9	1	0	12	20	30 41	0
	木造以外の家屋	0	2	0				0
	m i	0	3	0	0	0	0	0

73 概調家-34

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	⁷ 8	5 5

第85表 在来分家屋の減価状況に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		>				(1)		(2)			(3)			
													単位当た	り価格
	区 分	行	番	号	棟	数	床	面 (n	積 ẩ)(イ)	減	価 (ロ)	額(千円)	<u>(ロ)</u> (イ)	- (円)
ŀ	木造家屋	9	1	0	12	104, 126	22		56, 520	34		45 05, 723		3, 928
	木造以外の家屋	0	2	0		239, 277		43, 70	9, 755	9	93, 27	77, 464		2, 134
	# 	0	3	0		343, 403		55, 06	66, 275	1	37, 88	33, 187		2, 504

74 概調家-35

地方公	公共団体	コード	表番号
¹ 2 8	1 0	0 0	⁷ 8 6 ⁸

第86表 積雪・寒冷補正による減価額の状況に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区分	行番号	平成27年度評価額		• 寒 冷	補 正 率	積雪・寒冷補正がないとした場合の評価額
E JJ	11 18 7	(千円)(イ)		寒冷地域の率 (b)	計 100-(a+b) (ロ)	(イ)/(ロ)×100 (千円)
木 造 家 屋	0 1 0	12 +	23	25	27	0
木 造 以 外 の 家 屋 (軽量鉄骨造, れんが 造及びコンクリート ブロック造		40 ア	51	53	55	57 67 ()
計	0 3 0	0	23	25	27	29 39 0

⁽注)「積雪・寒冷補正率の「計(ロ)」には、木造家屋においては「100-(a+b)」の数値が75を下まわる場合には75と記載すること。 また、木造以外の家屋においては、該当のある場合97若しくは95が記載されるものであること。

地	表看	昏号					
12	8	1	0	0	0	⁷ 8	⁸ 7

第87表 家屋の評価方法別棟数調

	•			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
				新	増	分	在	来	分	
区 分	行	番	号	木造家屋	木造以外の家屋	合 計 (イ)+(ロ) (ハ)	木造家屋	木造以外の家屋	合 (=)+(ホ) (^)	合計 (ハ)+(へ)
(1)部分別評価方法	9	1		433	20 1,005		36	44	52	60 72 1, 438
(2) 比準評価方法	0	2	0	2, 471	0	2, 471			0	2, 471
(3) 乗率評価方法	0	3	0				248, 321	150, 649	398, 970	398, 970
(4) 合計 (1)+(2)+(3)	0	4	0	2, 904	e 1,005		m 248, 321	f 150, 649	398, 970	402, 879

⁽注)在来分家屋の評価方法については、原則として「(3)乗率評価方法」(再建築費評点補正率による評価方法)によるため、

^{(1)、(2)}の評価方法により評価した家屋がある場合については、別紙にその理由を記載すること。

地	方公	:共区	団体	コー	· ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	⁷ 8	8

第88表 木造家屋に係る物価水準による補正率別団体数調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

			>	(1)			(:	2)			(3)	
行 番	早		物	価	水	準	に	よ	る	補	正	率
11	Þ			1.00			0.	95			0.90	
9 0 1	0	12			1	13				14		14
							ed otale			J- =		

(注:該当欄に「1」を記入すること)

77 概調家-38

地方公共	団体	コー	ド	表看	昏号
¹ 2 8 1	0	0	0	⁷ 9	0

第90表 建築年次区分による在来分家屋の減価状況に関する調

	<u> </u>			(1))		(2)		(3)		(4	1)		(5)			(6)
				-	木	造	家		屋		木	造	以	外	の	家	屋
建築 年 次	行	番	号	棟	数	減価	床 面 積 (㎡)	î ì	減 価 (千円	額	棟	数		床面 (㎡)	積	減	価 額 (千円)
38 年 1 月 1 日 以 前	90	1	0	12	120	22	6, 2	93 32		28, 319	44	280	54	94	4, 226	66	113, 017
38年1月2日~41年1月1日	0	2	0		8		5	50		1, 156		737		184	4, 127		317, 071
41年1月2日~44年1月1日	0	3	0		7		7:	90		2, 385		1, 018		360	6, 604		886, 586
44年1月2日~47年1月1日	0	4	0		7		5	20		2, 263		3, 143		668	3, 371		2, 095, 815
47年1月2日~50年1月1日	0	5	0		8		5	74		3, 335		20, 008		2, 56	5, 348		3, 798, 102
50年1月2日~53年1月1日	0	6	0		16		9	14		3, 714		15, 142		1, 86	6, 512		2, 876, 755
53 年 1 月 2 日 ~ 56 年 1 月 1 日	0	7	0		184		29, 3	10		86, 167		14, 568		1, 98	4, 546		3, 270, 413
56年1月2日~59年1月1日	0	8	0		104		15, 5	70		60, 839		22, 930		2, 902	2, 809		5, 582, 739
59年1月2日~62年1月1日	0	9	0		140		19, 6	12		85, 050		11, 319		1, 840	6, 562		4, 083, 052
62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0		6, 049		681, 8	75	1, 2	249, 880		18, 675		3, 748	8, 672		8, 737, 918
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0		3, 862		462, 7	63	2, 1	194, 765		24, 078		5, 35	2, 469		9, 888, 234
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0		13, 192		1, 447, 3	29	6, (099, 050		9, 938		2, 70	1, 405		8, 676, 572
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0		24, 748		2, 571, 6	51	11, 8	823, 548		43, 307		7, 468	8, 219		15, 969, 196
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0		13, 352		1, 447, 0	35	6, 3	349, 032		23, 789		4, 12	4, 882		6, 737, 885
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0		12, 116		1, 317, 6	53	4, 4	486, 996		6, 736		1, 80	3, 381		3, 910, 580
平成17年1月2日~平成20年1月1日	1	6	0		11, 415		1, 269, 4	19	3, 8	843, 204		5, 995		2, 58	4, 970		4, 686, 486
平成20年1月2日~平成23年1月1日	1	7	0		9, 160		1, 014, 0	93	3, 8	821, 331		6, 606		2, 01	1, 920		4, 357, 929
平成23年1月2日~平成26年1月1日	1	8	0		9, 638		1, 070, 4	59	4, 4	464, 689		11, 008		1, 43	4, 732		7, 289, 114
合 計	1	9	0		104, 126		11, 356, 5	20	44, 6	605, 723		239, 277		43, 709	9, 755		93, 277, 464

地	方グ	K	表番号				
2	8	1	0	0	0	7 9	8

第98表 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調 (家屋)(法附則第15条関係(再掲))

					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
区	分	行	番	号	決定価格	条例でる 害		1	税 標 準 額 × (B) (D)	課税標準の特例に より減額になる額	決定価格	参酌	基準 (B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (D)
					(A) (千円)	(B)	(C)		(C) (千円)	(手円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (手円
法附則第15条第18項	(都市利便施設(都市再生 緊急整備地域))	9	1	0	12	25	28	31	0	0	0	70 3	5	76 88
法附則第15条第18項	(都市利便施設(特定都市 再生緊急整備地域))	0	2	0					0	0	0	1	2	
法附則第15条第30項	(津波防災地域づくり法 の協定避難施設)	0	3	0					0	0	0	1	2	
法附則第15条第36項	(備蓄倉庫)	0	4	0		2	3		0	0	0	2	3	
法附則第15条の8第4項	(サービス付き高齢者向 け住宅)	0	5	0					0	0	0	2	3	

79 概調家-31

Ⅲ 都市計画税に関する概要調書



指定無……「2」

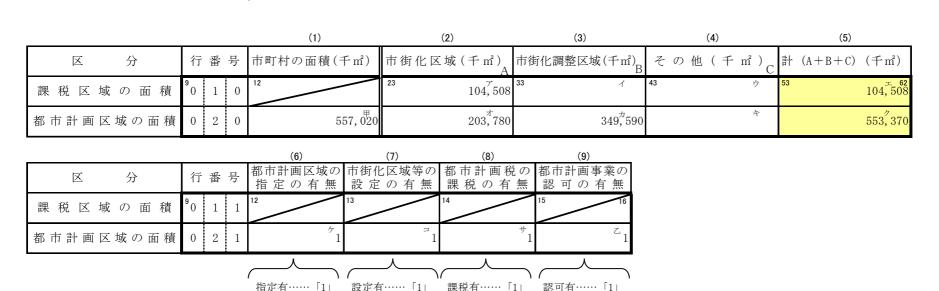
設定無……「2」

平成27年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

課税無……「2」 認可無……「2」

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市



80 概調都一2

地方公	:共団体コード	表番号
2 8	1 0 0 0	⁷ 5 2 8

第52表 納税義務者数に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)		(2)	(3)
□	区 分	行	番	号	総数	(.	人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
	個人	90	1	0	12		273, 261	6,069	³² 267, 19 ⁴ 2
土地	法 人	0	2	0			14, 622	525	14, 097
	計	0	3	0			287, 883	6, 594	281, 289
	個 人	0	4	0			455, 752	8, 335	447, 417
家 屋	法 人	0	5	0			19, 079	242	18, 837
	計	0	6	0			474, 831	8, 577	466, 254
	個 人	0	7	0			524, 506	10, 363	514, 143
実 数	法 人	0	8	0			24, 247	552	23, 695
	計	0	9	0			548, 753	10, 915	537, 838

81 概調都一3

地	方公	:共区	団体:	ュー	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	⁷ 5	3

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			1					(1)			_			(2)				T		(3)			(4)
	区	分	行	番	号	市	街	化	区	域	ī	市 街	化	調	整	区	域		そ	Ø	他		計
土	宅	宅 地	90	1	0	12				89, 729	9 24							34					89,729
地	地	その他	0	2	0					12, 073	3												12, 073
0	等	小 計	0	3	0					101, 802	2						0					0	10 [†] , 802
地	厚	豊 地	0	4	0					2, 182	2												Ź, 182
積 (千㎡)		計	0	5	0					103, 984	4						ッ 0					テ0	103, 984
家床	木	造 家 屋	0	6	0				23,	, 053, 257	7												23, 053, 257
屋面	木造	以外の家屋	0	7	0				61,	, 887, 177	7												61, 887, 177
の積 (㎡)		計	0	8	0				84,	, 940, 434	4						=0					3 S	84, 940, 434
土	宅	宅 地	0	9	0					466, 390	0												466, 390
地	地	その他	1	0	0					20, 504	4												20, 504
の	等	小 計	1	1	0					486, 894	4						0					0	486, 894
筆	厚	豊 地	1	2	0					5, 433	3												⁷ 5, 433
数 (筆)		計	1	3	0					492, 327	7						^ж 0					<u></u>	492, 327
家屋	木	造家屋	1	4	0					224, 914	4												224, 914
の棟	木造	以外の家屋	1	5	0					140, 134	4												140, 134
数 (棟)	_	計	1	6	0					365, 048	8						0					[*] 0	365, 048

12 8 1 0 0 0 75 4	地方公共団体コード	表都	番号
	12 8 1 0 0 0	⁷ 5	48

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		行	番	문	決	定	価	格
			<i>J</i> 3		1.1	ш	<i>'</i> J		市街化調整区域(千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)
		住	小規定	人	9 ()	1	0	3, 820, 203, 367	24	34	45 ± 57 3, 820, 203, 367
		宅	規規地	法人	0	2	0	555, 138, 621			555, 138, 621
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	0	304, 287, 122			304, 287, 122
土		地	用 般 地		0	4	0	24, 554, 717			24,554,717
	地	非 用住	個 人住宅	非用地	0	5	0	606, 432, 006			606, 432, 006
		宅 地	法人住宅	、 非 用 地	0	6	0	1, 793, 817, 193			1, 793, 817, 193
地		小	、計		0	7	0	7, 104, 433, 026	0	0	7, 104, 433, 026
		農	地		0	8	0	20, 120, 175			20, 120 [°] , 175
	Ä	ξ σ) 他	L	0	9	0	199, 102, 683			199, 102, 683
		計	†		1	0	0	7, 323, 655, 884	0	0	7, 323, 655, 884
家	木	造	家	屋	1	1	0	581, 024, 455			581, 024, 455
屋	木光	告 以 夕	トの家	、屋	1	2	0	3, 292, 988, 332			3, 292, 988, 332
生		計	+		1	3	0	3, 874, 012, 787		0	3, 874, 012, 787
	合		計		1	4	0	11, 197, 668, 671	⁷ 0	a 0	11, 197, 668, 671

地方公共団体コー	-ド	表都	番号
¹ 2 8 1 0 0	0	⁷ 5	48

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

								(5)	(6)		(7)		(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	무	課	税	票	準		額	実定税率	調定見込額
			<i>)</i> ,		.1.1	Ħ	7	市街化区域(千円)	市街化調整区域 (千円)	そ	の他(千円)	計 (千円) A	В	M た 先 ひ 領 A×B (千円)
		住	小規	個人	9()	1	1	1, 261, 888, 287	25	35			1, 261, 888, 287	61	69 79
		宅	規 用 棋 地	法人	0	2	1	183, 491, 997					183, 491, 997		
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	1	200, 693, 297					200, 693, 297		
土		地	用 般 地	法人	0	4	1	16, 109, 640					16, 109, 640		
	地	非 用住	個 人住宅月		0	5	1	409, 395, 630					409, 395, हैं30		
		宅 地	法 人住宅月	非用地	0	6	1	1, 193, 251, 963					1, 193, 251, $\overset{\updownarrow}{9}$ 63		
地		小	計		0	7	1	3, 264, 830, 814	0			0	3, 264, 830, 814		
		農	地		0	8	1	13, 067, 860					13, 067, 860		
	7	E 0	他		0	9	1	133, 620, 751					133, 620, 751		
		計	•		1	0	1	3, 411, 519, 425	0			0	3, 411, 519, 425		
家	木	造	家屋	뤁	1	1	1	581, 062, 016					581, 062, 016		
屋	木造	造 以 外	の 家	屋	1	2	1	3, 316, 351, 357					3, 316, 351, 357		
产		計			1	3	1	3, 897, 413, 373				0	3, 897, 413, 373	/	/
	合		計		1	4	1	7, 308, 932, ^{i†}	= 0			ь О	7, 308, 932, 798	0.300 %	21, 926, 798

84 概調都一6

	地	方公	、共 🛚	団体:	コー	ド	表看	番号
1 2	2	8	1	0	0	0	7 5	8 5

第55表 平成28年度に新たに法定免税点以上になる 見込みの土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

_				(1)	(2)	(3)	(4)		
[区	分	行番号	地	積(m²)	平 成 28 年 度 分 課 税 標 進 額	左に係る平成27年度 分 課 税 標 準 額	納税義務者数(人)	1人当たり	課税標準額
						(千円) A	(千円) B	C	<u>A</u> C(円)	B C (円)
法定免税点	以上にな	さ見込みの土地	9 1 0	12	1, 978	20, 300	³⁷ 19, 367	50 57 35	580, 000	553, 343

地	方グ	表番号					
2	8	1	0	0	0	⁷ 5	6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	行	番	문	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		1.1	ш	,,	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
平	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 ()	1	0	1, 503	1, 04	17, 488, 96	6 ⁵⁴ 11, 659, 310	⁶⁹ 3, 179
' の	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	3		1 99, 41		3
成	負担水準0.9以上0.95未満		3		52		748, 25		87
/18-hz		0	4	0	23		0 385, 24		26
一市	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	20		6 93, 50		22
	負担水準0.75以上0.8未満		6		1		0 8		1
十街	負担水準0.7以上0.75未満		7		19]	1 132, 45		34
定	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	7		3 49,00		11
=	負担水準0.6以上0.65未満		9		32]	4 238, 65		43
一化	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	13		6 82, 57	9 34, 809	16
年	負担水準0.5以上0.55未満		1		2		0 3,83		2
	負担水準0.45以上0.5未満		2		1		0 9,09		1
市 度区	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0					
	負担水準0.35以上0.4未満		4						
以域	負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0					
	負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0					
街前農	負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0					
街 門農	· 負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0	1		0 10, 52	1,600	1
参	負担水準0.1以上0.15木満		9						
+th	負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0					
入地	負担水準0.05未満	2	1	0					
化	計		2		1,677	1, 12			3, 426
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの		3		12		383, 47		34
平の	負担水準0.95以上1.0未満		4		5		5 232, 82		13
成	[] 担小华U. 9以上U. 95术间		5		1		1 29, 23	4 11, 693	3
-7	負担水準0.85以上0.9未満		6						ļ
一市	- 負担水準0.8以上0.85未満		7						ļ
_	負担水準0.75以上0.8未満		8						
十街	負担水準0.7以上0.75未満		9						
	タロルキャッパー・マール (Manager Control of the Control of t		0						ì
域四化	負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満		1 2						
一化	1 負担水準0.55以上0.5未満 負担水準0.5以上0.55未満		3						
年	負担水準0.45以上0.55未満		4						
IX.	負担水準0.4以上0.45未満		5						
農	負担水準0.35以上0.45末滴 負担水準0.35以上0.4末満		6					+	
	各 切 水 淮 0 9 17 上 0 9 5 丰 港		7						
以域	負担水準0.3以上0.33木綱 負担水準0.25以上0.3未満		8						
	F 1 - 1 Mt		9						
後 地	<u>負担水準0.15以上0.25米満</u>		0						
	負担水準0.1以上0.15未満		1						
参	負担水準0.05以上0.1未満		2						
,地	負担水準0.05未満		3						
_ ^	景压水平0.00水闸		4		18		9 645, 53	8 186, 118	50
	pl pl	4	1	v	10		040, 00	100, 110	50

地	方グ	表番号					
2	8	1	0	0	0	⁷ 5	6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
	区	行	番	旦.	納税義務者	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
		11	笛	Þ	(人)		$(\pm m^2)$	(千円)	(千円)		(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4	5	0	1, 515	24	1, 069	³⁹ 17, 872, 442	11, 732, 510	69	3, 213
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	8		6	332, 242	167, 501		16
	負担水準0.9以上0.95未満		7		53		31	777, 491	502, 445		90
	負担水準0.85以上0.9未満		8		23		10	,			26
	負担水準0.8以上0.85未満		9		20		6	93, 508	54, 341		22
	負担水準0.75以上0.8未満		0		1		0	00	45]
合	負担水準0.7以上0.75未満		1		19		11	132, 454	66, 534		34
	負担水準0.65以上0.7未満		2		7		3	49,006	23, 679		11
	負担水準0.6以上0.65未満		3		32		14	238, 656			43
	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	13		6	82, 579	34, 809		16
	負担水準0.5以上0.55未満		5		2		0	3,830			2
	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	1		0	9, 095	3, 294		
	負担水準0.4以上0.45未満		7		0		0	0	0		(
	負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	0		0	0	0		(
⇒I	負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0		0	0	0		(
計	負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0		0	0	0		(
	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0		0	0	0		(
	負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	1		0	10, 520	1,600		
	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0		0	0	0		(
	負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0		0	0	0		(
	負担水準0.05未満	6	5	0	0		0	0	0		(
	하나	6	6	0	1, 695	3	1, 156	19, 987, 143	12, 934, 828	せ	3, 476
第 62	表のうち生産緑地に係るもの	6	7	0	591	そ	1, 026	^た 133,032	^t 133, 032		1, 957

87

概調都一9

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 8 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 7 \\ 5 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 8 \\ 7 \end{bmatrix}$	地	方グ	〉共 🖯	団体:	コー	ド	表都	番号
	2	8	1	0	0	0	7 5	8 7

第57表 課税標準の特例に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)		(2)		(3)		(4)		(5)
	_		目 等	特			宅 均	也	等	農	地	土	地 計	家	屋
区	分			例率	行番号	÷	宅 地	そ	の他	辰	TIE.		1년 미	*	产
	. 7J			41			(千円)		(千円)		(千円)		(千月		(千円)
課法		第10項(日本放送協会)	評価額	1/2	0 1) 12	567, 272	22	151	32		42	567, 4	23 52	61
税第	法	77100000000000000000000000000000000000	課税標準額	1/2	0 2	0	391, 982		78				392, 0	60	454, 656
7	第		評 価 額		0 3	0									
標 0	3F7	 第11項(日本原子力研究開発機構)	課税標準額	1/3	0 4										
進 2	7	7011 X (F71-00 1 7 3 9 1 7 4 1 7 4 1 7 4 1 7 4 1 7 4 1 7 4 1 7 4 1 7 4 1 7 4 1 7 4 1 7 4 1 7 4 1 7 4 1 7 4 1 7	評価額	2/3	0 5										
条			課税標準額		0 6										
の 第	0	第12項(登録有形文化財等)	1/2	0 7 0 8									0	917 949	
特。			評 価 額		0 9									0	217, 842
2	2	 _{第22} 項(農業・食品産業技術総合研究機	課税標準額	1/3	1 0	_								0	
例項	条	第23項 (農業・食品産業技術総合研究機	評 価 額	1 1	_								0		
にか	木		課税標準額	1/6	1 2	0								0	
(C))3	第	第24項(新関西国際空港㈱)	評価額	1/2	1 3	0								0	
よっ		第24·5 (利因四际生代例)	課税標準額	1/2	1 4	0								0	
n =	2	第26項(信用協同組合等)	評価額	3/5	1 5										
_		31. V. (W.) W. W Z. ()	課税標準額		1 6										4, 253, 116
書 減	項	第28項(中部国際空港㈱)	評 価 額 課税標準額	1/2	1 7 1 8	_								0	
(T)	カゝ		評価額		1 9									V	
額規	//-	第30項(家庭的保育事業)	課税標準額	1/2	2 0									_	
<u>}</u>	2		評価額		2 1									_	
疋		第31項(居宅訪問型保育事業)	課税標準額	1/2	2 2	0									
なに	\mathcal{Z}	第32項(事業所內保育事業)	評価額	1/9	2 3	0									
るよ		700-x (尹木川[1休日尹木]	課税標準額	1/4	2 4										
	書	第33項(認定生活困窮者就労訓練事業)	評価額	1/2	2 5									0	
額る		NA N. WOVE THE HAVE BUILDING HUMING TOWN	課税標準額	1, 1	2 6	0								0	

地方公	公共団体	コード	表看	番号
2 8	1 0	0 0	⁷ 5	8 7
				_

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
X	—— 分	地 目	等	特例率	行 番	号	宅 均 宅 地 (千円)	世 等 そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土地計	家屋(千円)
規 定 に に 第	法	第1項 (倉庫)	評 価 額課税標準額	1/2	9 2 7 2 8	! 	12	22	32	42	4, 639, 281
よ 5 る 条、		第13項 (並行在来線に係る譲受固定資 産)	評 価 額課税標準額	1/2	2 9 3 0	·				0	
課税照	附	第17項 (PFI公共施設)	評 価 額課税標準額	1/2	3 1 3 2	-					
標則準第	則	(都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評 価 額課税標準額	-	3 3 3 4	•					
の 5 特条	第	第18項 (都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	評 価 額課税標準額	-	3 5 3 6	0					
例 2 に又	21*	第19項 (成田国際空港㈱)	評 価 額課税標準額	5/6	3 7 3 8					0	
よは法り附	1	第20項 (国立大学校舎)	評 価 額課税標準額	1/2	3 9 4 0						
減則額第	5	第21項 (都市鉄道利便増進施設)	評 価 額課税標準額	2/3	4 1 4 2	0					129, 924
と 5 な条	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第22項 (外資埠頭公社の民営化に係る 承継特例)	評 価 額課税標準額	1/2	4 3 4 4		19, 204, 756 13, 443, 329			19, 204, 756 13, 443, 329	434, 056
の る 3 額の			評 価 額課税標準額	3/5	4 5 4 6	-				0	

地	方公	、共区]体:	コー	ド	表看	番号
1 2	8	1	0	0	0	7 5	8 7
							_

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

									(1)		(2)			(3)		(4)		(5)
	_		地	目 等	特			L	宅	±	也	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	. 分				例率	行	番号		宅	地	そ	の	他	122			~=		<i></i>	
課法	- / v	, 				9	- :	1	12	(千円)	22		(千円)	32	(千円)	42		(千円)	52	(千円)
附		第23項 (日本郵便㈱)		評価額	3/5	4	7 0			8, 686, 027				02			3, 6	86, 027		
税則第	法			課税標準額		4	8 0)	2	2, 489, 490							2, 4	89, 490		3, 833, 044
標 1		第24項 (鉄道再構築事業)		評価額	1/4		9 0													
5	附	为24次(欧旦行情采ず未)		課税標準額	1/4	5	0 0													
準条、	1113	第26項 (公益法人が所有す	る能楽党)	評価額	1/2	-	1 0	_										0		
法		3120·8 (A LL A)(N // 16)	シル水土/	課税標準額	1/2		2 0	_										0		
の附則	則			評価額	1/2	-	3 0	_												
特第		第28項 (国際戦略港湾等の	荷さばき施	課税標準額	1, 2	-	4 0	_												
1	第	第 ²⁰⁻⁵ 設等)		評価額	2/3		5 0	_												
例 5 条				課税標準額		_	6 0	-												
$\kappa_2^{\mathcal{O}}$	1	第32項 (駅のバリアフリー	化施設)	評価額	2/3	_	7 0	-												
、 又		(Mindle A State)		課税標準額		-	8 0	_										_		
よは	_	(備蓄倉庫) 第36項 (地域決定型地方税制特例措置	置(わがまち特例)	評価額	-	H	9 0	-												
法	5	適用分)		課税標準額		- 1	0 0													
り附 則		第37項 (特定貨物取扱埠頭 設)	(の港湾施	評 価 額 課税標準額	2/3	_	1 0	_												
減第	条		10 平/日)。	評価額			2 0 3 0	_												
1 額 5		第42項 (認定誘導事業によ 公共施設等)	り取侍した	課税標準額	4/5		4 0						_					_		
4	条第法		即位15名の	評価額		-	5 0											0		
と 3	の 1 附	第2項 (三島特例) (法附 3の適用のあるもの	:則第15条の を除く)	課税標準額	1/2		6 0	_										0		
0	25則	(旅客会社等に係る承		評価額		_	7 0	_		34, 862								34, 862	_	
な規	附	第1項 (法附則第15条の2第2		課税標準額	3/5	_	8 0	_		24, 377										267
定 るに	の期第	に係るものを除く) (旅客会社等に係る承減	继柱 個\					_		44, 311								24, 377		207
ょ	第 1	第1項 (法附則第15条の2第2)		評価額	3/10	_	9 0	-										0		
額る	3 5	に係るものに限る)		課税標準額		7	0 0											0		

地	方グ	表番号					
2	8	1	0	0	0	7 5	8 7
							_

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

								(1)		(2)	((3)		(4)		(5)
区分		地「	事	特例率	行	番号	1.7	宅 均 宅 地 (千円)	也 そ	等 の 他 (千円)	農	地 (千円)	土	地 計 (千円)	家	屋 (千円)
2 7 7 8 1 3 4 3 5 4 5 6 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	第5項	(都市利便施設) 都市再生緊急 整備地域	評価額課税標準額	3/5	9 7 7	1 (0	12	22		32		42		52	
1 の規定 7 正法附 条 附		(都市利便施設) 特定都市再生 緊急整備地域	評 価 額課税標準額	1/2	7 7	3 (0									
法成に改 附 2 よ正 則 6 る法 条第年もの	第2項	旧法附則第15条第20項 (スーパー中枢港湾)	評 価 額課税標準額		7 7	5 (6 (_									
1 改の規 2 正平定	第3項	旧法所則第15条第27項 (指定会社等の特定用途港湾施 設)	評 価 額課税標準額	1/2	7 7	7 (8 (-							0		
法成とよるという。	第3項	旧法附則第15条の3第2項 (旅客会社等に係る基盤整備事	評 価 額	/	7	9 (0							/		
第年もの 1 改の規 4 正平定		業)	課税標準額		8	0 (0									

地	方々	表番号					
2	8	1	0	0	0	7 5	8

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

								(1)		(2)		(3)		(4)		(5)
			目 等	特				勻	<u> </u>	地	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分			例率	行	番 -	号	宅	地	そ	Ø	他)IX	40		715	PΙ	水	<u>/</u> ±
				'T'					(千円)			(千円)		(千円)			(千円)		(千円)
改正	第2項	旧法第349条の3第23項 〔(農業・食品産業技術総合研究	評価額	1/3		1 2	0	12		22			32		42			52	•
正法の担		構)	評 価 額課税標準額	2/3	0	3 4	0												
規定に	第45	日法第349条の3第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	評 価 額課税標準額	1/3	_	5 6	_												
よるも	第55	(目動単安全運転センター)	評 価 額課税標準額	1/3		7 8													
の 平 成	第65	旧法第349条の3第33項 頁 (郵便貯金・簡易生命保険管理 構)	選 評 価 額 課税標準額	1/2	_	9	_												
2 3	第75	西 旧法附則第15条第1項	評 価 額課税標準額	1/2		1 2													693542
年改正法	(現代)	(泪))	評 価 額課税標準額	7/8		3 4													
附	第85	旧法附則第15条第26項 頁 (高齢者・障害者等の移動円滑 停車場建物等)	評価額 課税標準額	2/3		5 6													
則 第 9	第95	口注[4月]第15条第91百	評 価 額課税標準額	1/2		7 8													
条	第10年	旧法附則第15条第35項 頁 (指定特定重要港湾に係る港湾) 設)	海 評 価 額 課税標準額	1/2	1 2	9													

地	方グ	表番号					
1 2	8	1	0	0	0	7 5	8
							_

都道府	県 名	兵庫県
市町木	十 名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区	分		地目等	特例率	行番号	宅 歩 宅 地 (千円)	世 等 そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家屋(千円)
法も改 の正 附 平法	第3項	旧法附則第15条第28項 (大規模改良停車場建物等)	評 価 額課税標準額	3/4	9 2 1 0 2 2 0	12	22	32	42	52
則成の	第4項	旧法附則第15条第36項 (PFI公共荷さばき施設)	評 価 額課税標準額	1/2	2 3 0 2 4 0					
第 2 定 1 年に	第5項	旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	評 価 額 課税標準額	1/2	2 5 0 2 6 0					
⁴ 改よ 条正る	第6項	旧法附則第15条第54項 (鉄道再生事業)	評 価 額 課税標準額	1/4	2 7 0 2 8 0					
成改 2正 0法		旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評 価 額 課税標準額	1/2	2 9 0 3 0 0					
年の 改規 正定	ケ 0 1石	旧法第349条の3第26項 (日本消防検定協会)	評 価 額 課税標準額	1/2	3 1 0 3 2 0					
条法という	第2項	旧法第349条の3第27項 (小型船舶検査機構)	評 価 額 課税標準額	1/2	3 3 0 3 4 0					
第も 1の 6平		旧法第349条の3第28項 (軽自動車検査協会)	評 価 額課税標準額	1/2	3 5 0 3 6 0					

地	方グ	表番号					
2	8	1	0	0	0	7 5	8

都	道斥	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

								((1)		(2)		((3)		(4)		(5)
		——————————————————————————————————————	目 等	特				2	芒	地	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分			例率	行	番 -	号	宅	地	そ	の	他	112			70		<i>></i>	
改る改			\rightarrow		q		_	12	(千円	22		(千円)	32	(千円)	42		(千円)	52	(千円)
ਹ; ≩ ਹ;	第4項	旧法第349条の3第39項	評 価 額	1/6	3	7													
条則成規		(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額		3	8	0												
第1定		旧法第349条の3第40項	評 価 額	1/6	3	9	0												
17に 0年よ	37 0 · X	(自動車安全運転センター)	課税標準額		4	0	0												
年改正法		旧法第349条の3第28項	評価額	1/3	4	1	0												
改法正の		(日本電気計器検定所)	課税標準額		4	2	0												
世 規 法定		旧法第349条の3第29項	評価額	1/3	4	3	0												
附に	第3項	(日本消防検定協会)	課税標準額		4	4	0												
」 リカラー リカラー リカラー リカラー リカラー リカラー リカラー リカラー	37 U - K	旧法第349条の3第30項	評価額	1/3		5													
第の		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/ 0	4	6	0												
1 平 8 成		旧法第349条の3第31項	評価額	1/3	4	7	0												
1 条 5		(軽自動車検査協会)	課税標準額		4	8	0												35, 805
211	平に正	旧法附則第15条第19項	評 価 額	1/2	4	9	0										0		
2 1 正 3 法 項条附	1 るの	(指定法人等大規模外貿埠頭)	課税標準額	1	5	0	0										0		

地	方グ	〉共 🖯]体:	ュー	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	8
							_

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

									(1			(2)		((3)		(4)		(5	5)
	_		地目	等	特		77.		宅		也	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分				例 率	仃	番	亏	宅	地 (千円)	そ	Ø	他 (千円)		(千円)			(千円)		(千円)
平改				評 価 額		9 5	1		12		22			32		42			52	61
成正		旧法第349条6	ひ3第27項	課税標準額	1/3	<u> </u>	2	_												
7 法			系特定産業事業研究機構)	評 価 額		5	3	0												
年の				課税標準額	1/6	5	4	0												
改 正 ^規		旧法第349条6		評 価 額	1/6	5	5	0												
上 法定	第3項	(日本電気計	·器検定所)	課税標準額	1/6	5	6	0												
伝に	N14 0 X	旧法第349条6		評 価 額	1/6	5	7	0												
則よ		(日本消防検	:定協会) 	課税標準額	1/ 0	5	8	0												
第る		旧法第349条6	の 3 第32項	評 価 額	1/6	<u> </u>	9													
1		(小型船舶検	(盆機博)	課税標準額		H	0													36, 179
2 &		旧法第349条6 (軽自動車検		評価額	1/6	lacksquare	1	_												
条の		(在日勤年份		課税標準額	_	;	2			100.015										
		合	計	評 価 額 課税標準額	/	┷	3			3, 492, 917 5, 349, 178			151 78		0			03, 068		4, 727, 712
	第条領		市街化区域農地としての評				4 5		10	, 549, 176			10		0		10, 34	19, 256	14	±, 727, 712
	7の 項5	2 附	徴収猶予分に相当する課税			 i	6											0		
	第条	第法	市街化区域農地としての評				7											0		
	8の 項5		徴収猶予分に相当する課税	標準額		-	8											0		
		: 第法	市街化区域農地としての評	価額		6	9	0										0		
	6 5	9 則	減額分に相当する課税標準		<u>/_</u>	H	0											0		
	第条 項1の	:第法) 2 附	市街化区域農地としての評		/		1											0		
		9 則	減額分に相当する課税標準	額		7	2	0										0		

95

地	方グ	〉共 🖯	団体:	1 —	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	8

都 道	府県名	兵庫県
市町	- 村 名	神戸市

						((1)		(2)			(3)		(4)		(5	j)
	地目等	特				5	包 均	也	等			農	地	土	地	計	家	屋
		例	行	番	号	宅	地	そ	の	他		戾	16		끄만	PΙ	*	产
区分		率					(千円)			(千円)			(千円)			(千円)		(千円)
置に土域無法 (3特別 を 4 別 の 3 及と税条法 (3 2 日 の 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9	3	0	12		22			32			42		0	52	61
置特屋地な域税65法 に及っか免項5附 例係びたか除(条則 措る家土と区課第第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	4	0											0		
置特屋地な域税85法 に及っか免項5附 例係びたか外除へ条則 措る家土と区課第第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	5	0											0		
置る用被災日15法 特地災に本項6附 例に住よ大(条則 措係宅る震東第第	減額分に相当する課税標準額		7	6	0											0		
置る用代よ大(15法) 特地替る震東06附 例に住被災日 条則 措係宅災に本項第第	減額分に相当する課税標準額		7	7	0											0		
置係代に日15法 る替よ本16 特家る大項(例屋被震(減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3	7				<u>/</u>	_		<i></i>	_		<u> </u>					
例 屋 彼 晨 へ 一		減額	7	9	0						_							

地	方グ	:共区	団体:	ュー	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	8
							_

都 i	道 府 県	名	兵庫県
市	町村	名	神戸市

						(1)		(2)		(3))		(4)		(5	5)
区分	地目等	特例率	行	番	号	宅	地 (千円)	也 そ	等 の 他 (千P	ш)	農	地 (千円)	土	地	計 (千円)	家	屋 (千円)
特住に内住15法 例宅係住困36附 措用る宅難項(置地代用区(の替地域居第第	減額分に相当する課税標準額		9	0		12	(TH)	22	(TF	32		(TH)	42			52	(TH)
置の 5 内住 1 5 法 特替屋 4 6 附 例家屋 4 6 附 例家 経 区 区 排屋 係 域 居 第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3 減額	H	1 2			<i></i>		<u>/</u>			<i></i>					
第1法第則年の定改 36附2第改平に正 項条則(2法2るの りの)(2法2るの 2第旧条附5も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	3	0									/			
15法第則年の定改 36附4第改平に正 項条則(4法2るの 第第旧条附4も規	減額分に相当する課税標準額		8	4	0										0		
15法第則年の定改 46附5第改平に正 項条則(4法2るの 第第旧条附4も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3 減額		5 6	-		<i>/</i>		<u> </u>			<i></i>					
第1法1則年の定改 36附1第改平に正 項条 項9正成よ法 の則 (条法2るの 2第旧第附3も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	7	0						/			/			
第1法1則年の定改 46附2第改平に正 項条則(条法2るの 2第旧第附3も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	8	0				/		/			/			
第1法第則年の定改 16附7第改平に正 0条則(1正成よ法 項の則(4法2るの 2第旧条附2も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3 減額		9			<i></i>		/		<u> </u>			<i>/</i>	<i></i>		98, 241

地	方公	:共区]体:	コー	ド	表都	香号
12	8	1	0	0	0	⁷ 5	98

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	뮸		積	決定価格		筆 数
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1.1	ш	, ,	(人)	(千㎡)		(千円)	(筆)
		負担水準1.0以上	9	1	0	108, 114	20 520	39 1, 209, 157, 628	⁵⁴ 403, 052, 503 ⁶⁹	131, 571
	小					•				
		負担水準0.95以上1.0未満		2		106, 781		1, 650, 647, 974		128, 196
	規	負担水準0.9以上0.95未満		3		32, 085	5, 171		231, 985, 310	38, 675
		負担水準0.85以上0.9未満		4		7, 514	1, 290	, ,	71, 971, 155	9, 322
	模	負担水準0.8以上0.85未満		5		747	99		3, 244, 547	874
		負担水準0.75以上0.8未満		6		278	38	3, 917, 542	1, 083, 433	317
	住	負担水準0.7以上0.75未満		7		57	9	,	168, 853	74
		負担水準0.65以上0.7未満		8		32	5	380, 740	92, 488	38
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	22	2	151, 711	34, 521	32
		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	13	2	92, 915	19, 252	14
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	7	1	72, 027	13, 742	8
	/11	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	3	1	26, 360	4,666	3
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	2	0	11, 504	1,864	2
	쁘	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0					
	/	負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0					
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0					
		負担水準0.1以上0.15未満		9						
	人	負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0					
		負担水準0.05未満	2	1	0					
		11 h	2	2	0	255, 655	47, 018	⁷ 3 820 203 367	⁷ 1, 261, 888, 287	309, 126
				<u>: </u>		,	,			,
	١,	負担水準1.0以上		3		2, 782	2, 467	167, 187, 010	55, 729, 002	5, 842
	小	負担水準0.95以上1.0未満		4		3, 255	2, 669	252, 039, 144		6, 869
		負担水準0.9以上0.95未満		5		1, 205	749		34, 798, 457	2, 284
	規	負担水準0.85以上0.9未満		6		314	138	24, 575, 318		496
	Litte	負担水準0.8以上0.85未満		7		37	50	, ,	1, 152, 941	60
	模	負担水準0.75以上0.8未満		8		9	1	142, 691	39, 682	11
Life.	Δ.	負担水準0.7以上0.75未満		9		3	2		38, 277	3
地	住	負担水準0.65以上0.7未満		0		1	2			1
		負担水準0.6以上0.65未満		1		2	1	81, 439		5
	毛	負担水準0.55以上0.6未満		2		4	0			8
		負担水準0.5以上0.55未満		3		1	0	8, 680	1, 646	1
	用	負担水準0.45以上0.5未満		4						
	111.	負担水準0.4以上0.45未満		5						
	地	負担水準0.35以上0.4未満		6	•					
		負担水準0.3以上0.35未満		7						
		負担水準0.25以上0.3未満		8						
	24-	負担水準0.2以上0.25未満		9						
	法	負担水準0.15以上0.2未満		0						
	,	負担水準0.1以上0.15未満		1						
	人	負担水準0.05以上0.1未満		2						
	\smile	負担水準0.05未満	4	3	0			,		
		計	4	4	0	7,613	6,079	² 555, 138, 621	^{f2} 183, 491, 997	15, 580

地	方公	、共区]体:	コー	ド	表都	番号
12	8	1	0	0	0	⁷ 5	98

第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数 (筆)
	ı	T				() ()		00		
	_	負担水準1.0以上	4	5	0	28, 547	2, 111	99, 232, 371	66, 154, 904	9 34, 045
	般住	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	25, 095	1, 742	121, 416, 429	80, 944, 277	29, 344
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	5, 765	447	60, 071, 874	38, 944, 487	6, 856
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	1,058	123	22, 458, 789	14, 030, 765	1, 441
		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	65	6	541, 638	319, 106	84
		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	22	4	378, 805	206, 699	35
		負担水準0.7以上0.75未満		1		7	2	119, 163	60, 540	10
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	6	1	54, 834	26, 992	10
		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	2	0	2, 573		2
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	3	0	5, 843	2, 432	4
	,	負担水準0.5以上0.55未満		5		1	0	4, 803	1, 903	1
	地	負担水準0.45以上0.5未満		6	_					
	20	負担水準0.4以上0.45未満		7						
,- <u>-</u> -		負担水準0.35以上0.4未満		8						
宅		負担水準0.3以上0.35未満		9						
		負担水準0.25以上0.3未満		0	-					
	個	負担水準0.2以上0.25未満		1						
		負担水準0.15以上0.2未満		2	•					
	人	負担水準0.1以上0.15未満		3	_					
		負担水準0.05以上0.1未満		4						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		5				1-		
		計	6	6	0	60, 571	4, 436	304, 287, 122	th 200, 693, 297	71, 832
		負担水準1.0以上		7		421	118	6, 091, 234	4, 060, 823	815
	用	負担水準0.95以上1.0未満		8		380	116	9, 285, 352	6, 190, 234	915
		負担水準0.9以上0.95未満		9		126	59	6, 985, 088		260
		負担水準0.85以上0.9未満		0		43	8	1, 645, 033	1, 027, 363	70
		負担水準0.8以上0.85未満		1		5	4	180, 548	,	6
		負担水準0.75以上0.8未満		2		2	0	14, 145	/	2
Life		負担水準0.7以上0.75未満		3		3	0	21, 960	/	7
地		負担水準0.65以上0.7未満		4		1	24	311, 395	150, 043	1
		負担水準0.6以上0.65未満		5	-			10.000	0.405	
		負担水準0.55以上0.6未満		6		3	0	19, 962	8, 497	7
		負担水準0.5以上0.55未満		7						
		負担水準0.45以上0.5未満		8						
		負担水準0.4以上0.45未満		9	_					
		負担水準0.35以上0.4未満		0	_					
		負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満		1 2	•	-				
	法人	負担水準0.2以上0.25未満 1		3						
		負担水準0.15以上0.25木綱 負担水準0.15以上0.2未満		4		 			+	
		負担水準0.1以上0.15未満		5						
		負担水準0.05以上0.1未満		6	_					
		負担水準0.05未満		7						
	-	計		8		984	329	²⁴ , 554, 717	⁰ 16, 109, 640	2, 083
		μl	0	O	U	904	329	24, 554, 717	10, 109, 040	2, 003



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)		(3)	(4)	(5)
1		区	行	番	무.	納税義務者		責	決定価格	課税標準額	筆	数
		Ľ n	.1.1	Ħ	ク	(人)	(-	千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
	商	負担水準0.7超	90	1	0	10, 239	24	2, 797	³⁹ 171, 169, 053	⁵⁴ 119, 818, 331	69	15, 409
ŀ	業	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	13, 002	3	3, 049	299, 156, 775	204, 554, 105		19, 416
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	3, 964		762	115, 165, 210	72, 491, 905		5, 393
'	等	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	627		115	20, 044, 206	12, 026, 524		844
		負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	32		7	618, 382	363, 073		37
1	非	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	10		4	227, 353	118, 651		13
ļ !		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	9		1	33, 670	15, 976		15
ļ !	住	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	2		0	12,810	5, 316		2
ļ !	宅	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	1		0	4, 547	1, 749		1
ļ !	用	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0							
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0							
-	쁘	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0							
ļ !	•	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0							
l	個	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0							
l	Д	負担水準0.05未満	1	5	0							
		計	1	6	0	27, 886	(6, 735	606, 432, 006	^U 409, 395, 630		41, 130
	商	負担水準0.7超	1	7	0	4, 103	14	4, 335	618, 538, 107	419, 307, 738		10, 309
	業	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	5, 054	8	3,607	757, 920, 582	517, 953, 344		12, 661
ŀ		負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	1, 315]	1,422	289, 494, 233	179, 457, 966		3, 126
ŀ	地	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	252		732	122, 260, 805	73, 356, 483		504
	等	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	18		26	4, 940, 208	2, 858, 719		22
ŀ	$\overline{}$	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	5		1	96, 906	49, 698		7
地	非	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	6		9	562, 283	266, 319		Ć
ŀ	住	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	1		0	4, 069	1,696		1
ŀ	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0							
ŀ		負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0							
ŀ	用	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0							
	地	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0							
ļ	•	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0							
ŀ	法	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0							
ŀ	人	負担水準0.05未満	3	1	0							
	\mathcal{L}	計	3	2	0	10, 754	25	5, 132	⁵ 1, 793, 817, 193	¹ , 193, 251, 963		26, 639
	160行》	・ 及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	3	0							



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
			行	番	무	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		D	11		7	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
宇	ž	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	93	4	0	139, 864	25, 216	³⁹ ₁ , 481, 668, 243	⁵⁴ 528, 997, 232	172, 2 ⁸⁰
	-	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	3	5	0	14, 342	17, 132	789, 707, 160	539, 126, 069	25, 718
掛	1	税負担据置のもの	3	6	0	23, 335		1, 461, 736, 800		40, 596
, ,	-	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	3	7	0	185, 922	33, 541	3, 371, 320, 823	1, 222, 250, 193	227, 803
計	-	負担水準0.2未満	3	8	0	0	0	0	0	0
рі		計	3	9	0	363, 463		⁷ 7, 104, 433, 026	[‡] 3, 264, 830, 814	
	宅	負担水準0.7超	4	0	0	3, 293				6, 578
	七	負担水準0.65以上0.7以下	4	1	0	1, 933				3, 216
	地比	負担水準0.6以上0.65未満	4	2	_	416	272	2, 842, 494		575
そ		負担水準0.55以上0.6未満	4	3		86		,		152
		負担水準0.5以上0.55未満	4	_	0	22	10			
	準	負担水準0.45以上0.5未満	4	5	_	13	3	29, 906	,	21
		負担水準0.4以上0.45未満	4		_	9	4	127, 794		17
_	土	負担水準0.35以上0.4未満	4		0	8	3	42, 537		9
の	14h	負担水準0.3以上0.35未満	4	8	_	4	8	137, 063		10
	地	負担水準0.25以上0.3未満	4	-	0	7	1	11, 648	,	9
	_	負担水準0.2以上0.25未満	5	0	0	1	0	260		1
		負担水準0.15以上0.2未満	5	1	0	1	1	7, 769	1, 555	1
他	個	負担水準0.1以上0.15未満	5	2	0					
	Д	負担水準0.05以上0.1未満	5	3	_	1	1	18, 266		1
I		負担水準0.05未満	5	4	0	1	0	753	151	1
		計	5	5	0	5, 795	3, 791	41, 700, 671	28, 573, 505	10, 626

101 概調都一23

地方公共団体コード表番号										
12	8	1	0	0	0	⁷ 6	18			

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

						(1)		(2)	(3)	(4)	((5)
		区	行	番	Д,	納税義務者	坩	也 積	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u>r</u>	11	笛	b	(人)		(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
	宅	負担水準0.7超	9 0	1	0	778	24	4, 282	³⁹ 37, 551, 77	8 26, 286, 243	69	4, 238
	地	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	509		2,865	67, 967, 05	4 46, 576, 804		3, 936
	20	負担水準0.6以上0.65未満		3		120		709	39, 569, 07	0 25, 079, 878		1, 352
	比	負担水準0.55以上0.6未満		4		58		280				201
	淮	負担水準0.5以上0.55未満		5		11		10				26
	4=	負担水準0.45以上0.5未満		6		11		20				29
	土	負担水準0.4以上0.45未満		7		3		89				6
	LII4	負担水準0.35以上0.4未満		8		2		3				3
そ	地	負担水準0.3以上0.35未満		9		5		4	12, 65			5
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.3未満		0	_	2		6				8
	N. I	負担水準0.2以上0.25未満		1		1		1	24, 62	6, 955		1
	法	負担水準0.15以上0.2未満		2								
	人	負担水準0.1以上0.15未満		3	•							
		負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満		4		1		0		0		-
		負担水準0.05木個 計		5	•	1,501		8, 269		0 0		9,806
		負担水準1.0以上		6 7		,		,				9,806
		負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満		8		48		12	15, 18	6 15, 186		04
Ø		A La Latte on the company of the com		9								
0)	宅以	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.0以上0.85主選		0								
	'	負担水準0.8以上0.85未満		1								
		負担水準0.75以上0.8未満		2								
	地	負担水準0.7以上0.75未満		3		3		1	2, 67	8 2,041		3
	外	負担水準0.65以上0.7未満		4		1		0				1
		負担水準0.6以上0.65未満		5		1		0				1
	比	負担水準0.55以上0.6未満		6		2		0	2, 45			2
		負担水準0.5以上0.55未満		7						-,		
	0)	負担水準0.45以上0.5未満		8								
他	淮	負担水準0.4以上0.45未満	2	9	0							
	l '	負担水準0.35以上0.4未満	3	0	0	1		0	1, 75	5 724		1
	+	負担水準0.3以上0.35未満	3	1	0							
	<u> </u>	負担水準0.25以上0.3未満	3	2	0							
	⊥.	負担水準0.2以上0.25未満	3	3	0							
		負担水準0.15以上0.2未満	3	4	0							
	地	員12小平0.10以上0.2×個 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1±満	3	5	0							
	地 -	負担水準0.05以上0.1未満	3	6	0							
		負担水準0.05未満	3	7	0							
		n i		8		56		13				72
		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	3	9	0	139, 912		25, 228				172, 337
_ ^		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	4	0	0	18, 413		23, 652	845, 724, 22			36, 534
台		税負担据置のもの	4	1	0	26, 313		18, 866	1, 591, 129, 57			49, 675
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		2		186, 173		34, 054				228, 344
計	-	負担水準0.2未満	4	3	0	4		2	26, 78	5, 359		4

計 4 4 0 370,815 101,802 7,303,535,699 3,398,451,565 ** 486,894

103 概調都-25



第62表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

							(1)		(2)		(3)	(4)	((5)
		区	分	行	番	무	納税義務者	地	積	決	定価格	課税相	票準額	筆	数
),	11	笛	ク	(人)		(千m²)		(千円)		(千円)		(筆)
_	本則に	こよる(価格の3分の2)	課税がなされたもの	90	1	0	12	24		39		54		69	80
般	負	担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	0	2	0									
	負	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	0	3	0									
市	負	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	0	4	0									
街	上		負担水準0.6以上0.7未満		5										
化	記		負担水準0.5以上0.6未満	0	6										
1Ľ	以		負担水準0.4以上0.5未満	0		0									
区	外 負		負担水準0.3以上0.4未満	0	8										
域			負担水準0.2以上0.3未満	0	9	0									
			負担水準0.1以上0.2未満	1	0										
農			負担水準0.1未満	1	1	0									
地			計	1	2	0	φ 0	よ	0	6	0	b	0	る	(
	本則に	こよる課税がなされたもの	\mathcal{D}	1	3	0									
_	負	担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	1	4	0									
介			負担水準0.8以上0.9未満	1	5	0									
	負		負担水準0.7以上0.8未満	1	6	0									
在	記		負担水準0.6以上0.7未満	1	7	0									
	ηС		負担水準0.5以上0.6未満	1	8	0									
	171		負担水準0.4以上0.5未満	1	9	0									
農	以負		負担水準0.3以上0.4未満	2	0	0	-								<u> </u>
	f-si		負担水準0.2以上0.3未満	2		0			-		•				
地	外		負担水準0.1以上0.2未満	2		0									
			負担水準0.1未満	2		0									
		•	計	2	4	0	0		0		0		0		C

104 概調都一25

地方公共団体コード	表都	子子
2 8 1 0 0 0	76	28

第62表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5	.)
		区	分	行	番	号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
				1,	ш	,,	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)		(筆)
	本貝	川による課税がなされた	きもの	⁹ 2	5	0	¹² 589	1,026	³⁹ 133, 012	133, 012	69	1,953
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	2	6	0	2	0	20	20		4
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	2	7	0						
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	2	8	0						
般	上		負担水準0.6以上0.7未満	2	9	0						
	記		負担水準0.5以上0.6未満	3	0	0						
	以		負担水準0.4以上0.5未満	3	1	0						
農	外	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	3	2	0						
			負担水準0.2以上0.3未満	3	3	0						
			負担水準0.1以上0.2未満	3	4	0						
地			負担水準0.1未満	3	5	0						
			計	3	6	0	591	1,026	133, 032	133, 032		1, 957
	本貝	川による課税がなされた	さもの	3	7	0	589	1,026	133, 012	133, 012		1, 953
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	3	8	0	2	0	20	20		4
	F	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	3	9	0	0	0	0	0		0
合		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4	0	0	0	0	0	0		C
П	記		負担水準0.6以上0.7未満	4	1	0	0	0	0	0		C
	п		負担水準0.5以上0.6未満	4	2	0	0	0	0	0		C
	DI		負担水準0.4以上0.5未満	4	3	0	0	0	0	0		C
⇒ 1	以	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4	4	0	0	0	0	0		C
計	١,, ١		負担水準0.2以上0.3未満	4	5	0	0	0	0	0		C
	外		負担水準0.1以上0.2未満	4	6	0	0	0	0	0		C
			負担水準0.1未満	4	7	0	0	0	0	0		(
				4	8	0	591	n 1,026	ろ 133,032	2 b 133, 032	を	1, 957

105 概調都一26

地方公共団体コード 表番号										
2	8	1	0	0	0	9	7			

第97表 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調 (法附則第15条関係(再掲))

都i	首 府	県 :	名	兵庫県
市	町木	寸 :	名	神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
地 目 等	行番号	特例 (参酌		特値 (条例で決	列率 める割合)	宅 地 (千円)	世 等 その他 (千円)	農地(千円)	土 地 計 (千円)	家屋(千円)
法附則第15条第18項 評価額	0 1 0	12	15	12	15	18	28	38	48	58
(都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 課税標準額	0 2 0	3	5							
法附則第15条第18項 評価額(都市利便施設)	0 3 0									
特定都市再生緊急整備地域課稅標準額	0 4 0	1	2							
法附則第15条第36項 評価額	0 5 0									
(備蓄倉庫)課税標準額	0 6 0	2	3							0

IV 償却資産に関する概要調書

地	方グ	表看	昏号				
12	8	1	0	0	0	⁷ 6	98

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)
個人・法人の別	分 /	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ)(人)
個	人	9 O	1	0	12		21	30 38
法	人	0	2	0		29, 115	15, 824	13, 291
合	∄	0	3	0		38, 528	23, 033	15, 495

地	方グ	ド	表看	番号			
12	8	1	0	0	0	77	08

第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

								((1)				(2)			(3)		(4	4)	
	種	類		行	番	号	決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)	額 (イ)	の 以外の	内 りもの	訳 (口)
										(千円)					(千円)	(千円)				(千円)
市町	構	築	物	9 0	1	0	12		283,	665, 983	25		275	5, 51	0, 834	8, 112, 726	51		267, 3	63 198, 108
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			416,	059, 990			405	5, 56	3, 789	12, 635, 484			392, 9	28, 305
が 価 格	船	ì	舟白	0	3	0			8,	138, 632			4	ł, 68	9, 249	3, 449, 382			1, 2	39, 867
等を	航	空	機	0	4	0			2,	478, 318			2	2, 47	8, 318	0			2, 4	78, 318
決定	車両刀	及び追	重搬 具	0	5	0			11,	196, 998			11	, 19	5, 402	668			11, 1	94, 734
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			205,	320, 792			204	ł, 59	2, 837	1, 643, 404			202, 9	49, 433
も の	小	į	計 (ハ)	0	7	0			926,	860, 713			904	ł, 03	0, 429	25, 841, 664			878, 1	88, 765
法十 第九	総務大目 定し,			0	8	0			313,	299, 447			283	3, 53	3, 460					
三条	道府県知 決定し,		西格等を したもの	0	9	0			34,	178, 615			31	, 74	3, 919					
百関八係	小	=======================================	計 (二)	1	0	0			347,	478, 062			315	5, 27	7, 379					
	3条第1項(が価格等を			1	1	0														
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0		1,	274,	338, 775			1, 219	, 30	7, 808					
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							1, 219	, 30	7, 808					
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0				<u> </u>								_		

	地	方グ	〉共 🛚	団体:	ュー	ド	表都	番号
1 2		8	1	0	0	0	77	18

第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

								(1)				(2)				(3)			((4)	
							N.L.		/ 	1.6	am.	<i>a</i>)/	Larr	2/664	dere	課税			額	の	内	訳
	種	類		行	番	号	決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の	ひ特例	規定の	(イ)	以外	のもの	(口)
										(千円)					(千円)	適用を受け	100	(千円)				(千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		6,	107, 252	25				9, 066	38		16, 373	51		6, 0	082, 693
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			2,	543, 896				2, 49	3, 729]	100, 335			2, 3	393, 394
が 価 格	船	7	舟白	0	3	0				231, 644				11	6, 469		Ī	115, 174				1, 295
等	航	空	機	0	4	0									0							
を 決 定	車両	及び追	重搬 具	0	5	0				4, 887					4, 887							4, 887
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			4,	042, 626				4, 04	1, 268			2, 716			4, 0	38, 552
も の	小	· 言	計 (ハ)	0	7	0			12,	930, 305			1	2, 75	5, 419		4	234, 598			12, 5	520, 821
法十 第九	総務大日 定し,	豆が 価材 配 分 し	各等を決 たもの	0	8	0																
三条	道府県第決定し、	知事が信 配分し	西格等を したもの	0	9	0																
百関 八係	小	· 言	計 (二)	1	0	0				0					0							
法第74 県知事	3条第1項 が価格等を	の規定に	より道府 たもの(ホ)	1	1	0																
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			12,	930, 305			1	2, 75	5, 419							
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							1	2, 75	5, 419							
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0																

109

地	方公	ド	表都	番号			
12	8	1	0	0	0	77	28

第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

					(1)	(2)	(3)	(4)
	種類	行	番	号	決 定 価 格 (1 円)	課税標準額(千円)	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(イ) (千円)	額 の 内 訳 (イ)以外のもの(ロ) (千円)
市町	構築物	90	1	0	¹² 277, 558, 731	²⁵ 269, 411, 768	³⁸ 8, 096, 353	⁵¹ 261, 315, 415
村長	機 械 及 び 装 置	0	2	0	413, 516, 094	403, 070, 060	12, 535, 149	390, 534, 911
が 価 格	船舶	0	3	0	7, 906, 988	4, 572, 780	3, 334, 208	1, 238, 572
等を	航 空 機	0	4	0	2, 478, 318	2, 478, 318		2, 478, 318
決定	車両及び運搬具	0	5	0	11, 192, 111	11, 190, 515	668	11, 189, 847
した	工具, 器具及び備品	0	6	0	201, 278, 166	200, 551, 569	1, 640, 688	198, 910, 881
も の	小 計 (ハ)	0	7	0	913, 930, 408	891, 275, 010	25, 607, 066	865, 667, 944
法十 第九	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0	8	0	313, 299, 447	283, 533, 460		
三条	道府県知事が価格等を 決定し,配分したもの	0	9	0	34, 178, 615	31, 743, 919		
百関八係	小 計 (二)	1	0	0	347, 478, 062	315, 277, 379		
	3条第1項の規定により道府 が価格等を決定したもの(ホ)	1	1	0				
合計	(ハ) + (ニ) + (ホ)	1	2	0	1, 261, 408, 470	1, 206, 552, 389		
同内	市 町 村 分 の 額	1	3	0		1, 206, 552, 389		
上訳	道 府 県 分 の 額	1	4	0				

地	方グ	:共区]体:	ュー	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係)

							(1)		(2)	(3)			(4)		(5)	(6)	(7)			8)
			,_	77	п	決	定但	格	課税				標準額	決	定価格		標準 (B)	課		票準額
		区 分	行	番	亏		(A)	(T.III)	の特		(A)	Χ.			(A) (T.III)		· 例率 (C)	(A)	× _	
	第1佰	(送電用資産・電気事業用)	9	:	:	12	(A)	(千円)	(B) 25	(C)	29		(C) (千円)	42	(A) (千円)	(B)	(C)	59	'	(C) (千円)
	为 1 久	(公电用負性・电风事未用)	0	1	0				1		3					:	2 3	3		
法		(変電所・電気事業用)	0	2	0				3		4						3 5	;		
	第2項	(新線構築物)		3					1		3				2, 846, 656		2 3			1, 897, 771
		(新線立体交差化施設)		4					1		6						1 3			, ,
第	第3項	(ガス事業用資産)		5			11	7, 950	1		3		39, 317		17,032		2 3			11, 355
		(農業協同組合等共同利用設備)	_	6					1		2		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		,					,
三		(外航船舶)	0	7	0				1		6									
-		(準外航船舶)	0	8	0				1		4									
	第 6 項	(内航船舶)	0	9	0		6, 89	98, 765	1		2		3, 449, 382							
百	第7項	(離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑥との連乗後))	1	0	0				1		6									
	第 8 項	(国際路線用航空機)	1	1	0				1		5						2 15			
匹			1	2	0				1	1	0									
	第 9 項	(離島路線用航空機)	1	3	0				1		3						2 3			
+		(小型離島航空機)	1	4	0				1		4									
'	第10項	(日本放送協会)	1	5	0		80	0, 029	1		2		400, 015							
	第11項	(日本原子力開発機構)	1	6	0		1	10, 510	1		3		3, 503				2 3			
九	第13項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	1	7	0				1		6						1 3	3		
	第14項	①(青函・本四 鉄道施設)	1	8	0				1		6									
		②(青函・本四 新線構築物)	1	9	0				1	1	8						1 9)		
条		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2	0	0				1	3	6						1 18	3		
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2	1	0				1		8						1 10)		
D	第 15 項	(河川事業鉄軌道用資産)		2					1		6						1 3			
				3					2		3						5 6	5		
	第16項			4				54, 981	1		3		18, 327		651		2 3			434
三		(海洋研究開発機構)		5				9, 807	1		3		36, 602				2 3			
		(熱供給事業用資産)		6			92	22, 652	1		3		307, 551		224, 159		2 3			149, 439
	第19項	(水資源機構)	2	7	0				1		2						3			

地	方グ	:共区]体:	コー	ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1))	(2)	(3)		(4)		(;	5)	(6)	(7)		(8))
		区分	行	番	号	決	-	価格	の特	標準 (B) 例率 (C)	課 (A)		(D)	決定		課税の特		課 (A)	税 標 × (E	(D)
-	Mr oo T		0			12	(A)	(千円	(B) 25	(C)	29	(0) ((千円)	(A)	(千円)	(B)	(C)	59	(((千円)
法	第 20 垻	①(特定地方交通線)	2	8	0	12			1	4	25			42		33	37	39		71
		②(新線構築物)	2	9	0				1	12						1	6			
第		③(新線立体交差化施設)	3	0	0				1	24						1	12			
		④(河川事業鉄軌道用資産)	3	1	0				1	24						1	12			
三			3	2	0				1	6						5	24			
		⑤(変・送電用資産)	3	3	0				3	16						3	20			
百	第21項	(新エネルギー・産業技術総合開発機構)	3	4	0			111, 21	7 1	3		37	, 072			2	3			
	第22項	(科学技術振興機構)	3	5	0		2,	079, 97	6 1	2		1, 039	, 988							
四	第24項	(関西国際空港㈱)	3	6	0				1	2										
l ,	第25項	(特定鉄道路線構築物)	3	7	0				1	4						1	2			
+	第 26 項	(信用協同組合等)	3	8	0				3	5										
九	第27項	(変・送電用資産(鉄道事業用))	3	9	0			89, 94	5 3	4		67	, 459			3	5			
76	第28項	(中部国際空港㈱)	4	0	0				1	2										
条	第29項	(外国貿易用コンテナー)	4	1	0		1,	410, 24	5 4	5		1, 128	, 196							
//	第30項	(家庭的保育事業)	4	2	0				1	2										
0)	第31項	(居宅訪問型保育事業)	4	3	0				1	2										
	第 32 項	(事業所内保育事業)	4	4	0				1	2										
三	第 33 項	(認定生活困窮者就労訓練事業)	4	5	0				1	2										
	第34項	(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	4	6	0				1	3		_				2	3			

地	方グ	类区]]体:	ュー	ド	表看	\$号
2	8	1	0	0	0	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
			決定価格	課税標準		課 税 標 準 額	決定価格	課税		課 税 標 準 額
	区 分	行番号		の特例率						$(A) \times \overline{(B)} (D)$
		0	(A) (千円)	(B) 25 27	(C)	(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円) 59 71
法	旧第13項(立体交差化施設)	4 7 0	12	- 27	- 29	,	42	33	37	71
伝	旧第18項(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	4 8 0		2	3			4	5	
	旧第19項(地下道又は跨線道路橋)	4 9 0	3, 368	1	2	1, 684				
第	旧第21項(車庫構築物・立体交差化施設)	5 0 0		1	3					
	旧第23項(農業・食品産業技術総合研究機構)	5 1 0		1	3			2	3	
三		5 2 0		1	6					
	旧第25項(日本電気計器検定所)	5 3 0		1	3			1	6	
百		5 4 0		1	2					
	旧第26項(日本消防検定協会)	5 5 0		1	3			1	6	
四		5 6 0		1	2					
	旧第27項(小型船舶検査機構)	5 7 0		1	3			1	6	
١.		5 8 0		1	2					
+	旧第28項(軽自動車検査協会)	5 9 0	11, 014	1	3	3, 671	15	1	6	2
		6 0 0	72	1	2	36				
九	旧第30項(情報通信研究機構)	6 1 0		1	3			2	3	
	旧第31項(社会保険診療報酬支払基金)	6 2 0		1	6			1	3	
条	旧第32項(高圧ガス保安協会)	6 3 0		1	3			1	6	
		6 4 0		1	2					
D	旧第32項(自動車安全運転センター)	6 5 0		1	6			1	3	
	旧第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	6 6 0		1	2					
_	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	6 7 0		1	6			1	2	
三		6 8 0		2	3					
	合 計	6 9 0	12, 620, 531	-	_	6, 532, 803	3, 088, 513	-	-	2, 059, 001

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係)

都	道系	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
		区分	4-	ΔTŽ.		決定価格	課税			税 標 準 額 × (B) (D)	決定価格	課税	標 準 <u>(B)</u> 例 率 (C)		税 標 準 額 × (B) (D)
		区 ガ	1 J	番	万	(A) (千円)		例 率 (C)	(A)	(B) (D) (千円)	(A) (千円)		例 学 (C)	(A)	× (B) (D) (千円)
	第1項	(倉庫等)	9	•	•	12	25	27	29	() () ()	42	55	57	59	71
			0	1	0		1	2			376, 964	3	4		282, 723
				2			7	8							
法	第 2 項	(公共の危害防止施設等)	0	3	0	4, 947, 314	1	6		824, 552	748, 176	1	3		249, 392
			0	4	0	54, 443	2	3		36, 295		1	2		
				5			3	4							
附	1号(均	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		_	0		-	-							
	2号(均	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	7	0		-	-							
	3号(均	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		8			-	-							
шп		地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)			0		-	-							
則	第3項	(国内路線用航空機)	_	0	-		2	3				2	5		
			1	1	0		3	8				1	4		
	第 5 項	(沖縄電力㈱)		2			2	3							
第		(沖縄電力㈱ 変・送電用資産)	_	3	•		2	9				4	9		
				4			2	5				1	2		
		(大規模地震防災応急対策用資産)	_	5			2	3							
+		(日本貨物鉄道㈱の新造車両)	_	6	•		1	2				3	5		
l '		(雨水貯留浸透施設)		7	•		1	2				2	3		
		決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		8			-	-							
		(低公害車燃料等供給施設)	_	9			2	3							
五.		(国際船舶)	_	0	•		1	18							
	第 13 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	_	1	-		1	2							
		②(新線構築物)		2			1	6				1	3		
条		③(立体交差化施設)	_		0		1	12				1	6		
		④(河川事業鉄軌道用資産)	-	_	0		1	12				1	6		
				5			1	3				5	12		
	l	⑤(変・送電用資産)	2	6	0		3	8				3	10		

地	方グ	表番号					
2	8	1	0	0	0	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係つづき)

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
		4	決定価格			課税標準額	決定価格		標準 (B)	
	区 分	行番号	(A) (千円)		例率 (C) (C)	(A) × (B) (D) (千円)	(A) (千円)		例 举 (C)	(A) × (B) (D) (千円)
	第 14 項 (鉄道車両安全向上設備)	9	12	(D) 25	27	29	(A) (1円)	55	57	(C) (下闩) 59 71
		2 7 0		1	2					
		2 8 0		1	3					
	第15項(低床車両)	2 9 0		1	4			1	. 3	
法	第 16 項 (新造車両)	3 0 0		1	2			2	3	
	第 10 填 (利厄中间)	3 1 0		3	5					
	第 17 項 (PFI公共施設)	3 2 0		1	2					
	第 18 項 (都市利便施設)	3 3 0		1	2			3	5	
附	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 4 0		-	I					
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 5 0		I	1					
	第19項(成田国際空港㈱)	3 6 0		5	6					
m.i	第20項(国立大学校舎)	3 7 0		1	2					
則	第 21 項 (都市鉄道利便増進施設)	3 8 0	1, 464, 562	2	3	976, 375				
	第 22 項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3 9 0	8, 906, 997	1	2	4, 453, 498		3	5	
	第23項(日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	4 0 0	474, 560	3	5	284, 736				
	第24項(鉄道事業再構築事業)	4 1 0		1	4					
第	第25項 (バイオ燃料製造設備)	4 2 0		1	2					
	第 27 項 (特定特殊自動車)	4 3 0		3	5			1	. 2	
	第 28 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4 4 0	1, 692, 452	1	2	846, 226		2	3	
	第29項 (津波対策に資する港湾施設等)	4 5 0		1	2					
	第 31 項 (津波避難施設等)	4 6 0		1	2					
1	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 7 0		_	-					
	第32項(移動等円滑化のための設備)	4 8 0		2	3					
	第33項(再生可能エネルギー発電設備)	4 9 0	12, 453, 563	2	3	8, 302, 375				
	第 34 項 (熱電併給型動力発生装置)	5 0 0		5	6					
五.	第 35 項 (鉄道耐震補強設備)	5 1 0		2	3					
	第 37 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	5 2 0		2	3					
	第38項(放送ネットワーク災害対策用設備)	5 3 0		3	4					
	第 39 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方規制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 4 0		-	-					
条	第 40 項 (ノンフロン製品) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 5 0		-	-					
	第 41 項 (国家戦略特区)	5 6 0		1	2					
	第 42 項(認定誘導事業により取得した公共施設等) 第 43 項(特別特定技術基準施設の耐震化)	5 7 0 5 8 0		4	5					
	第 43 頃 (特別特定技術基準施設の制展化) 合 計	5 9 0	29, 993, 891		3	15, 724, 057	1, 125, 140	_	_	532, 115
	П П	J 9 U	49, 990, 091			10, 144, 001	1, 140, 140			992, 119

地	方公	表番号					
2	8	1	0	0	0	7	8 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
					決	定価格	課税		課利		決定価格	課税		課税標	
	区 分	行	番	号		(.) (.		例 率 (C)	(A) >		(.) (~=)			$(A) \times (B)$	
	四	9	:	:	12	(A) (千円	(B)	(C)	29	(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(C	(千円)
	旧第3項(公害防止設備)	0	1	0	'-	2, 544		3	20	848	12	2			, ,
法		-	2	5		5, 469		2		2, 735		3	4		
12	旧第5項(公共危害防止構築物)	0	3	_		0, 100	1	3		2, 100		1	2		
	11970 文(五八池日初五冊来四)	0	4	-			3	5				1	2		
附	旧第6項(公害防止優良更新施設)	0	5	0			1	2				2	3		
	旧第6項(緑化施設)	0	6	0			1	2				1	3		
	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	0	7	0		22, 741	. 2	3		15, 161		5	6		
則	旧第7項(鉄道駅の耐震補強工事)	0	8	0		•	2	3		,					
	旧第8項(廃棄物再生処理用機械設備)	0	9	0			4	5				5	6		
第	旧第8項(高度テレビジョン放送施設)	1	0	0		202, 320) 3	4		151, 740	51, 649	4	. 5		41, 320
		1	1	0		2, 133	3 1	2		1, 066					
	旧第12項(鉄道駅総合改善事業)	1	2	0			3	4							
+	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1	3	0			3	5				1	. 2		
	旧第15項(地方卸売市場)	1	4	0			4	5				3	4		
五.		1	5	0			2	3							
1 44	旧第15項(広帯域加入者網構築設備)	1	6	0			2	3				4	5		
	旧第16項(有線テレビジョン放送施設)	1	7	0			4	5							
条	旧第17項 ①(立体交差化施設)	1	8	0			1	6							
	②(旧交納付金法附則第19項)	1	9	0			-	-							
	③(旧交納付金法附則第20項)	2	0	0			_	-							

地	方公	表番号					
2	8	1	0	0	0	7	8 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
				決定価格	課税		課税標準額	決定価格	課税		課税標準額
	区 分	行 番	号				$(A) \times (B) (D)$				$(A) \times (B) (D)$
	四 然 10 珲 / 宁安排 15 ~ 慢然理长型)	o :		(A) (千円)	(B) 25	(C)	(C) (千円)	(A) (千円)		(C)	(C) (千円) 59 71
	旧第18項(家畜排せつ物管理施設)	2 1	0	12	2	3	23	72	3	4	, , ,
法	旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2 2	0		1	2					
	旧第20項(水力発電施設の魚道)	2 3	0		2	3					
	旧第20項(電気通信信頼性向上設備)	2 4	0	6, 624	5	6	5, 520				
附	旧第20項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2 5	0		1	3			2	3	
		2 6	0		1	2					
則	旧第20項(スーパー中枢港湾)	2 7	0	1, 379, 766	1	2	689, 883				
只り	旧第21項(共同研究施設)	2 8	0		3	4					
	旧第26項 (バリアフリー化改良工事)	2 9	0		2	3					
第	旧第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)	3 0	0	170, 290	1	2	85, 145				
	旧第28項(鉄道事業用駅等大規模改良工事)	3 1	0		3	4					
	旧第29項(旧交納付金法附則第17項)	3 2	0		-	-					
+	旧第29項(公共アプリ導入促進設備)	3 3	0		3	4					
	旧第34項(事業用太陽光発電設備)	3 4	0		2	3					
Ŧī.	旧第36項(公共荷さばき施設)	3 5	0		1	2					
	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3 6	0		1	2			1	4	
	旧第37項(次世代通信網構築設備)	3 7	0		3	4		337	4	5	270
条	旧第39項(テレワーク電気通信設備)	3 8	0		2	3					
	旧第54項(鉄道再生事業)	3 9	0		1	4					
	合 計	4 0	0	1, 791, 887	_	-	952, 098	51, 986	-	-	41, 590

坩	方グ	表番号					
2	8	1	0	0	0	7	8 6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

				,				(1)		(2)	(3)			(4)			(5)		(6)	(7)			(8)	
							決	定(西 格		標 準 (B)	_			額	決	定価	格	課税		(B)			售 額
		X	分	行	番	号					例率 (C)	(A)) × _		(D)				の特	例率	(C)	(A)	(B)	(D)
								(A)	(千円)		(C)			(C)	(千円)		(A) (∃	千円)		(C)			(C)	(千円)
法	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	1	0	12			25 1	27	3 29				42			55	57		59		71
			①(三島特例)	0	2	0				1	. 2	2												
附		三条	②(新線構築物)	0	3	0				1	. 6	3							1		3			
則			③(新線立体交差化施設)	0	4	0				1	. 12	2							1		6			
7,1	第	特の	④(新造車両)	0	5	0				1	. 4	4							1		3			
第		例三	⑤(新幹線鉄軌道用資産)	0	6	0				1	. 12	2							1		6			
		と各	⑥(青函・本四 鉄道施設)	0	7	0				1	. 12	2												
+	2	注	⑦(青函・本四 新線構築物)	0	8	0				1	. 36	3							1		18			
五.	4	法 項 第	⑧(青函・本四 新線立体交差化)	0	9	0				1	. 72	2							1		36			
		三と	⑨(青函・本四 変・送電用資産)	1	0	0				1	. 16	3							1		20			
条			⑩(河川事業等に係る鉄軌道用資産)		1					1	. 6	3							1		3			
0	項	百の			2					1	. 12	2							5		12			
			⑪(車庫構築物・立体交差化施設)	1	3	0				1	. 6	3												
\equiv			⑫(変・送電用資産)	1	4	0				3	10)							3		8			
		九乗	③(鉄道耐震補強設備)	1	5	0				1	. 3	3												
法五			①(承継特例)		6					3	5	5												
附条	承	と旧金油	②(旧交納付金法附則第17項·立体交差化施設)	1	7	0				-	-	-												
HII	継		③(三島特例)		8					3	10)												
第一	例	・付の	④(三島・旧交納付金法附則第17項・立体交 差化施設)		9					-	_													
十三	旧多	第2項(基盤整備事業)		0					-	-													
			旧第2項 (三宅村特例)		1					1	. 2	2												
旧法所	計画第	十六条の二	旧第5項 (能登半島地震特例)		2					1	. 2	2												
الم المما الما	13/13/14		旧第7項 (新潟県中越沖地震特例)	_	3					1	. 2	_												
			旧第11項 (立体交差化施設)		4					1	. 3	3												
		合	計	2	5	0			C	-	-	-			0			0	_		-			0

地	方グ	、共区]体:	ュー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第56条,法附則第56条の2)

都道	府 県	名	兵庫県
市町	丁村	名	神戸市

							(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)		(8))
	区	分	行	番	号	決	定価格 (A) (千円)	課税 の特 (B)			税標準額 × (B) (D) (C) (千円)	決 定 価 格 (A) (千円)	課税 の特 (B)		1	税 標 × (E	B) (D)
V+ 17.44		第12項(東日本大震災・津波被災)	9	1	0	12	(11)		1 1	29	(0) (113)	42		57	59		71
公 門	·則第五十六条	第15項 (東日本大震災・居住困難区域)	0	2	0			1	2								
法附	第 3 項	①(被災代替鉄道施設等)	0	3	0			2	3								
則	法則五六と連 附第十条の乗	②(被災代替鉄道施設等)	0	4	0			1	3								
第	第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0	5	0			1	4								
五十		②(新線構築物)	0	6	0			1	12				1	6			
十六		③(新線立体交差化施設)	0	7	0			1	24				1	12			
条		④(河川事業鉄軌道用資産)	0	8	0			1	24				1	12			
0			0	9	0			1	6				5	24			
=		⑤(変・送電用資産)	1	0	0			3	20								
	合	計	1	1	0		0	-	_		0	0	_	_			C

地	方公	类医]]体:	ュー	ド	表看	昏号
¹ 2	8	1	0	0	0	77	8

第78表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

						(1)							(2)				
区 分	行	番	号	納移	え 義	務	者 数	(人)	課	税	標	準	額	(千	円)
150 万 円 未 満 の も の	9	1	0	12					23, 033	21							8,8	33 331, 182
150 万以上 160 万円未満のもの	9	2	0	12					338	21							5	33 524, 107
160 万以上 170 万円未満のもの	9	3	0	12					361	21							5	33 594, 750
170 万以上 180 万円未満のもの	9	4	0	12					336	21							5	33 587, 539
180 万以上190 万円未満のもの	9	5	0	12					296	21							5	33 547, 383
190 万以上 200 万円未満のもの	9	6	0	12					286	21							5	33 557, 930
200 万以上 250 万円未満のもの	9	7	0	12					1, 266								2,8	33 332, 857
250 万以上300 万円未満のもの	9	8	0	12					1,065	21							2, 9	33 910, 146
300 万以上1,000 万円未満のもの	9	9	0	12					5, 687								31, 4	106, 372
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1	0	0	12					2, 224	21							31, 6	33 314, 386
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1	1	0	12					864	21							21, 2	281, 436
3,000 万以上1億円未満のもの	9 1	2	0	12					1,613	21							86, 9)15, 309
1 億 円 以 上 の も の	9 1	3	0	12					1, 159	21						1,	039, 5	33 535, 593
言 	9 1	4	0	12					38, 528	21						1,	228, 1	.38, 990
計 法第389 大臣配分分	9 1	5	0	12					186	21							283, 5	33,460
の 条関係 知事配分分	9 1	6	0	12					4	21							31, 7	33 43, 919
訳 法 第 743 条 関 係	9 1	7	0	12						21								33

地方:	公共区]体:	コー	ド	表看	昏号
¹ 2 8	1	0	0	0	7	98

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

				(1))			(2)			
区 分	行	番	号	納税義務者	数(人)	課税	標準	額	(千	円)
150 万 円 未 満 の も の	9 0	1	0	12	7, 209	21					2, 777, 881
150 万以上 160 万円未満のもの	9	2	0	12	85	21					131, 793
160 万以上 170 万円未満のもの	9	3	0	12	92	21					152, 009
170 万以上 180 万円未満のもの	9	4	0	12	85	21					148, 826
180 万以上190 万円未満のもの	9	5	0	12	84	21					155, 632
190 万以上200万円未満のもの	9	6	0	12	62						121, 040
200 万以上 250 万円未満のもの	9	7	0	12	280						626, 341
250 万以上300万円未満のもの	9	8	0	12	220	21					601, 462
300 万以上1,000 万円未満のもの	9	9	0	.12	1, 016						5,334,029
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1	0	0	12	198	21					2,740,333
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1	1	0	12	47	21					1, 141, 909
3,000 万以上1億円未満のもの	9 1	2	0	12	33	21					1, 348, 333
1 億 円 以 上 の も の	9 1	3	0	12	2	21					253, 712
計	9	4	0	12	9, 413	21					15, 533, 300
計 法第389 大臣配分分	9 1	5	0	12		21					33
の 条関係 知事配分分	9 1	6	0	12		21					33
訳 法 第 743 条 関 係	9 1	7	0	12		21					33

地	方グ	、共区]体:	ュー	ド	表看	番号
12	8	1	0	0	0	⁷ 8	08

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

							(1)									(2)				
区 分	行	番	号	納	税	義 務	者	数	(人)		課	税	標	準	額	(千	円)
150 万 円 未 満 の も の	9 0	1	0	12						15, 8	24	21							6,	053, 301
150 万以上 160 万円未満のもの	9 0	2	0	12						2	53	21								392, 314
160 万以上 170 万円未満のもの	9 ()	3	0	12						2	69	21								442, 741
170 万以上 180 万円未満のもの	9 ()	4	0	12						2	51	21								438, 713
180 万以上190 万円未満のもの	9 0	5	0	12						2	12	21								391, 751
190 万以上 200 万円未満のもの	9 0	6	0	12						2	24	21								436, 890
200 万以上 250 万円未満のもの	9 0	7	0	12						9	86	21							2,	206, 516
250 万以上300万円未満のもの	9 0	8	0	12						8	45	21							2,	308, 684
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 ()	9	0	12						4, 6	71	21							26,	072, 343
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1	0	0	12						2, 0	26								28,	874, 053
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1	1	0	12						8	17	21							20,	139, 527
3,000 万以上1億円未満のもの	9 1	2	0	12						1, 5	80	21							85,	566, 976
1 億 円 以 上 の も の	9 1	3	0	12						1, 1	57	21						1,	039,	281, 881
計	9 1	4	0	12						29, 1	15	21						1,	212,	605, 690
計 法第389 大臣配分分	9 1	5	0	12						1	.86	21							283,	533, 460
の 条関係 知事配分分	9 1	6	0	12							4	21							31,	743, 919
訳 法第 743 条 関 係	9 1	7	0	12								21								33

地	方公	、共区]体:	コー	ド	表看	\$号
2	8	1	0	0	0	7 9	9

第99表 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調 (法附則第15条関係(再掲))

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区	分	行	番	号	決定価格	る害		課税標準額 (A) × (B) (D)	決定価格	参酌	(C)	課税標準額 (A) × (B) (D)
					(A) (千円)		(C)	(C) (千円)			(C)	(C) (千円)
法附則第15条第2項第1	号 (公共の危害防止施設等)	9	1	0	12	25	28	31	0	57	3	63 75
法附則第15条第2項第2	号 (公共の危害防止施設等)	0	2	0					0	1	2	0
法附則第15条第2項第3	号 (公共の危害防止施設等)	0	3	0					0	1	2	0
法附則第15条第2項第6	号 (公共の危害防止施設等)	0	4	0					0	3	4	0
法附則第15条第81	頁(雨水貯留浸透施設)	0	5	0					0	2	3	0
法附則第15条第18項	(都市利便施設 都市再生緊急整備地域)	0	6	0					0	3	5	0
	(都市利便施設 特定都市再生緊急整備地域)	0	7	0					0	1	2	0
法附則第15条第31章	頁(津波避難施設等)	0	8	0					0	1	2	0
法附則第15条第39章	頃(浸水防止用設備)	0	9	0					0	2	3	0
法附則第15条第40章	頃(ノンフロン製品)	1	0	0					0	3	4	0

123

V 市町村交付金に関する概要調書

抴	力が	K	表番号				
12	8	1	0	0	0	⁷ 8	98

平成27年度 市町村交付金の交付額等に関する調

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
		ļ.,	国	- 16		•	<u> </u>		産	
		台 帳 価 格 (通 知 価 格)	4					
区	行 番 号	•	土	地 T		家	屋	償却資産	行 番 号	価格計(D)
		件 数	数 量 (<u>m²</u>)	価格(A) (<u>千円</u>)	件 数	数 量 (m²)	価格(B) (千円)	価格(C) (<u>千円</u>)		(A)+(B)+(C) (千円)
貸 法第4条第1項の 1/6の適用が	「あるもの ⁹ 0 1 (183	92, 151	12, 332, 849	40	46	56	66 75	0 1 1	12, 332, 849
付 特例の適用がある 1/3の適用が も の	ぶあるもの 0 2 () 5	512	89, 800					0 2 1	89, 800
も の 1/3の週刊が 2/5の適用が)			43	78, 377	5, 318, 786		0 3 1	5, 318, 786
ト記以外のま	0 4 () 187	191, 128	7, 457, 514	1	573	1	133, 653	0 4 1	7, 591, 168
産計	0 5 (283, 791	19, 880, 163	44		5, 318, 787	133, 653	0 5 1	25, 332, 603
空す 法第4条第1項の 1/6の適用が			,						0 6 1	0
巻る 特例の適用がある 1/3の適用が									0 7 1	0
の固 も の 2/5の適用が)							0 8 1	0
田宝 1/2の適用が)							0 9 1	0
L記以外のもの									1 0 1	0
供產計	1 1 (0	0	0	0	0	0	1 1 1	0
国有林野に係る三	土 地 1 2 () 2	4, 149, 787	50, 032					1 2 1	50, 032
発は供えるまの円に出地方公営企業に	[係るもの 1 3 (1 3 1	
電送す 発電所の用に供 特定多目的ダム法の規 ける多目的ダムとの規 ける多目的ダムと	定の適用を受 こ係るもの 1 4 ()							1 4 1	0
・施固変設定で電所又は送電施設の用に供する	5 固定資産 1 5 ()							1 5 1	0
一	1 6 (0	0	0	0	0	0	0	1 6 1	0
水に 地に ダム以外のものの用に供									1 7 1	
が 道供	ぶあるもの 1 8 (1 8 1	
									1 9 1	
施す									2 0 1	
設									2 1 1	0
等に 法の規定の適用 3/4の適用が を受ける多目的 3/4の適用が									2 2 1	0
の資 ダムに係るもの 特例率の適用が									2 3 1	0
用產計	2 4 0	0	0	0	0	0	0	0	2 4 1	0
石油備蓄施設の用に供する固	定資産 2 5 ()							2 5 1	0
合 計	2 6 (377	4, 433, 578	19, 930, 195	44	78, 950	5, 318, 787	133, 653	2 6 1	25, 382, 635

州	方を	ド	表番号				
12	8	1	0	0	0	78	98

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

							(10)		(11)	(12)	(13)	(14)	(15)			(16)
								公	- 11		<u> </u>	資		産		
		台			佂		(通知		<u></u> 価格)						
	区	分	行	番	号		土		地		家 -	_ 屋	償却資産	行 番	: 号	価格計(D)
						件 数	数量	1	価格(A) (千円)	件 数	数 量 (m²)	価格(B) (千円)	価 格 (C)			
			9			12	18	(m²)	1 30 (千円)	40	(m ^r)	56	(千円)	9	•	(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の 特例の適用がある	1/6の適用があるもの	0	1	2	118		3, 114	50, 750, 312				/*	0 1	3	50, 750, 312
付	村別の適用がある	1/3の適用があるもの	0	2	2	2	1	, 923	408, 377					0 2	3	408, 377
資	0 0	2/5の適用があるもの	0	3	2					127	839, 911	70, 756, 398		0 3	3	70, 756, 398
産	上 記 以	外のもの	0	4	2	10	24	1, 448	2, 539, 263	3	13, 044	1, 300, 842	37, 025	0 4	3	3, 877, 130
生		計	0	5	2	130	729	, 485	53, 697, 952	130	852, 955	72, 057, 240	37, 025	0 5	3	125, 792, 217
空す	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	0	6	2									0 6	3	0
港る	特例の適用がある	1/3の適用があるもの	0	7	2									0 7	3	0
の固	もの	2/5の適用があるもの	0	8	2									0 8	3	0
用定	上記以外のもの	1/2の適用があるもの	0	9	2									0 9	3	0
に資	エ記以外のもの	1/4の適用があるもの	1	0	2									1 0	3	0
供産		計	1	1	2	0		0	0	0	0	0	0	1 1	3	0
玉	有 林 野	に係る土地	1	2	2									1 2	3	
発は供	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1	3	2									1 3	3	0
所電ム	する固定資産	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダム に係るもの	1	4	2									1 4	3	0
・変電の固定	変電所又は送電旅	 直設の用に供する固定資産	1	5	2									1 5	3	0
所用資 又に産		計	1	6	2	0		0	0	0	0	0	0	1 6	3	0
水に	地に ダム以外の	りものの用に供する土地	1	7	2	3	370), 106	3, 787, 310					1 7	3	3, 787, 310
道供	_{方係} 公 _ス ダムの用	1/2の適用があるもの	1	8	2									1 8	3	0
施す	メンタン タムの用 の は の は の は の は の は の は の は の は の は の	3/4の適用があるもの	1	9	2									1 9	3	0
フ	素の 固 疋 貨 座	特例率の適用がないもの	2	0	2					1	29	7, 305	6, 887	2 0	3	14, 192
設置	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2	1	2									2 1	3	0
寺定	伝の規定の週用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2	2	2									2 2	3	0
の資	ダムに係るもの	特例率の適用がないもの	2	3	2									2 3	3	0
用産		計	2	4	2	3	370), 106	3, 787, 310	1	29	7, 305	6, 887	2 4	3	3, 801, 502
石 油		に供する固定資産		5										2 5		
	合	1	2	6	2	133	1, 099	9, 591	57, 485, 262	131	852, 984	72, 064, 545	43, 912	2 6	3	129, 593, 719

125 概調交-3

地	地方公共団体コード										
12	8	0	⁷ 8	98							

平成27年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		——				(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
						国 有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増減額
	区	分	行	番	早		交付金額		交付金額	(A) + (B) (C)	(D)	(C) (D)
)J	.1.1	Ħ	7	算定標準額	(円)(A) 注:百円未満の端数は生	算定標準額	(円)(B) 注:百円未満の端数は生	(円) 注:百円未満の端数は生	注:百円未満の端数は生	(C) - (D)
						(手円)	じないものであること	(千円)	じないものであること	じないものであること	じないものであること	(円)
貸	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	9	1	4	¹² 2, 055, 475	²² 28, 776, 500	³⁴ 8, 458, 385	⁴⁴ 118, 417, 300	⁵⁶ 147, 193, 800	68 79 147, 521, 200	△ 327, 400
	特例の適用がある										, ,	, ,
付	₹ <i>0</i>	1/3の適用があるもの		2		29, 933	418, 900	,		2, 324, 600	2, 217, 900	106, 700
資	1 == 11	2/5の適用があるもの		3		2, 127, 514	29, 785, 000			426, 020, 800	482, 906, 900	△ 56, 886, 100
産	上 記 以	<u>外のもの</u> 計		4 5		7, 591, 168	106, 276, 000		54, 279, 600	160, 555, 600	151, 182, 900	9, 372, 700
# -	山 <i>牌 4 夕牌 4 百</i> 页	1/6の適用があるもの		6		11, 804, 090	165, 256, 400	40, 774, 200	570, 838, 400	736, 094, 800	783, 828, 900	△ 47, 734, 100
空す	法第4条第1項の 特例の適用がある	1/3の適用があるもの	_	7	_					0		0
港るの固	17月の週月かめる	2/5の適用があるもの		8						0		0
用定		1/2の適用があるもの	_	9						0		0
に資	上記以外のもの	1/4の適用があるもの		0						0		0
供産		計		1		0	0	0	0	0	0	0
国	有 林 野	<u>- ''</u> に 係 る 土 地		2		50, 032	700, 400			700, 400	664, 200	36, 200
発は供		地方公営企業に係るもの	_	3		00,002	100, 100			0	001, 200	0
電送す	発電所の用に供する固定資産.	特定多目的ダム法の規定の適用を受	1	_						0		0
一 所・変の 固っ	9 る回た貝座・	ける多目的ダムに係るもの	1	4	4					0		0
変設宣電の定	変電所又は送電筋	施設の用に供する固定資産	1	5	4					0		0
所用質		計	1	6	4	0	0	0	0	0	0	0
又に産	地にダム以外の	のものの用に供する土地		7				3, 787, 310	53, 022, 300	53, 022, 300	53, 022, 300	0
水に	方核	1/2の適用があるもの		8				3, 101, 310	55, 022, 500	00, 022, 300	55, 044, 500	0
道供	公 ダムの用									0		0
施す	企り日定答案	3/4の適用があるもの	-	9				14 100	100 000	100,000	000 700	0 A F 100
設っ	来 * *	特例率の適用がないもの	-	0				14, 192	198, 600	198, 600	203, 700	△ 5, 100
直	特定多目的ダム法の規定の適用	1/2の適用があるもの		1						0		0
等定	を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2	2	4					0		0
の資	ダムに係るもの	特例率の適用がないもの	2	3	4					0		0
用産		計	2	4	4	0	0	3, 801, 502	53, 220, 900	53, 220, 900	53, 226, 000	△ 5,100
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2	5	4					0		0
	合	計	2	6	4	11, 854, 122	165, 956, 800	44, 575, 702	624, 059, 300	790, 016, 100	837, 719, 100	△ 47, 703, 000